

〔研究ノート〕

中世ピサ海法史覚書き

——コムーネの始期から最盛期にかけて——

栗 田 和 彦

目 次

- I はし が き
- II ピ サ
- III 逸話のなかの海法
 - III-1 サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラーノ大聖堂での海法の承認
 - III-2 神聖ローマ皇帝 Enrico 4 世による海事慣習法の承認
- IV Constitutum Usus
 - IV-1 写 本
 - IV-2 前 文
 - IV-3 海 法 規 定
- V むすびにかえて

I はし が き

本稿は、ピサ (Pisa) が海洋国家としての地歩を確かなものとした11世紀後半に存在したという海事慣習法と、繁栄の絶頂期に編纂・施行された市慣習法 (Constitutum Usus: 以下、Const. Usus) のなかに存在する海 (事) 法規定について、その所在の確認と概要の把握を意図するものである。

ピサは、周知のとおり、アマルフィ (Amalfi)、ヴェネツィア (Venezia) およびジェノヴァ (Genova) とともに、中世イタリアの四大海洋共和国と称されており、とりわけ、12～13世紀に大いに栄えた、といわれている。繁栄を誇った海洋共和国であれば、そこには、当然、海運・海商を支える海法が存在したはずである。

事実、中世イタリアの都市国家の海法に関して項を設ける海法の文献は、ピサについて、ほぼ一様に、以下の慣習法・規約¹⁾に言及している。

1) Francesco Bonaini (per cura di), *Statuti inediti della città di Pisa dal XII al XIV secolo*, vol. 1, Firenze, 1854; vol. 2, Firenze, 1870; Vol. 3, Firenze, 1857 がそれら

- ① Constitutum Usus (ピサ歴1161年：1160年)
- ② Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis (ピサ歴1306年：1305年)
- ③ Breve dell'Ordine del Mare della Città di Pisa (ピサ歴1323年：1322年)
- ④ Breve Portus Kallaretani (ピサ歴1318年：1317年)

まず、本稿が主に①Const. Usus のなかに存在する海法規定を検討対象とする——それも、海法規定の所在の確認と概要の把握にとどまる——理由を簡単にのべておきたい。

サブタイトルにあるように、本稿は、「コムーネの始期から最盛期にかけて」の海法を検討対象にしている。ピサが「海洋共和国」という学術用語というより歴史ロマンに満ちた呼称を冠せられた時期は、11世紀後半からフィレンツェに併呑された1406年までのあいだであろう。

ピサは、1284年8月、メロリア (Meloria) 海戦において、ジェノヴァに大敗し、衰退が顕在化するが、②～③は、その海戦後の立法であり、本稿の考察の対象から外れる。

もちろん、②と③は、中世ピサ海法の記念碑的立法というべき海事団体 (ordo maris) の規約集であり、ピサ海法史を論じるうえで、無視することはできない。事実、

↘の歴史的史料を網羅的に収集している。

Francesco BONAINI 1806年7月20日、リヴォルノ (Livorno) 生まれ。ピサ大学で法学 (1825年法学士) と神学 (1826年神学士) を学び、フィレンツェ神学校 (Collegio teologico fiorentino) の教会法副教授に就任。1827年正教授に昇格し、ピサ市および同市と政治的・経済的・商業的に関係の深かった諸都市の古文書館に残る文献・史料の研究に勤しむ。それらの文献・史料に基づく研究成果を、創刊 (1842年) 間もない歴史学雑誌 *Archivio storico italiano* に寄稿するなど、旺盛な研究活動を継続。一時 (1848年) 病を得てペルージャ (Perugia) での静養を余儀なくされるが、その地でも史料収集・研究を怠らず、約1年の静養後、同地で収集した未刊の史料を *Archivio storico italiano* (1850～1851年) に発表。それと前後し、トスカーナ (Toscana) 州の各地にある古文書館の再整備に尽力し、1855年 (6月20日)、フィレンツェ (Firenze) 中央古文書館の創設にこぎつける。その後、シエーナ (Siena) 国立古文書館やルッカ (Lucca) 国立古文書館の設立を経て、1860年、臨時政府にピサ国立古文書館の設立を決定させ、さらに、マルケ (Marche) 州やウンブリア (Umbria) 州などの古文書館整備にも係わる。クルスカ・アカデミー (Accademia della Crusca) の要職を務めるなど、言語学者としての活躍も目覚ましく、多くの優れた後進を育成した。1870年春、再び病に倒れ、1874年8月28日、静養先のピストイア (Pistoia) で永眠 (享年67歳)。以上は、主に、*Dizionario Biografico degli Italiani*, vol. 11, Roma, 1969, pp. 513-516 (Giulio Prunai) によっている。

1世紀以上前のものであるが、詳細な研究がドイツでなされている²⁾ほか、イタリアにおいても、その概要を紹介した文献が複数存在している³⁾。

研究深化・拡大のため、②と③だけではなく、同時代に編纂・公布された他の商人団体の規約集にある海法関連規定を含めて、個々の海法規定について、いきなり、分析・検討を試みても、迷路に迷い込むだけであろう。ピサ海法の詳細な分析・検討には、丹念な計画・準備と多くの日数を要する。

また、④は、当時ピサの統治下にあったカリアリ (Cagliari) の港湾規約であり、ピサ法の影響を強く受けている、といわれている。ピサ海法史ないしイタリア海法史 (さらにいえば、地中海海法史) 研究上、その重要性を指摘されているが⁴⁾、研究の優先順位からすると、後に回さざるをえない。

しかし、ピサ海法全体を俯瞰する研究の完成を待つのは、いたずらに年月を経過させるだけに終わるもの、と思われる。

一方、Const. Usus に関しては、多くの歴史研究が蓄積しているが、海法の規定に特化しその内容を紹介した研究は、イタリアにおいても、ごくかぎられており、それらも、あまり詳しくはない⁵⁾。わが国においては、Const. Usus の海法規定の内容は、ほとん

2) Adolf Schaube, *Das Konsulat des Meeres in Pisa*, Leipzig, 1888.

3) Amerigo D'Amia, *Appunti circa il diritto e l'ordinamento marittimo della repubblica pisana*, in *Studi di storia e diritto in onore di Arrigo Solmi*, vol. 2, Milano, 1941, pp. 399-441; Mario Chiaudano, *Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis*, in *Novissimo Digesto Italiano*, vol. 2, Torino, 1958, p. 575; ecc.

4) Cf. Chiaudano, *Breve Portus Kallaretani*, in *Novissimo Digesto Italiano*, vol. 2, pp. 576-577; Francesco Artizzu, *Gli ordinamenti pisani per il porto di Cagliari: Breve Portus Kallaretani*, Roma, 1979; ecc.

5) Mario Murino, *Andar per mare nel medioevo: Le antiche consuetudini marittime italiane*, Chieti, 1988, pp. 156-170; Marco Tangheroni, *Normativa marittima pisana. Osservazioni e confronti*, in (a cura di Gabriella Rossetti) *Legislazione e prassi istituzionale a Pisa (secoli XI-XIII): Una tradizione normativa esemplare*, Napoli, 2001, pp. 163-180; Antonio Lozzi, *Codici e consuetudini nella storia del commercio marittimo: Dal Codice di Hammurabi alle repubbliche marinare*, Milano, 2010, pp. 288-302. なお、イタリアの外であるが、John H. Pryor, *The Origins of the Commenda Contract, and Mediterranean Commerce in the Middle Ages: A Voyage under Contract of Commenda, in Commerce, Shipping and Naval Warfare in the Medieval Mediterranean*, London, 1987, pp. 5-37 and pp. 133-194 respectively は、Const. Usus のコメンダ契約に関する規定、とりわけ、第22条について詳しいが、その他の海法に関する規定には

ど知られていない⁶⁾⁷⁾。

しかし、それは、Const. Usus がピサ海法史ないしイタリア海法史研究上の重要性に欠けるからではなく、むしろ、Const. Usus の重要性は、かなり早い段階から、イタリアのみならず、広く、認識されていたようである⁸⁾。Const. Usus の研究は、②～④に関する研究上も、重要な意義を有するもの、と思われる。

本格的な検証は将来の課題として、本稿は、とりあえず、海洋国家ピサの繁栄の前半期を彩った海法、とりわけ、ピサ海法史ないしイタリア海法史研究上の重要性が指摘されながら、イタリアにおいても充分な検討・紹介がなされていない Const. Usus の海法規定について、いわゆる、研究ノートを取り纏めておくものである。

*** 固有名詞の表記** 本稿には、多くの固有名詞が出てくるが、それらの表記方法は、原則として、イタリア語の参考文献のそれにしたがう。固有名詞の表記について対立があっても、本稿は、いずれかの主張に与するものではない。

*** 主要参考文献の略称** 頻繁に引用する文献は、以下のよう略称する。

① Bonaini : Francesco Bonaini (per cura di), *Statuti inediti della città di Pisa dal XII al XIV secolo*, vol. 2, Firenze, 1870.

② Bonaini, vol. 1 : Lo stesso (per cura di), *Statuti inediti della città di Pisa dal XII al XIV secolo*, vol. 1 Firenze, 1854.

↘ほとんど言及していない。

6) 谷川久『海事私法の構造と特異性——海事私法学の基礎理論——』・有斐閣・1958年・39頁以下が、「中世海事法とその変遷」の項において、「領主より自治権を獲得し、立法権をもその掌中に収めていた……海港都市における都市条例の形で」形成された海事法の例として Const. Usus を、そして、「各海港都市において結成されていた同業組合……における規約」の例として Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis を掲げているが、それらの内容については、まったくふれていない。竹井廉『海商法』・日本評論社・1937年・26頁も同様。

7) 大友健児「Pisa の Consules maris (コンソラート・デル・マール研究)」・商船大学研究報告・3号B (1953年) 23-30頁は、Lucien de Valroger, *Étude sur l'institution des consuls de la mer au moyen âge*, 1891 に依拠しながら、ピサの海事評議員 (consules maris) の概要を紹介しているが、そのなかで、Const. Usus の内容に若干ふれている (ただし、具体的な条文番号を示していない)。

8) Rudolf Wagner, *Handbuch des Seerechts*, 1 st. Bd., Leipzig, 1884, S. 64; Arthur Desjardins, *Introduction historique a l'étude du droit commercial maritime*, Paris, 1890, pp. 38-39.

③Pardessus : Jean Marie Pardessus, *Collection de lois maritimes antérieures au XVIII siècle*, tom. 4, Paris, 1837.

④Pardessus, tom. 2 : Le même, *Collection de lois maritimes antérieures au XVIII siècle*, tom. 2, Paris, 1831.

⑤Vignoli : Paola Vignoli (a cura di), *I costituti della legge e dell'uso di Pisa (sec. XII)*, Roma, 2003.

II ピ サ

「斜塔」で世界的に有名なピサではあるが、その海法について議論する前に、その地理および歴史について概観しておきたい。ピサの海法も、往時の海商・航海の慣習のなかから生まれてきたものであり、それについて議論するには、表層的・断片的であっても、その時代の知識を有していることが便宜にかなう、と思われるからである⁹⁾。

【地理】ピサは、現在、ティレニア海 (M. Tirreno) にそそぐアルノ川 (F. Arno) の河口から約12km 遡上した辺りに位置している。かつてピサが海洋都市として繁栄していたころ、港湾施設を擁していた河口周辺部は、現在よりも数km内陸部にあった。

かつてエトルリア (Etrulia) と称されていた地域に含まれるピサの周辺からエトルリア人の生活の痕跡が発見されるのは、当然のこととしても、現在のピサにつながる都市の基盤を築いたのは、ローマ人というべきであろう (ピサの起源・創設者について、ギリシャ人とする説など、諸説存在したが、おそらく超克された議論であり、それらには深入りしない)。

ピサが栄えた地理的要因として、ジェノヴァなど北部の街からローマ (Roma) の外港オスティア (Ostia) に通じる航路の寄港地として、最適であった (ほかに適当な場所がなかった) ことがあげられる。

ローマ人は、ピサの戦略的拠点としての重要性をよく認識しており、カルタゴ (Cartagine) などとの戦いに際して、ピサの港 (Portus pisanus) は重要な基地の役割を果たした。

9) 同様の作業は、イタリア海法の研究書では広く行われており、筆者も、拙著『アマルフィ海法研究試論』・関西大学出版部・2003年・1-21頁、拙著『シチリア海法序説』・関西大学出版部・2018年・1-12頁、拙稿「中世アドリア海法史素描——その所在を求めて——」・関西大学法学論集71巻2号 (2021年) 372-375頁などで行っている。

紀元前89年、ピサは、ローマ市民権 (cittadinanza romana) を獲得し、その後、Opsequens Iulia Pisana (ないし、Colonia Iulia obsequens) と称されるようになった。

【歴史】 ローマ人にとって戦略的拠点としての重要性を有していたにもかかわらず、紀元前89年以降の3世紀以上、参照した辞典・著書*にピサに関する(目ぼしい)記述がない。

313年 司教座の設置。ローマ帝国の衰退(西ローマ帝国の滅亡)とともに、ピサの重要性は弱まる(イタリア本土におけるローマ帝国の中心地がラヴェンナ [Ravenna] に移り、ピサは幹線路から外れる)。統治者が、オドアケル(傭兵隊長・Odoacre)、東ゴート人、ビザンツ人、ロ(ラ)ンゴバルド人と代わるが、ピサの有する海運力は不変。

603年 ローマ教皇 Gregorio Magno (Gregorio 1世、540? - 604年)の要請に応じ、ビザンツ帝国遠征のために、大型高速帆船(dromone)の提供可能なほどの船団を保有。

700年 7世紀の中ごろからシチリア(Sicilia)進出を試みていたアラブ人がパンテレリア(Pantelleria)島を手に入れ、740年、シラクサ(Siracusa)を脅かす。

808年 ピサ船隊、コマッキオ(Comacchio)で、ヴェネツィアと争う。

828年 北アフリカ海岸まで遠征する海運力を保有。

871年 アラブ人のサレルノ(Salerno)攻撃に対する防衛戦に参加後、約130年間、大きな出来事の報告はない(970年、カラブリア[Calabria]海岸を襲った記録がある程度)。

1005年(8月6日) レッジョ(Reggio)におけるシチリアのアラブ人との戦いに勝利。

1015-1016年 ローマ教皇 Benedetto 8世の要請に応じ、ジェノヴァとともに、スペイン海岸域、バレアレス(Baleari)諸島およびサルデーニャ(Sardegna)のアラブ人たちをイタリアの島々から追い出す戦いに参加(成功するのは先のこと)、1034年には、北アフリカでも勝利。

1063年 ノルマン王 Ruggero 1世のパレルモ(Palermo)攻略に助勢し、莫大な財宝を入手(その財宝を大聖堂の装飾に用いる)。

1075年と1081年 ピサに海法が存在していた、とする逸話が2つ残されている。真偽のほどは定かではないが、当時すでに、ピサが繁栄していたことを示すものとして興味深いので、Ⅲで紹介したい。

1096-1099年 第1回目の十字軍に参加。

1113-1114年 バレアレス諸島のアラブ人と戦う(神聖ローマ皇帝 Enrico 5世は、

この勝利は、「帝国とキリスト教の栄光のため」と称賛するも、長く続かず)。

1135年と1137年 以前に2度(1111年と1126年)協定を締結していたが、長く利害対立関係にあったアマルフィを徹底的に攻略・破壊。この時の戦利品のなかに、学説彙纂の写本(いわゆる Firenze 本)が含まれていたとの説は、かなり信憑性が高い¹⁰⁾。

1143-1155年 ルッカ(Lucca)との長い戦い(古くは、1030年に遡る)の末、内陸部につながる後背地・ヴァル・デラ(Val d'Era)を取得。

1153年10月28日 都市国家(comune)として、完全な自立性(とりわけ、財政統治権)を獲得(有力説¹¹⁾)。

12世紀のあいだ、ピサの都市国家としての組織は、より複雑・高度化し、海運関係者や商人などの自治組織が生成・発展したため、規範の編纂・成文化(以前から遵守されてきた慣習法の編纂や時代の要請に応じた法改正など)が必要になる。

1160年 数年間の編纂作業を経て、Const. Usus(それと前後して Constitutum Legis)を完成。Const. Ususにある10数カ条の海法規定は、イタリア最古の成文海法(少なくとも、そのうちの1つ)であり、イタリア(さらには、地中海)海法史研究上、きわめて重要¹²⁾。

1162年(4月6日) 神聖ローマ皇帝 Federico 1世、ピサに完全な民事・刑事裁判権を承認。

10) ローマ教皇 Onorio 2世の死後(1130年)、教皇に Innocenzo 2世、対立教皇に Anacleto 2世が選出される異常事態が生じた。1134年夏、Anacleto 2世の支持者であったシチリア王 Ruggero 2世が病気となり、それに乗じ、Ruggero 2世の敵対者と Innocenzo 2世の支持者の連合軍(そのなかにピサも含まれていた)が、反 Ruggero 2世の戦いの狼煙を上げた。1131年2月から Ruggero 2世の統治下におかれ、その命に逆らえずに船隊を提供せざるをえなかったアマルフィは、ピサの敵対者の立場に立たされ、その攻略・略奪を受けることになった。この辺の事情について、拙著『アマルフィ海法研究試論』・17-19頁参照。

11) 四大海洋共和国の歴史に詳しく関連著書の多い歴史家 Gino Benvenuti, *Storia della repubblica di Pisa*, Pisa, 1982 (ristampa 2003), p. 60によると、ピサが都市国家(comune)として、完全な自立性(とりわけ、財政統治権)を獲得できたのは、1153年10月28日の評議員と人民の子爵失権宣言により、子爵が有していた財政権限が comuneに移り、comuneが政治的・財政的自立性を完全に掌握できたから、という。ピサにおいて立法活動が活発化するようになったのは、それ以降といえる。

12) Constitutum Legisには海事関係規定の存在を認めない立場が一般的のようである。Ad. es., Riniero Zeno, *Storia del diritto marittimo italiano nel mediterraneo*, Milano, 1946, p. 142.

1190年 司法長官 (podestà) 制度を設置 (最初の記録は1150年とする説もある¹³⁾)。ピサの発展は周辺諸都市との軋轢・利害対立を生み、教皇派と皇帝派の対立がピサに影響を及ぼす。

1216年 カリアリに防衛施設・城壁 (Castel di Castro) を構築。

1221年 フィレンツェと開戦し、その後も、周辺都市と争う。

1241年 ピサとシチリアの連合軍、ジリオ (Giglio) 沖海戦で、ジェノヴァ軍に勝利。

1250年 シチリア王 Federico 2 世の死後、徐々に衰退に向う。市の支配権をめぐる Visconti 家と Gherardesca 家のピサ内部の争いも衰退の要因。

1254年 Federico 2 世を継いだ嫡子 Corrado 4 世 (神聖ローマ皇帝 Konrad 4 世) が病死し、弟 Manfredi と Corradino (Corrado 4 世の嫡子) の統治も短く終わる。

1266年 Manfredi がローマ教皇 Clemente 4 世によりシチリア王と認められたアンジュー朝 Carlo 1 世との戦いで戦死。

1268年 Corradino もナポリ (Napoli) で斬首され、ピサが支持していたホーヘンシュタウフェン (スワヴィア) 朝の男系が断絶。

1275年 (7月2日) アシャーノ (Asciano) で教皇派の都市連合軍に敗北。

1282年 ジェノヴァとの争いを再開するが、これが衰退の重大な原因につながる。

1284年8月6日 メロリア海戦において、ジェノヴァ軍に歴史的な大敗 (この敗戦を機に衰退が顕在化)。ジェノヴァは、戦後処理として、ピサの主要港湾施設を徹底的に破壊。

1299年 (6月) ジェノヴァとの和平協定により、コルシカおよびログロード (Logudoro: サルデーニャ北西部) などを放棄。

1305年 数年間の準備作業を経て、Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis (ピサ市海

13) ピサは、法学教育に熱心であったようである。1193年に Universitas で法学教育がなされていた記録が残っているようであるが、実際には、それ以前よりなされていたであろう。1146年以降、いくつかの文書にみられるが、当時、ピサでは傑出した法律家であり学説彙纂の翻訳者として知られる (翻訳家などとしても優れていた) Burgundione (1110頃~1193年) が活動しており、“iudex pisanae reipublicae (ピサ共和国裁判官)”、“doctor doctorum (教師のなかの教師)”あるいは“magister (長官)”などと尊称され、広く尊敬を集めていた。なお、彼は、1169-1171年にコンスタンチノーブル (Constantinopoli) でピサの大使職にあったが、一説によると、学説彙纂をコンスタンチノーブルから持ち帰った、という。Burgundione については、*Dizionario Biografico degli Italiani*, vol. 15, Roma, 1972, pp. 423-428 (Filippo Liotta) などを参照。

事裁判所規約)を完成。ラテン語の130カ条からなる本規約は、後年(1322年)、追加・修正・イタリア語化され Breve dell'Ordine del Mare della Città di Pisa となる(何度か改正され、1343年には143カ条となる¹⁴⁾)。

1315年 モンテカティニ(Montecatini)でルッカ軍を打ち破る力を残していたが、衰退は進み、外部では、ジェノヴァ、ヴェネツィアやバルセロナ(Barcellona)が勢力を拡大。

1326年(6月10日) アラゴン王との和平により、サルデーニャ全体を失う。

1343年9月3日 ローマ教皇Clemente 6世、ピサ大学の創立を正式に認可(この時期のピサにとり数少ない誇らしい出来事)。

1369年から1392年 Pietro Gambacorta 統治の時代は、政治的・経済的衰退に歯止めがかかり、平穏と秩序が保たれる。

1392年(10月) Iacopo d'Appiano、突如、反乱を起こし(Gian Galeazzo Viscontiの庇護のもと)、政権奪取。

1399年(1月) 父Iacopoから統治権を受け継いだGherardo d'Appianoは、統治権継承から1カ月ほどで、ピサの統治権をピオンビーノ(Piombino)とエルバ(Elba)島のそれと併せて、Gian Galeazzo Viscontiに(20万金フローリンで)売却。

1402年(9月) Gian Galeazzo Viscontiの死後、嫡子Gabriele(o Gabriello) Maria Viscontiがピサを相続し、1403年(11月)、統治権を正式に手中にするため、ミラノ(Milano)からピサに入る。

1405年(7月) Visconti家のピサ支配を危惧していたフィレンツェは、Gabrieleの不人気に乗じ、彼からピサを買い取り(20.6万金フローリンで)、同年10月から、ピサ制圧に動きはじめるが、ピサは強く反発。

1406年の年明け 飢餓・困憊が甚だしいなか、市民は、なおも、必死の抵抗を続け、新たなリーダー(capitano e difensore del popolo: 人民の長で守護者)に、フィレンツェと良好な関係を築いていたGambacorta家のGiovanni Gambacortaを選任。

1406年10月6日 Giovanniは、有利な条件でのフィレンツェとの和平を期待していた

14) ピサは、Breve Curiae Maris Pisanae Civitatisと相前後し、ラテン語文のBreve Consulum Curiae Mercatorum Pisanae Civitatis、Breve Collegii Notariorum、Breve Artis Fabrorum(これらは1305年)など、複数の団体規約を公布し、そして、1321年には、イタリア語文のBreve dei Consoli della Corte dell'Ordine de'Mercatantiを公布した。これらの作業は、メロリア海戦の敗北以降、衰退期に入った自国に、以前の輝きを取り戻す目的でなされたのであろう。

ピサを裏切り（5万金フローリンで）、前年の Gabriele Maria Visconti とフィレンツェの約定（ピサの統治権の譲渡）の有効性を承認。

1406年10月9日 フィレンツェに制圧され、共和国 (repubblica) ピサは、終わる¹⁵⁾。

* 本稿におけるピサの【地理】と【歴史】に関する記述は、主として、下記の辞典・著書による。

Enciclopedia Italiana di scienze, lettere ed arti, vol. 27, Roma, 1935 (ristampa, Roma, 1949), pp. 392-405.

Dizionario Enciclopedico Italiano, vol. 9, Roma, 1970, pp. 467-468.

Grande Enciclopedia De Agostino, vol. 17, Novara, 1994, pp. 250-251.

Gino Benvenuti, *Storia della repubblica di Pisa*, Pisa, 1982 (ristampa, Pisa, 2003).

Lo stesso, *Le repubbliche marinare*, Roma, 1989.

III 逸話のなかの海法

ピサにおいて、その政治・経済活動が高度化・活発化するにつれ、社会生活関係を規律する規範が不文の慣習法で足りた時代が終わり、成文法制定の必要性が共通に認識されるようになったのは何時ごろなのか。その時期の正確な特定は、イタリア法制史研究家のあいだでも、達成されていないようである。

近時の有力説によれば、1080年ころには、市法 (diritto municipale) の編纂を推測させる文書が残されているが¹⁶⁾、立法活動が本格化・活発化したのは、ピサが名実とも

15) Benvenuti, *Storia...cit.*, p. 237 も、ここでピサ共和国の歴史の著述を終えている。海洋共和国としてのピサの再興が叶わなかったのは、フィレンツェがピサの自立性を決して認めなかったのが最大の政治的要因であろうが、自然的要因として、ピサの港が、かなり以前からアルノ川とセルキオ (Serchio) 川が運搬してくる土砂に埋まり、大型船がピサの中心地までアルノ川を遡上できなくなっていたことがあげられる。ティレニア海への出口の役割は、新しく開発が進んだりヴォルノに移ってしまった。

16) 正確に時期を特定しえないが、司教 Gerardo (1080-1085) の時期にログロードの判事 Mariano di Lacon がピサ市民にあてた文書 (Securitas Mariani Iudicis Logodurensis) や塔の高さを規制した規定に関する大司教 Daiberto (1088-1092) の仲裁判決の記録 (Securitas Daiberti Episcopi) などが残されている。Cf. Ottavio Banti (a cura di), *I brevi dei consoli del comune di Pisa degli anni 1162 e 1164*, Roma, 1997, pp. 107-113; Bonaini, vol. 1, pp. 16-18.

に、都市国家として自立性を獲得した時期¹⁷⁾以降、すなわち、12世紀半ばころからのようである¹⁸⁾。

ここで、少し前のことになるが、Ⅱの【歴史】のところでも予告したように、ピサの海法史を論じるうえで忘れることができない1075年と1081年の2つの逸話にふれておきたい。

Ⅲ-1 サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラーノ大聖堂での海法の承認

1つ目の逸話は、1075年3月1日、ローマのサン・ジョヴァンニ・イン・ラテラーノ大聖堂 (Basilica di S. Giovanni in Laterano) で海法が承認された、とするものであり、2つの異なった文書によって報告されている。

2つの文書とは、世界三大海法の1つ、コンソラート・デル・マーレ (Libro del Consolato del Mare : 以下、Con. d. Mar.) の印刷本の多くに掲載されている、いわゆる「承認文」と17世紀の修道僧が残した文書 (以下、Gaetani 文書) である。

そして、2つの文書を (主要な) 論拠として、Con. d. Mar. の編纂時期および場所を根拠づける有力な説が存在した。「1050年・ピサ起源説 (以下、1050年説)」および「1075年・ピサ起源説 (以下、1075年説)」である。

Con. d. Mar. は、おそらく、中世海法のなかにあつて、その起源 (編纂時期・場所・言語など) に関して、もっとも多く議論がなされた法であろう。とりわけ、編纂時期および場所について、欧州の学説は、林立・混淆している¹⁹⁾。

17) 前注11)参照。

18) 1075年、ピサの代表者たちがローマ教皇 Gregorio 7 世に海法典の裁可を請願した時期、あるいは、1081年、神聖ローマ皇帝 Enrico 4 世から海事慣習 (法) の承認をえた時期に (すでに) ピサの立法活動はなされていた、との解釈も存在するが、立法活動が本格化・活発化したのは、本文にのべたとおり、12世紀半ばころ、とりわけ、1160年代以降であろう。Ⅲ-2を参照。

19) わが国の Con. d. Mar. に関する先駆的研究者であり、双璧をなす寺田教授および樋貝教授によると、編纂時期について、もっとも早くは9世紀説、遅くは14世紀説または15世紀説の5または6つの説に大別され、さらに、11世紀説から14世紀説の4説は、2から4の説に細分され (計13説)、編纂場所の関しては、ゴッドランド説、ジェノヴァ説、ピサ説、マルセーユ説、バルセロナ説 (付ヴァレンシア説) のほか独立の存在なしとの説などがみられる、という。寺田四郎『『コンソラート・デル・マーレ』ニ就テ』・法学協会雑誌38巻8号 (1920年) 950-977頁、同『『コンソラート・デル・マーレ』ニ就テ (承前)』・法学協会雑誌38巻9号1162-1163頁、樋貝詮三『海の慣習法』・良書普及会・1943年・50-76頁。

本稿は、同法を直接の検討対象にしておらず、また、筆者に、その起源について容喙する能力は備わっていないし、その意思もない²⁰⁾。

ただ、本稿との関係で、かつて有力であった「1050年説」および「1075年説」の主たる論拠とされていた「承認文」と「Gaetani 文書」について若干ふれておきたい。この2つの文書は、現在、ほぼ「偽作」の扱いを受けており、それらを論拠（の1つ）とする「1050年説」および「1075年説」も「謬説」のような評価を受けているが、そのままではよいのかを少し考えてみたいのである。

便宜のため、馬場教授と樋貝教授の研究にしたがい²¹⁾、Con. d. Mar. 研究の権威・Capmany が承認文の信憑性を否定した（1779年）前後で、「1050年説」および「1075年説」を分類しておく（編纂時期を特定しないピサ起源説は他にも多い）。

*1050年説 Capmany 前：報告なし。Capmany 後：Bettinelli（1786年）、Schaube（1888年）、Giannini（1907年）。

*1075年説 Capmany 前：Gaetani（Muratori・1723年）、Valsecchi（1727年）。Capmany 後：De Jorio（1781年）、Azuni（1795年）、Baldasseroni（1807年）。

Ⅲ－1－1 コンソラート・デル・マーレの承認文

Con. d. Mar. は、西欧諸国、とりわけスペインおよびイタリアで多数複製・出版され、そのうちの多くが、同法の承認された場所と年を列挙した「承認文」を掲載している、といわれている。しかし、印刷物により、差異がみられるようである（筆者所有の2冊の印刷物にも、若干の形式的な差異はある²²⁾）。

20) 前注19)でみたように、Con. d. Mar. の起源に関する学説は、林立・混淆しており、将来も1つの説に収斂することはない、と思われる。比較的新しい同法の研究・Salvatore Corrieri, *Il consolato del mare*, Roma, 2005 は、「起源」の特定作業をせずに、他の海法との「関係」を分析・検討している。

21) 1050年および1075年説については、寺田・前掲・952-954頁、970-974頁、樋貝・前掲・52-55頁、69-70頁。Capmany、Azuni および Schaube は、複数回、研究発表しているが、本文での分類は、最初の研究発表時による。

22) *Il Consolato e il Portolano del Mare, con prefazione di Luigi Guatri*, Milano, 2007, pp. 5-6（ルイジ・ボッコニ商業大学図書館〔Biblioteca dell'Università Commerciale «Luigi Bocconi»〕所蔵の1576年ヴェネツィアで出版の Con. d. Mar. の写真複製版）；*Il consolato del mare colla spiegazione di Giuseppe M.^a Casaregi*, Venezia 1806, pp. X-XI（Casaregi 注釈付き本の1806年ヴェネツィアでの複製版）。1720年ルッカ出版の Casaregi 注釈付き本は、承認文を掲載してない。

承認文は、“Ove, e Quando li presenti capitoli fvr concessi, iqvai trattano di casi di mare’, & di mercantie. (海事および商事事件を扱う本条項が承認された場所および時)”あるいはこれに類似の短文の後に、17個の欄を設け、承認場所と年を記載している（承認者を明示する欄が大半）。

まず、第1欄ローマ・1075年は、以下のものであり、そして、第2欄以下、ほぼ同様の形式で記載がなされている（承認者は記載があっても、省略する）。

“Roma L’anno dell’Incarnatione di Christo 1075. à Cal. di Marzo fur conceßi in Roma in S. Gio. Lateranno, et giurati da Romani d’osseruargli sempre. (ローマ キリスト歴1075年3月1日、ローマ、サン・ジョヴァンニ・ラテラーノ〔大聖堂〕において、承認され、そして、ローマ人によって、つねに遵守することが宣誓された。)”

なお、ここに明示されていないが、当時のローマ教皇は、Gregorio 7世である。

筆者所有の2冊の復刻本が列記している承認都市・場所と年は、De Jorio の示すところと同じであるが²³⁾、Pardessus、寺田教授および樋貝教授とは若干異なる²⁴⁾。それらの異同一覧表にまとめると、以下のようである。

	De Jorio など	Pardessus	寺田	樋貝
1	ローマ：1075.3.1			
2	アッカ：1111	1102	1102	1102
3	マジオルカ：1112	1102	1102	1102

23) Michele De Jorio (1738-1806年) がナポリ王・Carlo 4世の命を受けて作成した *Codice Ferdinando o Codice marittimo compilato per ordine di S. M. Ferdinando IV*, 4 tomi, Napoli, 1781 は、王国の海商法制定の準備資料というべきものであり、わずかの数(20部ないし24部)しか印刷されなかったが、De Jorio 畢生の大作業である。その学術上の重要性は多くの研究者によって肯定されており、Cesare Maria Moschetti, *Il codice marittimo del 1781 di Michele de Jorio per il regno di Napoli*, 2 voll., Napoli, 1979 がそれを復刻・出版している。承認文に関する彼の見解は、上記復刻本第1巻366-367頁参照。その生涯・業績に関する簡略な紹介は、拙稿(資料)「Michele de Jorio 小伝」関西大学法学論集49巻4号(1999年)526-546頁参照。

24) Pardessus, tom. 2, pp. 6-7. なお、Pardessus は、Con. d. Mar. に関する *Collection*, tom. 2, pp. 1-48 の記述をほぼそのまま、*Us et coutumes de la mer*, tom. 2, Paris, 1847, pp. 1-48 に再録しているが、本稿は、*Collection*, tom. 2 を引用する。寺田・前掲・952-953頁、樋貝・前掲・78-83頁。

4	ピサ：1118			ミラノ
5	マルセーユ：1162			
6	アルメリア：1174	1175	なし	1175
7	ジェノヴァ：1186			
8	プリンディジ：1187			
9	ロードス：1190			
10	モレア：1200			
11	コンスタ.：1215			
12	アルマーニュ：1224		なし	
13	メッシーナ：1225			
14	パリ：1250	場所不明	ピサ	場所不明
15	コンスタ.：1262			
16	シリア・コンスタ.：1270			
17	マジョルカ：1270	マジョルカ・ ヴァレンシア	ヴァレンシア	マジョルカ・ ヴァレンシア

上掲表中のコンスタ. は、コンスタンチノーブルの略記。空白欄は、最左欄と同じ。
14欄の「場所不明」は、承認場所の特定に足る記述がない。

研究者間にみられる不一致について、ここで深入りすることはできないが、Con. d. Mar. の編纂場所・起源をピサとする説は、この承認文を論拠（の1つ）にしていたようである²⁵⁾。

しかし、詳細な研究に基づき「バルセロナ起源説」を世界的な有力説にまで押し上げたスペイン人研究者の Capmany（編纂時期1258～1266年説）は、承認文の17の欄の記事を逐一検証し、その大半が歴史的事実に合致しないことをつきとめ、長いあいだ真実視されていた承認文の信憑性を否定した、といわれている²⁶⁾。Capmany と相前後して、

25) 樋貝・前掲・69頁も、編纂年・1050年説について、「……承認文に依れば、其の最初の承認は一〇七五年であり、従て一〇五〇年の頃には『海の慣習法』は既に編纂せられて居ったであらう、と爲すもの……」と認識している。寺田・前掲・953頁も、1050年説をほぼ同様に理解している。

26) Pardessus, tom. 2, p. 5 は、承認文の信憑性を否定した最初の人を Capmany と認識しており、また、De Jorio については Capmany の論文を引用していないが、それを知っていたであろう、としている。

De Jorio (1075年説) も、同様の手法に基づき、承認文の信憑性を否定したが²⁷⁾、その辺の事情は、Azuni (1075年説) も了解していた²⁸⁾。

馬場教授は、Capmany などの研究に基づき、1050年説を「全く虚偽ノ記録ヲ基礎トシタ謬説」と解する学説を支持される²⁹⁾。

また、樋貝教授も、1050年説について、「此の承認文は事実上の根據の乏しいものであって、之を基礎として其の編纂の年次を推定するのは不當である」とし、1075年説についても、「一〇七五年説を主張する者も前掲承認文を根據とし『海の慣習法』は同年ローマの聖ジヨバンニ・ラテラーノ寺院に於て承認せられたのであるが、其の承認を受けんが爲に同年編纂せられたと爲すものであって、伊太利の學者等の主張する所あるけれども、右承認文が全く根據を缺くものであって、此の説も亦架空の領域を脱し得ない」と解しておられる³⁰⁾。

たしかに、17個の欄の記載は、歴史的事実と異なるものが多く、承認文の信憑性を疑う(後世の偽作)に足りるかもしれない。

しかし、歴史的事実と一致する(可能性のある)記載も複数存在しており、もっとも重要な第1欄の記載については、「それを裏付ける記録がない」「信じがたい」「Gregorio 7世は裁可しなかつたはず」というような評価・推測がなされているが、「事実と反する」証拠の呈示はなされていない。

Capmany などが承認文の信憑性を否定してから1世紀以上を経て、1050年説(Schaube など)が発表されたことになる。したがって、承認文の歴史的真實性を否定

27) Moschetti, op. cit., pp. 366-377.

28) Domenico Alberto Azuni, *Sistema universale dei principj del diritto marittimo dell'Europa*, tom. 1, 2 ed., Trieste, 1796, pp. 182-197; *The maritime law of Europe*, vol. 1, New York, 1806, pp. 336-349.

Domenico Alberto AZUNI (1749-1827年)は、多くの優れた業績を残しているが、とりわけ、その名声を不動のものにしたのは、*Sistema universale dei principj del diritto marittimo dell'Europa*, 2 voll., Firenze, 1795-1796 であろう。同書は、好評を博し、直ちに再版が出版されただけではなく、フランスと米国でも、それぞれ、フランス語版と英語版が出版された。一方で、その著書には、De Jorio の業績を剽窃したもの、との疑惑があり、Azuni の輝かしい経歴に暗い影を落としている。その辺の事情と Azuni の生涯に関する簡略な紹介は、拙稿「Michele de Jorio 小伝」・537-544頁参照。

29) 馬場・前掲・954頁。

30) 樋貝・前掲・69-70頁。ただし、引用した2つの文で承認文について、「事実上の根據の乏しいもの」と「全く根據を缺くもの」と異なった表現をしておられる。

ただけでは、1050年説（および1075年説）を否定しきれないのである。

なお、1世紀以上前の研究であるが、「承認文は、偽作ではないが、間違っている」とする説があるようである³¹⁾。興味深い指摘であるが、本稿には、それを検証する暇がない。

III-1-2 Gaetani 文書

「1050年説」と近似しており時に混同される「1075年説」は、その主要論拠（の1つ）に、Gaetani 文書をあげている。

ここにいう Gaetani 文書とは、Pandolpho 某（Pandolphus Pisanus・生没年不明）がまとめたローマ教皇 Gelaseo 2 世（在位1118～1119年）の回想録に関連し、17世紀に生きたベネディクト派の修道僧 Costantino Gaetani（または Gaetano）が論じた一節である。

Gaetani 文書は、偉大な歴史学者 Ludovico Antonio Muratori が報じたことにより³²⁾、

31) Odone Sciolla, *Discorso sopra il Consolato del Mare colla spiegazione di G. L. M. Casaregi* in *Il Consolato del mare colla spiegazione di G. L. M. Casaregi*, Torino, 1911. Cf., Zeno, op. cit., p. 198. なお、Sciolla は、前注28) でふれた Azuni の剽窃疑惑を否定した人でもある。拙稿「Michele de Jorio 小伝」・543頁。

32) Ludovico Antonio Muratori, *Rerum italicarum scriptores*, tomo 3, parte 1, Milano, 1723, p. 402. 複数の研究機関が同書の写真を公開しているが、筆者は同書を実見していない。

Ludovico Antonio MURATORI 1672年10月21日、ヴィニョーラ（Vignola）生まれ。1685年から1688年まで、モーデナ（Modena）において、イエズス会の学校で学んだ後、地方の大学で、哲学（1692年）と民法・教会法（1694年）を修める。短期間、法律実務にたずさわったが、1695年、Carlo Borromeo 伯爵の招聘を受け、同年から1700年まで、ミラノ（Milano）のアンブロシアーナ図書館（Biblioteca Ambrosiana）に勤め、そこで古文書研究の知識を強化する。1700年、公爵の史料・図書係としてモーデナに呼び戻され、死に至るまで（1750年1月23日）、同地に留まり、その間、膨大な研究成果を公刊する。

なかでも、6世紀から16世紀のイタリア史に関する年代記、法律、伝記や古文書などを集めた *Rerum italicarum scriptores*（24 tomi, Milano, 1723-38. 死後の1751年、第25巻公刊）と同時代のイタリアの社会的・宗教的な生活・制度を体系的に論じた *Antiquitates Italicae Medii Aevi*（6 tomi, Milano, 1732-43）は、重要である。生前、多くから寄せられた世俗の榮譽や地位に頓着しなかった Muratori には、「偉大な博識家（grande erudito）」との尊称がもっとも相応しいであろう。以上は、主に、*Novissimo Digesto Italiano*, vol. 10, Torino, 1957, pp. 1011-1012 (Firenzo Forti) によっている。

広く知られるようになった、といわれている。

その文書については、つとに、樋貝教授がその中核部を報じておられるので、周知のことであろうが、そのおおよそは、以下のようである³³⁾。

かつて、航海は、何らの法律によらず、行われていたが、ピサ人だけは、その後、法律によって、航海を規律しはじめた。

非常に学識豊かで、文学・文芸に秀でたフランス人の C. N. F. Peyrescius が、同じことを、私 (Gaetani) あての書簡のなかで的確に指摘していた。

信心深いピサ人は、キリスト教国の最高位に対し、まず、伺いを立てることにし、ローマに赴き、Gregorio 7 世に拝謁し、彼らの海法・規則が教皇の裁可により、法的拘束力をえられるよう請願した。

教皇は、ピサ人の願いを聞き入れ、1075年3月1日サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラーノ大聖堂で彼らの海法・規則を正式に裁可し、ついで、ローマ人も、宣誓をもって、永久に遵守する義務を自ら負った。

ピサ人は、まず1115年、マジオルカに赴き、つぎに1118年、ピサで、宣誓をもって、海法を有効なものとした。つづいて、各地の諸侯のほかにも、東西の人々が宣誓を行った。

ラテン語、イタリア語、プロヴァンス語、ガッリア語などの手書きのまたは印刷されたその海事規則が残っており、多くの人々が、われわれが略述したことを、広く認めている。

この話しは、偉大な博識家 (grande erudito) Muratori が報じたものとあって、De Jorio³⁴⁾ や Azuni³⁵⁾ など、有力なイタリア人海法研究者によって、肯定的に受け入れられた。

33) 樋貝教授は、Travers Twiss (edited by), *The black book of the Admiralty*, vol. 3, London, 1874 (in *Rerum britannicarum medii ævi scriptores*, 55-3) に多く依存しておられるが、ここ (前掲・52頁) でも Twiss (p. XXVIII) を参考にされたもの、と推測される。また、Moschetti, op. cit., pp. 378-379 が、De Jorio の Gaetani 文書に関する分析を復刻している。同文書は、Pardessus, op. cit., p. 12; Azuni, *Sistema ...cit.*, p. 205, n. 1, ecc.; *The maritime law ...cit.*, p. 352, nn. 311-312, etc. が復刻・所収。

34) Moschetti, op. cit., pp. 378-380 が De Jorio の1075年説を復刻している。

35) Azuni, *Sistema ...cit.*, pp. 213-226; *The maritime law ...cit.*, pp. 360-372.

1075年説の論拠は、この Gaetani 文書だけではなく、とりわけ、Azuni は、多くの論拠を呈示しているが、この文書が Azuni の主張を支えるうえで大きな役割を果たしていることは否定できない。そして、その編纂時期を1075年3月1日としその起源（編纂者）はピサ（人）と言明した Azuni は、ピサの人々の熱狂的な称賛を受けた。

その後の多くの研究によって、1075年説は「すでに超克された議論」のような扱いを受けているが、そこに誤解があることも否定しえない事実である。

樋貝教授は、Ⅲ-1-1 でみたように、1075年説について、「架空の領域」を出していない、と結論づけておられるが、その前提として、同説が Gaetani 文書に基づき編纂場所をピサ（52頁）、承認文を根拠に編纂年を1075年とするもの（69頁）、と理解しておられる。

樋貝教授は、Gaetani 文書について、多分に承認文に作用せられたものであろう（52-53頁）、と推測しておられ（根拠は示しておられない）、その推測は、正しいかもしれない。しかし、Gaetani 文書と承認文は、あくまでも、別のものであり、承認文の信憑性の否定が、直ちに、Gaetani 文書の信憑性の否定に結びつくものではないはずである。

Ⅲ-1-1 でみたとおり、1075年説の主要提唱者である De Jorio および Azuni も、「承認文」の信憑性を否定している。1075年説を否定するには、承認文ではなく、「Gaetani 文書」の信憑性（およびその他の論拠）を否定するべきであろう。

樋貝教授は、承認文の信憑性を否定する Capmany の研究を紹介するなかで、承認文第3欄（Pardessus、寺田、樋貝では、マジョルカ・1102年）が歴史的事実（1102年当時、アラブ人がマジョルカを占拠しており、ピサがマジョルカをアラブ人から解放したのは1115年）に適合しない旨を指摘される³⁶⁾。

しかし、Gaetani 文書によると、「マジョルカで1115年に」承認・宣誓されたことになっている。1115年であれば、ピサ人は、マジョルカで承認・宣誓しえたことになり、その記述は、歴史的事実に適合しうることになる³⁷⁾。たしかに、Gaetani 文書は、それ1つでは、1075年説を根拠づけるのには簡略に過ぎ、その信憑性に疑問を生じさせるかもしれないが、「偽作」あるいは「歴史的事実に適合しない文書」と断定することもできない、と思われる。

36) 樋貝・前掲78-79頁。

37) 文中にてでくる Peyrescius も実在した（1637年逝去）人物のようである（Pardessus, tom. 2, p. 14）。筆者の指摘のとおり、樋貝教授の研究に1075年説に対する部分的な誤解があったとしても、それは、わが国海法学界の至宝・不朽の功績にいささかも影響を及ぼすものではない。

Azuni は、1075年説を展開するなかで、Capmany の主張にしばしば言及・反論している。Capmany は、ピサ人が最初の海法の編纂者であろう、あるいは、ピサの海法が Con. d. Mar. に影響を与えたであろうなど、ピサ起源説支持者以外であれば、ピサに対する最大級の賛辞に思われたであろう文言を各所に残しているようである。

しかし、Azuni は、それだけでは満足しえず、Con. d. Mar. は、1075年3月1日、ピサにおいて編纂されたものでなければならなかったのである。そして、1050年説が全否定できなかったのと同じく、1075年説も、「すでに超克された議論」あるいは「架空の領域」もの、と断定しがたい。

2つの文書に共通する「1075年3月1日の海法の承認・裁可」について、その信憑性を疑う状況証拠・間接証拠はいくつか呈示されているが、Gaetani 文書の歴史的真實性を否定する「決定的な証拠」は、呈示されていないのである。

Ⅲ-2 神聖ローマ皇帝 Enrico 4 世による海事慣習法の承認

2つ目の逸話は、Ⅲ-1の逸話の時期からそれほど大きな隔たりなく生じた事実であり、やはり、Muratori の報じるところである（その信憑性につき、異論はない、と思われる³⁸⁾。

逸話の主人公は、神聖ローマ皇帝 Enrico 4 世である。時は、1081年。カノッサの屈辱（1077年）からまだ日の浅いそのころ、Enrico 4 世にとっては、世俗の権威をより強固にしなければならない時期であったであろう。

Enrico 4 世は、ピサと協定を結び、所有権、慣習法、通商・航行の自由、市場税の免除、（職責・性質は不明であるが、おそらく）市政担当者（12名）を選任する会議（colloquium）など、種々の特権と自由をピサに付与・承認（確認）したが、海事慣習法（*consuetudines quas habent de mari*）も含まれていた³⁹⁾。

38) ピサが皇帝から付与された特権に関する確かな記録は、5つ残されている、という。最古のものが、本文でふれた Enrico 4 世の1081年のもの。以下、Federico 1 世1162年4月6日、Enrico 6 世1192年5月20日、Ottone 4 世1209年10月25日、Federico 2 世1220年11月24日という。Cf., Claudia Storti Storchi, *Intorno ai Costituti pisani della legge e dell'uso (secolo XII)*, Napoli, 1998, p. 83, n. 317.

39) Muratori, *Antiquitates italicæ mediæ ævi*, tomo 4, Mediolani, 1741 (ristampa, Bologna, 1965), colonne 19-22; Dietrich von Gladiss (bearbeitet von), *Monumenta Germaniæ Historica, Diplomata regum et imperatorum germaniæ*, t. VI, pt. II, Hannover, 1978, SS. 442-443.

海事慣習法の承認を含め、Enrico 4 世による種々の特権・自由の付与は、ピサが海洋都市として高度に発展していたことを示すだけでなく、都市国家 (comune) としての確立時期に関する議論の焦点の1つとされている。

この逸話の記述は、Enrico 4 世が承認した多くの特権・自由を列挙しているが、それらの個々の内容について、詳細に紹介するものではない。海事慣習法の内容にも及んでいないため、その承認の持つ意味について、議論がおおよそ3つに分かれている。

まず、ピサには、この承認がなされた1081年には既に海事立法が発生していた、と考える立場である。この立場は、この承認にピサの自由都市としての自立性をもっとも強く認めるものであろう。Schupfer が主たる提唱者のようである⁴⁰⁾。

これに対して、Enrico 4 世が承認したのは、法典のかたちには編纂された海法ではなく、輸入品に対する課税権、との立場がある。この立場は、この承認行為の有する意味を限定的に考えるものである。Roselli や Trifone など高名な法制史研究者が支持しており⁴¹⁾、多数説、といいうるかもしれない。

上記2説は、いずれも、かなり前に提唱されたものであるが、近年、中間的と思われる立場が現れている。すなわち、Enrico 4 世の承認を、ピサ住民に対する自由な経済活動とそれを保護するに相応しい政治的発案権の承認、と考えるものである。ただし、この承認行為は、ピサの住人に対してその権利行使を容認するものであって、都市国家 (comune) の承認の前の段階の行為、と評価するものようである⁴²⁾。

上記3説のいずれを支持すべきかについては、本稿の及ぶところではない (海事慣習法承認の意味を判断するには、Enrico 4 世が承認した多岐にわたる特権・自由との関係を考慮に入れなければならないであろう)。筆者の推測の域を出ないが、Enrico 4 世が承認した海事慣習法の内容自体を明らかにした史料が存在しない (発見されていない) 以上、Schupfer のように、1081年当時、ピサに海事立法がなされていた、との主張は、説得力に乏しいように思われる。

しかし、海事事項を規律対象とする特別法的な性質の海法の立法作業は、まだなされていなかったかもしれないが、住民の一般的社会生活関係を規律する一般法の立法は、

40) Cf. Zeno, op. cit., p. 140.

41) Paul Roselli, *Le droit maritime en Italie*, Torino, 1885, p. 59; Romualdo Trifone, *Le fonti della storia del diritto italiano*, 2 ed., Napoli, 1936, p. 201. その他、Zeno, op. cit., pp. 140-141; Vignoli, p. LVIII, n. 105 によると、Besta と Cortese も、この立場のようである。

42) Vignoli, op. cit., loco cit. 注5)でふれた Rossetti の見解のようである。

海事立法に先んじてなされていたもの、と思われる。

ピサにおいて、都市法 (*diritto municipale*) の編纂が発展し始めた時期について、11世紀最後の20年ころから、とする説は、現在も、有力に提唱されている⁴³⁾。

たとえば、Lozzi は、ピサの都市国家の成立時を神聖ローマ皇帝 Lotario 3 世 (2 世とも) の正式な承認があった時 (1132年) とする立場にあるが、Enrico 4 世の海事慣習法の承認に関して、「ピサの海事立法は、13世紀に生じたが、海事慣習・法規の最初の収集物は、11世紀の *consuetudines quas habent de mari* であり、すなわち、ピサ共同体の自由のうちの法的出発点である⁴⁴⁾」と主張している。

また、ピサの都市国家の成立時を1153年とする⁴⁵⁾ Benvenuti は、この時 (1081年) をもって、ピサのより自由な共同体的生活の始点であり、政治的独立の達成への将来的発展を促進した、と解している⁴⁶⁾。

1081年の Enrico 4 世による特権・自由の承認の意味について、Lozzi と Benvenuti の認識は一致しているもの、と思われる。

このころの市政の重要な担い手であった (と思われる) 「評議員 (*console*)」に関する正確な史料は、ピサには残されていないようであるが、これとほぼ同時期 (1080 - 1085年)、サルデーニャの文書には、評議員に関する最初の記録が残されている⁴⁷⁾。当時、サルデーニャは、ピサの統治下にあり、その法制度を受容していたようであるが、そこに存在した制度であれば、ピサに先行的に存在していた、と考えうる。

結論を急ぐが、Enrico 4 世の1081年文書は、*Con. d. Mar.* ピサ起源説を直接論証するものではないし、*Con. d. Mar.* と関連づける議論もなされていないようである。

しかし、当時すでに、ピサに「海事慣習法」が存在していたことは、合理的に推測が可能であろう。Enrico 4 世が承認したのは海事法 (典) ではなく「課税権」であったとしても、また、海事法典が存在しない (発見されていない) にしても、それらと、「海事慣習法の存在」は矛盾しないはずである。

43) Ad es., Vignoli, p. LV.

44) Lozzi, op. cit., p. 292.

45) Benvenuti, *Le repubbliche marinare*, Roma, 1989, p. 77; *Storia ... cit.*, p. 60.

46) Benvenuti, *Le repubbliche ... cit.*, pp. 45-46.

47) 前注16) でふれた1080~1085年ころの文書・*Securitas Mariani Iudicis Logodurensis* (Banti, op. cit., pp. 107-108)。この文書の信憑性について、異論がなくはないが (Vignoli, p. LVII, n. 104 引用の H.J. Wolf, Blasco Ferrer)、認める者が大半であろう。

IV Constitutum Usus

都市国家ピサの成立時期・立法開始時期に関して議論が残るにしても、1160年代前半に入って立て続けに公布された Const. Usus (1160年：ピサ歴1161年)、Constitutum Legis (編纂年不明。以下、Const. Legis) および Breve Consulum Pisanae Civitatis (ピサ歴1163年と同1165年)などは、ピサの立法活動の本格化・活発化を疑いのないものにしており、都市国家ピサの立法史を輝かしく画する記念碑的な立法、といいうる⁴⁸⁾。

Const. Usus は、全体がいまに伝わっており編纂・公布日が判明しているイタリアおよび欧州の都市法のなかでは最古のもの、といわれているが⁴⁹⁾、そのなかに10数カ条の海法関連規定を含んでおり、ピサ海法史上、より広くは、イタリア海法史上、その重要性は広く認識されている。そして、それらの規定の多くが私法関係に関連しているため、特別な意義を有する、と評されている⁵⁰⁾。

ピサが海事特別法に類する海運関係者の団体規約（ラテン語文の Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis）を制定したのは、1305年⁵¹⁾のことである（その後、1322年に

48) 馬場教授 (956頁) は、「千百六十一年『ピサ市慣習法』ガ、其ノ序文ニ於テ、從來ピサ市ニハ何等ノ成文法ヲ有シ無カッタト明記シ、……」というように、Const. Usus がピサの最初の成文法のように解しておられるが (Const. Usus の前文〔序文〕については、後注72)を参照)、それ以前に、成文法は存在していたもの、と思われる。少なくとも、1156年以降、“nostro iure civili” または “nostra civilis constituto” を引用する判決が多くみられ (Vignoli, p. LXXII, n. 141)、また、1162年の前に評議員規則 (costituto dei consoli) が存在したことを示す確かな裁判記録 (1161年11月9日判決) が残されているが、当該規則は失われてしまったようである (Storti Storchi, op. cit., p. 11, n. 34, p. 87, n. 330)。その他、評議員規則の最初の編纂時期について、12世紀初期 (risale agli inizi del XII secolo: Mirella Tocci, *Sintesi storica delle fonti del diritto marittimo dall'antichità al medioevo*, in *Diritto dei trasporti*, 2002, p.384, n. 101) あるいは1150年ころ (verso il 1150: Lozzi, op. cit., p. 293)、とする主張がなされている。本文直下の *Constitutum Legis も参照のこと。

49) Vignoli, p. LV.

50) Ad es. Lozzi, op. cit., loco cit. Anche cf., Francesco M. Dominedò, *Principi del diritto della navigazione*, Pt. I, Padova, 1957, pp. 24-25.

51) 前注14) でふれたように、ピサは、1305年、Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis のほか、いくつかのラテン語文の団体規約を公布し、そして、1321年には、イタリア語文の Breve dei Consoli della Corte dell'Ordine de' Mercatanti を

イタリア語文の Breve dell'Ordine del Mare della Città di Pisa を編纂)。ヴェネツィアが最初に独立した海事特別法を編纂したのは1227年であるから（その後、1229年と1255年に重要な海法を編纂。とりわけ、後者はイタリア海法史上、重要⁵²⁾）、海事立法史のうえでは、ピサは、ヴェネツィアに遅れたことになる。

しかし、成文化された（1160年）市慣習法のなかに、かなりの数の海事関連法規を発見しうる、という意味では、ピサは、ヴェネツィアに遅れをとっていなかった（むしろ、進んでいた）わけである⁵³⁾。

なお、Const. Usus は、便宜的な略称であり（Const. Legis も同様）、その正式なタイトルを特定することは、もはや不可能かもしれない。その辺の事情は、IV-2-2で省察する。

* **Constitutum Legis** 当時、ピサは、制定法にしたがい解決すべき事項（ごく大雑把にいうと、不動産関連取引など）と慣習（法）にしたがい解決すべき事項（同様に、動産や海事関連の取引、配偶者間の争いなど）に分けていた。前者に関して Const. Legis が、後者に関して Const. Usus がそれぞれ規定を設けていた。その意味では、2つの Const. は、対をなしていた、といいうる。事実、Const. Usus を記録した写本の多くが、Const. Legis を併せて、それも、Const. Legis を

-
- ↘ 公布したのをはじめ、14世紀前半に多くの団体規約などの編纂・改正をおこなった。
- 52) 13世紀ヴェネツィアの実務法に関しては、拙稿「中世アドリア海法史素描」・369頁以下掲載、とりわけ、375-400頁参照。総督 Pietro Ziani の治世下1227年3月12日付で公布された“Ordinamenta super saornatione, caricacione et stivacione navium”は、最初の海事特別法としての意義を認めうるにしても、質量とも、本格的な海事立法というにはほど遠い、というべきであろう。総督 Jacopo Tiepolo の治世下1229年1月7日付で公布された法律は、55カ条からなり、本格的な海事立法、といいうる（ただし、前文および法文から法律名を知ることはできない）。総督 Ranieri Zeno の治世下1255年8月6日付で公布された“Statuta et ordinamenta super navibus et aliis lignis”は、117カ条からなり、ヴェネツィア海事立法史上もっとも重要であるにとどまらず、アドリア海諸都市の海事立法に大きな影響を及ぼした、という意味において、アドリア海法史さらにはイタリア海法史上も重要な立法、と考えられている。しかし、ヴェネツィア海法は、その大半が公法規定であり、私法規定はわずか、といわれている。
- 53) 1162年 Bre. Consul. も海事関連法規を有していた、といわれているが（Tangheroni, op. cit., pp. 170-172）、公法規定のようである。本稿は、それらについて、立ち入る暇を有しない。

先に、掲載しているようである。

【歴史】のところで、「1160年……、Const. Usus（それと前後して Constitutum Legis）を完成。……」とのべたが、Const. Usus は、編纂時期・経緯を記した前文（および規定）を有しているが、Const. Legis は、そうした前文や規定を有していないのである。ピサの独立法規・規約のなかで、前文を有しないものは、おそらく例外に属する。したがって、Const. Legis の編纂時期・経緯について、学説は一致していない（編纂時期が異なっても、その間隔は、それほど大きくないもの、と思われる）。主だったところでは、①2つの Const. は、元は1つであったが、1160年に分けて編纂された、とする説、②2つの Const. は、古くから別々に存在したが、1160年、法制度の見直しに際して、再編された、とする説、③Const. Usus が先（1160年）に、Const. Legis が後に編纂された、とする説などがある（Cf., Zenó, op. cit., pp. 141-142）。

Const. Legis には、海事関連法規は含まれていない、と解する点で学説は一致しているようであるから、本稿は、その編纂時期に関する議論に、深入りを避けるべきであろうが、参考になる、と思われる条文中の日付についてふれておきたい。Yale 本 Const. Legis 第39条（De morgincap sublato）は、遺贈に関する“quarta”制度の廃止を定めた規定であるが、（ピサ歴）1141年聖 Lucia の日（12月13日）の記載がみられる（Pisa 本には、これに対応する条文は存在しない）。ついで古い規定は、Yale 本 Const. Legis 第24条（Quibus melieribus permissum sit dotem suo iure probare）であるが、（ピサ歴）1146年3月6日の記載がみられる（Pisa 本 Const. Legis 第26条が対応し、同日の記載がある）。

*breve Bonaini の3巻の復刻本には、その名称に“breve”を含む写本が31本（ほかに、タイトルと条文一覧表のみのもの2本）掲載されているが、その法的性質は、一定していない。breve は、構成員が限定された団体の規約にも、市民一般を適用対象とする一般的な法律にも、広く用いられている。便宜上、breve には、訳語として、「規約」をあてておく（大友・前掲・26頁は「服務提要」をあてている）。その他、その名称に“ordinamenta（伊語 ordinamenti）”を含む写本が4本（羅語3本と伊語1本）掲載されているが、その名称に“constitutum”を含む写本は、Const. Legis と Const. Usus のみである。他の（とりわけ、アドリア海の）都市では一般的な“statutum”と称する写本は、掲載されていない。

なお、breve を冠した同時代の文書では、ジェノヴァの1143年の“breve consulum”が知られているが、これは、評議員（consul）が就任時に行う宣誓の文書のようなものである。その breve が海法の規定を含むか否かについて、議論が分かれている。肯定説：Murino, op. cit., p. 192. 否定説：Vito Vitale (a cura di), *Le Fonti del Diritto Marittimo Ligure*, Genova, 1951, p. 11（最古のリグリア海法の規定は13世紀初頭のもの、とする）。

IV-1 写 本

Const. Usus については（Const. Legis とともに）、18世紀前半より、複数の研究者によって紹介がなされており⁵⁴⁾、その写本は、一部欠落したものの、断片などを含めると、40近く存在する、といわれているが⁵⁵⁾、1160年12月31日公布時の原本（およびその当時の規定自体を記載した写本）は、未発見（のよう）である⁵⁶⁾。

数多く存在している Const. Usus の写本のなかで、本稿が規定内容を参照しうる復刻本は、以下の3点にかぎられる。それらは、ラテン語文で共通しているが、タイトル、条文数および/または内容において、たがいに異なっている。その3点の写本について、

54) Hendrik Brenkman (Brenckmannus), *Historia Pandectarum seu fatum exemplaris Florentini*, Trajecti ad Rhenum (Utrecht), 1722; Virginio Valsecchi, *Epistola de veteribus Pisanae civitatis constitutis*, Firenze, 1727; ecc. なお、Brenkman については、拙著『アマルフィ海法研究試論』・31-32頁参照。

55) Vignoli, pp. XXXII-XXXIII. なお、18世紀の研究者たちが依拠していた写本の確認は困難のようである（Vignoli, p. XXXI, n. 41）。

56) Pardessus, p. 553 は、Archives de la chancellerie de la commune de Pise 所蔵の写本 n. 1342 の1頁に“Il presente libro è l'originale degli statuti vecchi della città di Pisa fatti nell'anno 1161”との記載があることを紹介しているが、1160年公布当時の原本と解していたわけではなさそうである。上記の写本 n. 1342 は、Bonaini, p. XXVI によると、1870年（彼の第2巻出版時）には、ピサ市古文書館（Archivio municipale di Pisa）から現・国立ピサ古文書館に移管されていた（現在の分類による Comune, Divisione A, Statuti 15 であろう。Cf., Vignoli, p. XXXIV, n. 52）。なお、樋貝教授は、ピサ「市の大法官圖書館に現存されて居る……最も古き寫本に、ピーサ市の法律と表題したものがある。其の第一頁の表題の下に、較々近代筆跡にて下の如く書き加へられてをる。本書は、一一六一年に編成せられたるピーサ市の古代の慣習法規の原典である（下線は筆者による）」とのべておられるが（樋貝・53頁注2に“Il presente libro è l'originale degli Statuti Vecchi della città di Pisa fatti nell'anno 1161”とある）、上記の写本 n. 1342 のことであろう。同写本については、Twiss, op. cit., p. XXIX, p. LXXXV も言及している。

復刻された順に概要を紹介しておく。

なお、厳密に議論をするには（同一の写本について複数の復刻がなされているような場合）、写本（原本）と復刻文は、分けて、表示するべきかもしれない。しかし、本稿において、とくにことわりなしに、たとえば、「Paris 本」という場合、パリ王立図書館所蔵の写本と Pardessus の *Collection* 第4巻に所収の復刻文をいうものとする。

【Paris 本】フランス海商法の巨人 Pardessus は、1837年、あの *Collection* の第4巻において、パリ王立図書館所蔵の写本（Bibliothèque Nationale de France, ms. Latin 12912）に基づき、8カ条の海法関連規定を復刻し世に示した（以下、Paris 本という⁵⁷⁾）。そして、Pardessus は、8カ条のほか、Brenkman (Brenzman) と Valsecchi (Valsechi) の記述と比較しながら、Paris 本の前文を呈示しているが⁵⁸⁾、その他の条文に関しては復刻・紹介していない。

なお、Paris 本が何時の時代の規定内容を示すものか不明であるが、つぎの Pisa 本より後のもの、と考えられている。

【Pisa 本】ピサ（海）法研究上、もっとも多く耳目を集め、信頼をえてきたのは、前注1)でふれた Francesco Bonaini によるピサ市古文書館（現在、ピサ国立古文書館）所蔵の写本（Archivio di Stato di Pisa, Comune, Divisione A, Statuti 12）の復刻（以下、Pisa 本という⁵⁹⁾）であろう。

Bonaini が1870年に復刻した Pisa 本は、(ピサ歴) 1233年1月1日改正 Const. Usus の有姿（条文番号と見出しが付された全49カ条からなっている）を伝えるものであるが、Const. Usus は、ピサ市の他の多くの規約・規則と同様、たびたび改正されており、Bonaini は、1242年から1281年になされた5度の改正部についても、注記している。Pisa 本は、後でふれる Vaticano 本が復刻されるまでは、最古の（規定内容を伝える）写本、と考えられていた。

なお、Pisa 本は、Const. Legis (58カ条) も併せて所収している⁶⁰⁾。

57) Pardessus, pp. 569-584. Cf., Vignoli, p. XXXIII.

58) Pardessus, pp. 546-547.

59) Statuti 12 は、1855年、Tommaso Corsi 弁護士からピサ市古文書館に寄贈された (Vignoli, p. XXXIX, n. 64)。

60) Const. Legis は Bonaini, pp. 645-809 に、Const. Usus は Bonaini, pp. 813-1026 に掲載されている。なお、Pisa 本の原本も完全・無欠ではなく、Const. Usus 第49条の一部分が欠落しているので、他の写本を参考に復刻された (Bonaini, p. 995, n. a)。

【Yale 本】最後に、その存在自体は、古くから知られており、Bonaini も知っていたようであるが⁶¹⁾、現在イェール (Yale) 大学が所蔵する写本 (The Beinecke Rare Book and Manuscript Library, ms. 415) は、近年、イタリア人研究者たちの努力により、精密な復刻がかなった。本稿がすでに何度も引用している主要引用文献⑤Vignoli が収録している (以下、Yale 本という)。

Yale 本には日付はないが、Pisa 本の Const. Usus (および Const. Legis) より古い規定内容 (欄外記載は除外する) を記録している。Vignoli によると、Yale 本の原本では、Const. Legis が17枚目の裏で終わり (最終の第54条末にピサ歴1186年1月31日の日付がある)、その直後から Const. Usus が連続して記載されており、同じ時期の2つの Const. の有姿を記録している、と考えられるからである⁶²⁾。

Yale 本の Const. Usus は、最後の一部 (Pisa 本の Const. Usus 第47条から第49条に対応する部分) が欠けているが⁶³⁾、その複写と考えられているフィレンツェ国立古文書館所蔵の写本 (Archivio di Stato di Firenze, Miscellanea concernente la città di Pisa, 2) により補足すれば、欠落前、52カ条からなっていた、と推測されている。

上述したように、Yale本は、Const. Legis (54カ条) も併せて所収している⁶⁴⁾。

上掲の写本 (復刻本) のほかに、ヴァチカン (Vaticano) 図書館所蔵のもの (Biblioteca Apostolica Vaticana, ms. Vaticano-latino 6385 : 以下、Vaticano本という) が知られている。

61) Bonaini, p. XXVIII は、Const. Usus の復刻にあたり、存在を了知していながら参照しえなかった写本を3つあげているが、その当時、英国の Thomas Phillipps 卿 (1792~1872年) が所蔵していた現在の Yale 本が含まれていた。Phillipps 卿の死後、写本は、行方知れずになったが、1957年、米国人 Thomas Marston 氏が、ニューヨークの古物商 H.P. Kraus から取得し、1969年、同氏から、イェール大学に寄贈された。Phillipps 卿がその写本を取得した経緯は不明であるが、写本1枚目の表面に二重丸で囲まれたイニシャル A.N. の印が押されているところから、トスカーナの侯爵 Antonio di Filippo di Lorenzo Niccolini (1701~1769年) が所有していたもの、との推測がなされている (Vignoli, pp. L-LII)。

62) Vignoli, p. XVIII, p. XXI, p. LXXVI, ecc. なお、Storti Storchi, pp. 21-23 は、Yale 本の Const. Legis について、ピサ歴1186~1194年に編纂された主要部と、その他1195~1207年に編纂された部分に分かれる、と考えるようである。

63) Vignoli, pp. XIV-XV; p. 344. なお、Yale 本の Const. Usus には、条文番号と見出しは付せられていなかったが、後世、それらが付加されたようである。

64) Vignoli, pp. 3-126. なお、イタリア国外の Yale 本の研究書として、Gernot Schmitt-Gaedke, *Die Constituta legis et usus von Pisa (1060)*, Berlin, 2009 がある。

Vaticano 本は、1894年、Augusto Gaudenzi によって、復刻されたようであるが⁶⁵⁾、筆者はその復刻本に接していないので、いくつかの文献から、その概要のみを知りうるだけである⁶⁶⁾。

Vaticano 本は、1194年ころ⁶⁷⁾に編纂されたもの、と推測されており、Const. Usus (Pisa 本の第47条から第49条に対応する最後の一部分は後世の人によって付加されたようである)を所収しているが、Const. Legis を含んでいないようである。

先述のとおり、本稿が実見しうる Const. Usus は、Paris 本(8カ条)、Pisa 本および Yale 本であるが、本稿は、参照・引用の便宜上、Pisa 本を主たる手がかりとして(Yale 本も必要に応じて参照するが)考察を進めてゆきたい。Yale 本の重要性は否定できないが、欄外記載が多い一方、改行(段落)が少なく、参照・引用に困難が伴い、また、Yale 本の欄外記載を本文化すると、多くの部分で、Pisa 本に一致するからである。

*** 欄外記載** 法律関係の古写本には、本文の制定後に、「行間」や「欄外(余白)」を利用して、多くの抹消・修正、追加記載などがなされるのが、つねのようである。さらに、それらの記載に対する、修正もみられる。「行間」と「欄外」の記載で、意味が異なることがあるかもしれないので、場所に応じて、「行間記載」や「欄外記載」というべきかもしれないが、本稿では、とくに断わらない場合、それらすべてを「欄外記載」と称しておく。「欄外記載」は、本文の筆跡と異なる場合、本文に比べ、後の時代に形成されたもの、との推測が可能であろう。

65) Cf. Dante Gaeta, *Le fonti del diritto della navigazione*, Milano, 1965, p. 69, n. 86.

66) Vaticano本については、Vignoli, pp. XLII-XLV を参照のこと。

67) Vaticano 本の編纂時期について、復刻者の Gaudenzi は、Vaticano 本第16条末尾の(ピサ歴)1194年1月1日(施行日)の記載を根拠に、同年以降とするようである。Schaube, *Zur Entstehungsgeschichte des pisanischen Constitutum usus*, in *Zeitschrift für das gesammte Handelsrecht*, 1897, S. 10 は、1193年から1200年のあいだに編纂された、と考える。Schaube は、Const. Usus にしばしば登場する“consules marinariorum”に関する最古の記録が1200年の文書、と考えているので(IV-3-3で詳しくみる)、Vaticano 本第16条末尾にある1193年と1200年のあいだに Vaticano 本は編纂された、と結論づける。しかし、“consules marinariorum”の最初の情報は、1184年2月28日とする説もあり、その説の信憑性を容認すれば、Gaudenzi の説は成立しうる。Cf. Rossella Trevisan, *Per la storia dell'Ordo Maris di Pisa intorno alla metà del Duecento: il Registro 《Comune A 46》*, in *Pisa e la Toscana occidentale nel Medioevo, a Cinzio Violente nei suoi 70 anni*, vol. 1, Pisa, 1991, p. 329, n. 11.

直上でのべたように、Yale 本には日付がないようである。Vignoli のいうように、Yale 本がピサ歴1186年1月31日時点での2つの Const. の規定内容を示していても(注62)でみたように異論がある)、それは本文が伝えるところではあっても、欄外記載を含めてのことではない。Yale 本の各条文には、頻繁に(時には大量に)欄外記載がなされているが、記載日付がない(少なくとも、参照・引用した10数カ条に関しては)。欄外記載は本文の記載後になされたもの、との前提に立てば、ピサ歴1186年2月1日以後のもの、ということが出来る。そして、Yale 本の欄外記載のかなり多くは、Pisa 本に一致しているが、これらは、ピサ歴1232年12月31日以前に成立したことになるのであろう。

IV-2 前 文

Bonaini が復刻しているピサの規約・市法の多くは、前文を有しており、その形式は、ほぼ共通している。

一般的な形式の前文は、祈願文(invocatio)と当該規約の公布年(月・日)を掲げ(以下、この部分を「祈願・日付文」という)、そして、編纂の目的、経緯、編纂者などを説明している(以下、後半部分を「目的文」という)。

Bonaini の復刻本に掲載の“breve”31本のうち、1本(Breve Totius Universitatis Coriariorum Pisane Civitatis⁶⁸⁾)を除き、30本が直下のIV-2-1でみるような典型的な「祈祷文」を有している(ただし、「日付文」を含まないものもある⁶⁹⁾)。

IV-2-1 祈願・称賛の相手

ピサの規約の前文の典型例として、1162年 Breve Consulum Pisanae Civitatis (以下、1162年 Bre. Consul. という)のそれをみてみよう。

“In nomine Patris et Filii et Spiritus Sancti, et invocatione sanctæ Dei Genitricis perpetuæ Virginis Mariæ, anno ab incarnatione Domini nostri Iesu Christi Millesimo C. LX. III. indictione ...” この「祈願・日付文」の後に、「目的文」が続いている⁷⁰⁾。

68) Bonaini, *Statuti inediti* ... cit., vol. 3, pp. 913-927. Bonaini の復刻本第2巻が掲載する4本の *ordinamenta* (伊語 *ordinamenti*) も同様。

69) 前文が「日付文」を含んでいなくとも、条文のなかで編纂・公布日が示されることが多い。

70) Bonaini, vol. 1, p. 3; Banti, op. cit., p. 45.

(a) Yale 本 前文の前に“INCIPIUNT CAPITULA TOTIUS LIBRI CONSTITUTORUM USUS PISANÆ CIVITATIS”との文章と条文の一覧表が設けられており（これらは、Yale 本〔原本〕自体が呈示している）、その後、以下の「祈願・日付文」が置かれている。

“In nomine domini nostri Iesu Christi. Anno incarnationis Domini MCLXI, indictione VIII, pridie kalendas ianuarii, regnante domino F(ederico), felicissimo atque invictissimo triumphatore nostro et semper augusto.

Liber constituti Pisane civitatis incipit.”この後に、「目的文」が続いている⁷¹⁾。前文全体の構成は、1162年 Bre. Consul. と変わらないようである。

(b) Pisa 本 Bonaini の複製 (pp. 811-812) によると、前文の前に、“CAPITULA CONSTITUTI USUS PISANAE CIVITATIS”との見出しのもと、第1条から第49条までの一覧表が設けられている（この一覧表が Pisa 本に含まれていたか否かは不明）。

ついで、頁が変わり813頁上段に、再度、見出し（おそらく、Bonaini による）“CONSTITUTUM USUS PISANAE CIVITATIS”があり、数行分の余白（途中で長さが異なる二重線がある）の下に、“Incipit Prologus Constituti usus Pisane civitatis.”とある。

その後、1行分の空白があり、いきなり（祈願・日付文なしに）、「目的文」がはじまっている（内容・形式とも、Yale 本の「目的文」とほとんど差異がない⁷²⁾）。

71) Vignoli, pp. 127-129.

72) Const. Usus の「目的文」で多くの研究者が重視しているのが、第2文と第4文である。第2文は、ピサが昔から世界中の多くの地域の多様な人々との交流に際し、ローマ法によって、その他のある部分は、ロンゴバルド法によって、法的判断にしたがって生きることで、不文の慣習法 (consuetudines non scriptas) を有してきたこと。そして、それに加え、毎年、previsor (provisor) と称される裁判官を選任したこと（以下、省略）を伝えている (Bonaini, p. 813)。

“Pisana itaque civitas a multis retro temporibus vivendo lege Romana, retentis quibusdam de lege Longobarda, sub iudicio Legis, propter conversationem diversarum gentium per diversas mundi partes suas consuetudines non scriptas habere meruit, super quas annuatim iudices posuit, quos previsores appellavit, ...”

第4文は、つねに他のあらゆる市民のために、正義と公平を遵守することを欲してきたピサ人が、多様な民族との交流で体得しそして記憶してきた慣習法を、それを知ることを欲するすべての人に知らせるため、成文化することにした旨を報じている (Bonaini, loco cit.)。

“Unde Pisani, qui fere pre omnibus aliis civibus iustitiam et equitatem ✎

上掲の3つの写本の異同について確認しておきたい。最大の差異は、「祈願・日付文」の有無、すなわち、Pisa 本にはそれが存在しない（ただし、Pisa 本も、「目的文」において、公布年月日を示しているので、「祈願文」のみが欠けている、ともいいうる）。

Yale 本には「祈願・日付文」と「目的文」の双方が揃っており、1162年 Bre. Consul. など多くの規約の前文と一致しているようにみえる。しかし、Yale 本の「祈願・日付文」と1162年 Bre. Consul. の「祈願・日付文」を比較すると、大きなちがいに気づく⁷³⁾。

1162年 Bre. Consul. の「祈願・日付文」では、祈願・称賛の相手が聖母マリアであり⁷⁴⁾、Yale 本では、称賛の相手は、神聖ローマ皇帝 Federico⁷⁵⁾である。聖母マリアに対し特別の思いを抱いていた（る⁷⁶⁾）、といわれている信仰心篤いピサ人が、聖母マリアを祈願・称賛の相手としなかったのには、よほどの事情があったのかもしれない。

祈願・称賛の相手のちがいは、「祈願・日付文」の有無よりも大きな意味（信仰上のみならず、歴史的・政治的にも）を有するかもしれないが、それを判断する力量は、本稿に備わっていない。

IV-2-2 正式名称

先に(IV)、Const. Usus の正式な名称の特定の困難性に言及したが、それは、各写本のタイトルのちがいに表れている。

まず、Pisa 本は、IV-2-1 でみたが、「目的文」の前に“Incipit Prologus Constituti usus Pisane civitatis.”とあり、そして、第1条の見出しが“Incipit Constitutum usus

semper observare cupierunt, consuetudines suas, quas propter conversationem, quam cum diversis gentibus habuerunt, et huc usque in memoriam retinuerunt, in scriptis statuerunt redigendas, pro cognitione omnium ea scire volentium.”

73) Yale 本の冒頭“In nomine domini nostri Iesu Christi.”にかわって、多くの写本では、“In nomine Patris et Filii et Spiritus Sancti.”または“In nomine sancte et individue Trinitatis”である。この文言の意味の異同については、本稿の及ぶところではない。

74) その後に編纂された大半の規約においても、祈願・称賛の相手は、聖母マリアである。

75) 神聖ローマ皇帝・赤髭王(Barba rossa: 1125-1190年)については、Yale 本だけでなく、Pisa 本でも、「目的文」で公布年月日に関連して言及(称賛)されている。

76) Banti, op. cit., p. 14.

Pisane civitatis per tempora ex quo valeant.”である。すなわち、Pisa 本では、“Constitutum usus Pisane Civitatis”で統一されている。

しかし、Yale 本では（Ⅳ－2－1でみた）、“Liber constitutorum usus Pisanae civitatis”と“Liber constituti Pisane civitatis”の2通りのタイトルが用いられている（後者には、“usus”がない）。

したがって、どれが正式な名称であったかを、Pisa 本と Yale 本からでは特定することはできないのである。

さらに、Vaticano 本第1条の見出しは、“Incipit liber co(n)stitutorum de usu Pisane civitatis.”となっているようである⁷⁷⁾。ここでは、“usus”にかわって“de usu”となっている。

また、Pardessus は、Brenkman と Valsecchi の記述と比較しながら、Paris 本の前文を紹介しているが、その前に置かれた開始宣言文については、以下のように紹介している。“Incipit prologus constitutionum [constitutorum, Vals.] Pisanae civitatis. [Constitutum Pisanae civitatis, Brenc.]⁷⁸⁾” Paris 本のタイトルは、“Constitutum Pisanae civitatis”と考えておくのが妥当であり、それは、Yale 本の片方に一致している。

以上のように、Const. Usus の正式な名称の特定は、きわめて困難（おそらく不可能）であるから、本稿は、特定作業を断念し、Const. Usus のまま先に進むことにする。

Ⅳ-3 海法規定

先にも（Ⅱの【歴史】）ふれたように、Const. Usus は、海事特別法として立法されたものではなく、市民生活に根付いていた慣習（法）を編纂（成文化）したものである。したがって、どの規定を「海法」の範疇に入れるのかは、参照したかざられた学説においても、大きな幅がみられる。

Pisa 本に関しては、Murino が20カ条を列挙するのに対して、Gaeta と Lozzi は13カ条、Zeno は14カ条としている⁷⁹⁾。Yale 本について、Tangheroni は、10カ条をあげる

77) Vignoli, p. 341.

78) Pardessus, p. 546.

79) Murino, op. cit., pp. 156-170. Gaeta, op. cit., p. 69; Lozzi, op. cit., p. 293. Zeno, op. cit., pp. 141-143.

が、Schmitt-Gaedke は、5カ条と極端に少ない⁸⁰⁾。

本稿は、独自の判断にしたがうこともあるが、主に、複数の研究者が海法の範疇に入れている規定を概観してみる。

なお、IV-1でのべたとおり、参照・引用の便宜上、Pisa 本を主たる手がかりにするため、IV-3-1からIV-3-14の各項において、「本条」という場合、Pisa 本に掲載の条文を指す。

Pisa 本と Yale 本の対応関係は、第42条までは正確であり（第43条以下でズレと欠落がみられる）、本稿が検討対象とするすべての規定（最後の規定は第31条）は、その範囲に収まっているが、Yale 本の規定を論じるときは、Pisa 本と「条文番号」および「見出し」が同じでも、「文言」と「内容」が異なることがあるので、Yale 本第*条と表示することにする。

IV-3-1 第2条：De iudicibus et reclamatoribus et reis⁸¹⁾

Const. Usus が施行されていた当時、ピサは、職業裁判官以外に、商人集団（階層）や職人集団の長・代表者にも、一定の範囲で、紛争解決権限を付与していたようである。本条は、そのような裁判権を付与された者を列挙している。

本条を海事関連規定に加えるべきかについて、議論が分かれており⁸²⁾、加える立場の Zeno および Gaeta は、内容にふれずに、本条を海事関連規定として列挙することとなり、また、Murino も、「……“de iudicibus et reclamatoribus et reis”との見出し

80) Tangheroni, pp. 166-175. なお、Schmitt-Gaedke, a. a. O., SS. 207-286 は、Const. Usus を第17条までの手続規定と第18条以下の実体法的規定に二分し、条文を順次、性質に応じて6個と9個に分類している。そして、第27条から第31条の5カ条を「海の危険克服のためのその他の諸規定 (Andere Vorschriften zur Bewältigung des Seerisikos)」と分類しているが、たとえば、一様に海法規定と解されている第24条は、第25条および第26条とともに、「消費貸借契約 (Darlehensverträge)」と分類するなど、海法の性質をことさらに指摘・強調する意図を有しないようである。また、先に(IVの【Paris 本】)ふれたように、Paris 本に関してではあるが、Pardessus, pp. 569-584 は、8カ条と少なく、Antonio Brunetti, *Diritto marittimo privato italiano*, vol. 1, Torino, 1929, p. 87 は、7カ条とさらに少ない。

81) Bonaini, pp. 815-818; Vignoli, pp. 132-134. 各条の見出しは、Pisa 本により、Yale 本 (および/または Paris 本) と大きく異なるときのみ、それを表示する。

82) Tangheroni, op. cit., pp. 163-180 は、Yale 第2条について検討しておらず、Pardessus, loco cit.; Brunetti, op. cit., loco cit. も、本条に対応する Paris 本の規定に言及していない。

の付いた第2条に基づき、海事団体の評議員（*consoli dell'Ordo maris*）は、判事の権限をもって、その職責に属する事項について、訴額の制限なしに、判決を言い渡すために招集される⁸³⁾」と、規定内容をごく簡略に紹介するだけである。

本条の検証を省き、前に進むべきかもしれないが、Murino が紹介した部分には、ピサにおける海事団体、海事評議員（*consul maris*）および/または海事裁判所（*curia maris*）の発生時期に関して、参考史料になる可能性のある「用語」が存在している、と思われるので、省察しておくことにする。

なお、海事評議員などについては、本条とあわせて第11条なども検討しなければならない、と思われる。

(a) **Pisa 本の用語** Murino が紹介の対象にしたと思われる部分は、おそらく、第4段落第1文、と思われる。

“Item, consules marinariorum, et capitanei vel consules negotiatorum vel artificum, et capitanei vel consules qui per villas et castella districtus civitatis, cum auctoritate consulum vel rectoris aut cum auctoritate capitanei, vel treugvani publici, in villis scilicet et castellis electi fuerint, et iudicare iuramento tenentur, loco iudicum habeantur.”⁸⁴⁾（**G体・下線**は筆者による。以下、同じ）

上掲文は、Murino が指摘しているように、海事評議員（*consules marinariorum*）にも、商人の長または評議員（*capitanei vel consules negotiatorum*）および職人の長または評議員とならんで、裁判権を付与している。この部分を「原則文」と称しておく。以下、“*consules marinariorum*”の存否に着目する議論の便宜上、職人の長または評議員などを除外する。

さらに、第5段落第2文には、“Excipimus consules marinariorum et mercatorum qui apud ecclesiam Sancti Michaelis curiam tenere consuerunt, ...”⁸⁵⁾ という一節がみられ

83) Murino, op. cit., p. 161. なお、Murino は、“*consules marinariorum*”に対して“*consoli dell'Ordo maris*”の訳語を与えたもの、と思われるが、それが正しい選択であったのかは、筆者には、即断できない。この件に関しては、IV-3-3で再度検討してみたい。

84) Bonaini, p. 816.

85) Bonaini, p. 817. 下線部 consules marinariorum et mercatorum は、1種の“*consules*”のみを指すのか、それとも、“*consules marinariorum*”と“*consules mercatorum*”の2種の“*consules*”があることを示すものなのか、規定の文言のみからでは判断が困難である。なお、1305年 Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis ↗

る。この一節を「例外文」と称しておく。

本条には、「用語上」、3種類の“consules”、すなわち“consules marinariorum”、“consules negotiatorum”および“consules marinariorum et mercatorum”と1種類の“capitanei”、すなわち、“capitanei negotiatorum”がみられる。

なお、Const. Usus の研究者 Trevisan は、「例外文」に基づき、“consules marinariorum”と“consules maris”を同一視（consules marinariorum [scil. maris]）したうえで、「……それゆえ、最初は、海上の商人と陸上の商人のための裁判所は、一体化していたのであろう」と推測している⁸⁶⁾。

(b) **Yale 本の用語** 本条の「用語」に対して、Yale 本第2条は、どのような「用語」を用いているのかを確認してみよう。

上記の本条の「原則文」に対応する Yale 本第2条の部分は、以下のようである（必要部分のみを引用する）。

“Item capitanei negotiatorum vel artificum et capitanei qui per villas et castella districtus civitatis ...” となっており、“capitanei”の上部に“vel consules”と「欄外記載」がなされている⁸⁷⁾。

そして、本条の「例外文」に対応する Yale 本第2条の部分は、以下のようであるが、「欄外記載」になっている。

“... Excipimus consules mercatorum qui ante ecclesiam Sancti Michaelis curiam tenere consueverunt, ...”⁸⁸⁾

Yale 本第2条では、“capitanei negotiatorum⁸⁹⁾”のみが（先に）本文で記載され、“consules negotiatorum”と“consules mercatorum”が（後から）欄外記載されているが（2つの欄外記載の前後関係は不明）、本条にある“consules marinariorum (et

↘(前文)には、個人(Ego)が“consul mercatorum et marinariorum”の職にあり、同様に、Breve Consulum Curiae Mercatorum Pisanae Civitatis (第1条)には、“Mercatorum consul”の職にあることが表示されている (Bonaini, *Statuti inediti* ... cit., vol. 3, p. 351, p. 7)。

86) Trevisan, op. cit., p. 329, n. 10. 同一視される“consules marinariorum”と“consules maris”には、同じ訳語（海事評議員）をあてておく。

87) Vignoli, p. 133, n. j.

88) Vignoli, p. 134, n. n.

89) 法文の用語としては、“negiatores”が“mercatores”より早くから使用されていたようである。Vaticano 本第2条の用語は、Vignoli, p. XLIV, n. 78 参照。

mercatorum)”はみられない。

Yale 本においても、他の多くの写本と同様、先に「本文」の記載がなされ、後から、「欄外記載」がなされたもの、と考えるのが素直であろう。

すると、Yale 本第2条の「欄外記載」がなされた時点では（その時期の正確な特定は不可能であろう）、“capitanei negotiatorum”、“consules negotiatorum”または“consules mercatorum⁹⁰⁾”が陸上商人と海上商人の双方の紛争の解決にあつたており、“consules marinariorum (et mercatorum)”は、まだ独立（存在）していなかった、と考えるべきなのかもしれない。

* capitanei (capitaneus) Yale 本第2条の「原則文」の本文には、まず、“capitanei negotiatorum”があり、ついで、上部（欄外記載）に“consules”が付加されている。これのみをもってしても、商人団体などで裁判権を有していたのは、“capitanei”が先であり、その後、“consules”にも裁判権が認められたことが推測される。また、本条と Yale 本第2条をあわせても、“capitanei marinariorum”との文言は存在しない。海運関係者（海上商人、船主、海員など）が独自の代表者を選べるようになったところ、他の商人集団では“capitanei”と“consules”の双方に裁判権が認められていたが、海運関係者の集団では、裁判権を有するのは“consules”にかぎられるようになっていたのかもしれない。

IV-3-2 第5条：Que questiones ad usum, et que ad leges mittantur.⁹¹⁾

先に（IVの*Constitutum Legis）ふれたように、当時、ピサは、市（の管轄）内で生じた紛争について、制定法にしたがい解決すべき事項（法律準拠事項）と慣習（法）にしたがい解決すべき事項（慣習準拠事項）に分け、前者に関して Const. Legis が、後者に関して Const. Usus がそれぞれ規定を設けていた。

そして、法律準拠事項を扱う裁判所（curia legis）と慣習準拠事項を扱う裁判所（curia usus）は、独立しており、それぞれ固有の裁判官（iudex と previsor [provisor]）を有していた。

本条は、法律準拠事項と慣習準拠事項を具体的に数多く列挙して、管轄間違いが生じ

90) 1162年 Bre. Consul. 第5条は、5名の“consules de negotiatoribus”の選任について規定しているが、ここにいう“negotiatores”は“mercatores”と同義に解されている。Cf., Banti, op. cit., p. 50, n. 15; Trevisan, op. cit., p. 329.

91) Bonaini, pp. 833-843; Vignoli, pp. 147-162.

ないように配慮している。大まかにいうと、不動産関連の事項は法律準拠事項とされ、動産の売買・寄託・委託・質権設定の取引など、動産関連の事項や夫婦間の紛争は、慣習準拠事項とされている。

本条が慣習準拠事項として列挙している事項は、D'Amia によると11に分類されるが⁹²⁾、そのほとんどは、海事事項とは無縁のもの、と思われる。

いく人かの研究者が本条を海法規定の範疇に置くのは⁹³⁾、おそらく、第4段落第1文“Similiter, omne quod datur ad proficuum de mari, et omnia maris negotia pertinentia ad societatem vel ad negotiationem rerum mobilium, ...⁹⁴⁾”の一節によるもの、と思われる。

うえの一節は、「海事利息つきで供されたあらゆる物」と「コメンダ (societas⁹⁵⁾) または動産取引に属するあらゆる海上取引」という、きわめて概括的な用語を用いている。

たしかに、本条は、広範囲の海上取引に言及するため、「海法」の範疇に入りうるかもしれないが、「事物管轄」を定めた（法律準拠事項と慣習準拠事項に分類した）規定と考えれば、ことさらに、「海法」の性質を認めることはないかもしれない。

IV-3-3 第11条：De modo cognoscendi et iudicandi⁹⁶⁾。

本条は、訴訟の審理・判決方法について定めたかなり長い規定であり、第11段落第1文に、“salvo quodo dicitur de his que dantur ad proficuum maris”（海事利息つきで供せられた事物 (his) についてのべられていることを除き⁹⁷⁾) という一節が存在している (Yale 本第11条には存在しない)。この一節は、むしろ、本条と海事関連事項のかかわりを排除する趣旨に解しうるであろう。

92) D'Amia, op. cit., pp. 403-404.

93) Zeno, op. cit., p. 142; Gaeta, op. cit., p. 69; Murino, op. cit., p. 161. ただし、これらの研究者は、規定内容について（深く）検証していない。

94) Bonaini, p. 834. ただし、これらの事項は、“curia usus”のいわゆる専属管轄ではなく、当事者間で紛争解決方法について合意がない場合に“curia usus”の管轄になる。

95) ピサの“societas”が、いわゆる「コメンダ」を指すことについては、IV-3-6 およびIV-3-7を参照。

96) Bonaini, pp. 851-863; Vignoli, pp. 168-178; Pardessus, p. 570 (Paris 本第5条一部)。

97) Bonaini, p. 854.

筆者の知るかぎりでは（数はかざられているが）、イタリア人研究者のなかに、本条を海法関連規定と認定する者はみられない。本条を海法関連規定の範疇外に置くのは、正しい所作なのかもしれない。

しかし、Pardessus は、本条に対応する Paris 本第5条を海法関連規定と考え、さらに、1160年に海事評議員（*consules maris* : *consuls de mer*）が存在したことを認めている⁹⁸⁾。また、Ⅳ-3-1 でみた *consules marinariorum* および/または *consules maris* と密接な関係がある（あるいは、同一）、と思われる *consules ordinis maris* が登場するので、本条も省察しておく。

なお、Yale 本第11条には、上掲の“*salvo quodo...*”だけではなく、(a)および(b)で検討する節も存在しないので、本項では、Yale 本第11条を除外して議論する。

(a) **Pardessus** Paris 本第5条も、本条と同様、かなり長い規定と思われるが、Pardessus は、海法の部分のみを紹介する⁹⁹⁾、とことわったうえで、以下の一節を複製・掲示している。

“*Statuimus etiam ut quæstio marinaratici et nauli et de mercibus amissis seu deterioratis in navi vel ligno, a consulibus ordinis maris summatim et extra ordinem dirimatur, quæ quæstio summam viginti quinque librarum non excedat.*¹⁰⁰⁾” (G体・下線は筆者による。以下、同じ)。

この一節は、海員・備船料の問題および船積みされまたは船舶・船中で毀損した商品に関する問題は、25リブラを超えない額の場合は、海事団体の評議員が、略式で正規の手続きによらず、解決する旨の規定であろう。

かなり長い規定のなかのこの一節（海事事項に関連するが、少額訴訟に関する例外規定）をもって、Paris 本第5条を海法規定と認定したことに関して、判断が分かれるであろうが、本稿は、深入りしないでおく。

Pardessus は、*consules ordinis maris* に着目し、「海事評議員の裁判権は、1160年（ピサ歴1161年）に、そして、疑いなくそれより前に、存在した（“... la juridiction des consuls de mer existoit en 1160 [1161], et sans doute antérieurement.”）」、というのである¹⁰¹⁾。

98) Pardessus, p. 570, n. 8.

99) Pardessus, p. 570, n. 7.

100) Pardessus, p. 570.

101) Pardessus, p. 570, n. 8. Pardessus が、海事評議員（*consules maris*）の1160年

もちろん、Pardessus は、上の一節にある *consules ordinis maris* のみをもって、その発生時期を特定したわけではないであろうが、*consules ordinis maris* がその発生時期の特定に重要なあるいは決定的な論拠となったことは否めないであろう。そして、Pardessus は、Paris 本第5条が Const. Usus 編纂当時（1160年）の状況を表わしている、と考えたのであろう。

(b) 本条の欄外記載 (a)でみた Paris 本第5条の一節に類似の文言は、本条の「本文」には存在しないが、「欄外記載」に存在している。その欄外記載は、以下のとおりである。

“Statuimus etiam, ut questio marinariatici et nauli et de mercibus amissis, seu deterioratis in navi vel ligno, a consulibus ordinis maris, summatim et extra ordinem, secundum iustitiam dirimatur: que questio summam librarum XXV non excedat [M.?] ...¹⁰²⁾”

この欄外記載と Paris 本第5条の一節は同一趣旨と考えて、ほぼ差し支えないであろう（ただし、後者には“secundum iustitiam [正義にしたがって]”の句がない）。

注目すべきは、引用文末尾の [M.?] である。おそらく、Pardessus は、このイニシャルMを知らなかったはずである。

Bonaini によると、Const. Usus は、しばしば、改正・追加されたが、イニシャルMの欄外記載は、1248年に執政者（potestà）Marinus de Ebulo の時に追加記載されたもの、という¹⁰³⁾。疑問符・?は、その可能性を意味するのであろう。

もし、Pisa 本のイニシャルMの欄外記載が1248年になされたものであれば、同じ規定内容を本文文化している Paris 本は1248年以降に編纂された、との推測が成り立ちうる。この推測が正しければ、Pardessus の海事団体評議員の裁判権が1160年より前に存在したとの主張は、説得力を弱めることになるのかもしれない。

(c) Schaube 海事評議員の存在を1160年以前に遡らせる Pardessus の考えに異論を唱えたのは、ドイツ人研究者の Schaube である。

↘以前からの存在を認めていたのは確かであろう。しかし、本文で「裁判権」の訳語をあてた“jurisdiction”が、あるいは（独立の）「裁判所」を意味するのか、本稿には確信が持てない。したがって、Pardessus が、海事団体（ordo maris）および/または海事裁判所（curia maris）の1160年以前からの存在も認めていたのかは、本稿には不明である。

102) Bonaini, p. 852, n. 1.

103) Bonaini, p. XXIV.

Schaube は、Pardessus のあやまちを、Paris 本第5条が Const. Usus 編纂当時(1160年)の状況を表わしていると考えたことにある、と指摘している。

Const. Usus が最初に編纂されたのは1160年であるが、その後、何度も改正されているにもかかわらず、Pardessus は、Paris 本が何時の時点の規定内容を表わしているのかの検討していない。さらに、consules (ordinis) maris に関する他の情報・文書を参照することなく、1160年に海事評議員の存在を認めてしまっている。Schaube が指摘したのはその点である¹⁰⁴⁾。

Schaube は、海事評議員に言及したピサ内外の外交文書を論拠に、ピサの海事団体と海事評議員の起源を(ピサ歴)1188年から1201年のあいだ、と考えている。

まず、1188年のジェノヴァとの協定のピサ代表メンバーを記録した文書に、12名の大会議の評議員、3名の商人の評議員、3名の羊毛職人の評議員および3名の裁判官がみられるが、海事評議員が見当たらない。重要な文書に記録されていないので、その時点での海事評議員の存在を証明しえない(その起源は、1188年以降になる)。

Schaube によると、海事評議員の存在にふれた最古の文書は、1201年のチェニス政府のものである。すると、1201年以前に海事評議員が存在していたことになるので、海事評議員の起源は1188年から1201年のあいだになる、というのである¹⁰⁵⁾。

Schaube の手法そのものは、理にかなっており、海事評議員に関する文書・史料が彼の利用したものにかざられていたら、その結論は、支持されるべきであろう。

しかし、彼の知らなかったより以前の史料が存在するようである(本稿は実見していない)。1184年2月28日、ピサ市の評議員がマジョルカ王への外交使節団を派遣するために海事評議員などから300リラを借用した内容の文書のようなものである¹⁰⁶⁾。

その文書が本物であれば(おそらく、本物)、Schaube の結論は、成り立ちえない。ピサには、海事評議員は1184年以前から存在したことになる(何時から存在したかは依然として不明)。

104) Schaube, *Das Konsulat...*cit., S. 2. Const. Usus の前文にある1160年の記載をそのまま「鵜呑み」にしたのをあやまちと指摘するのは、Pisa 本の出版を知っている後世の人にとっては、たやすいことである。われわれは、情報が圧倒的に乏しかった19世紀前半から中葉にかけて膨大な作業を行った Pardessus の功績を忘れることはできない。いまでも、*Collection* 全6巻なしに海法史研究はありえない。

105) Schaube, a. a. O., S. 4. (ピサ歴)1201年のチェニス政府の文書については、大友・前掲・24頁も報じている。

106) Trevisan, op. cit., p. 329, n. 11.

(d) *consules ordinis maris* 本稿は、先に(IV-3-1、注83))、Murino が第2条の“*consules marinariorum*”に対して“*consoli dell'Ordo maris*”との訳語を与えたことについて、若干の疑義を呈した。

通説的見解によると、*consules maris* は(*consules marinariorum* とともに称され)、*ordo maris* の長または代表者、と解されている。おそらく、それらの説は、発生時期の解釈にちがいはあっても、*consules maris* と *ordo maris* の発生時期を同時、と考えているようである。

条文の文言に注目すると、第2条は、*consules marinariorum* といっている。それが *consules maris* と同じ立場の者を指すことに、とくに異論はない(本稿も反論しない)。

本条の欄外記載および Paris 本第5条は、*consules ordinis maris* といっている。この語に対して *consoli dell'Ordo maris* との訳語を与えるのであれば、何らの疑義も生じえない。

しかし、Trevisan は、*consules maris* の存在を示す1184年2月28日付文書を示すとともに、*ordo maris* については、1200年代前半(1212年7月6日付文書など)になってからしかそれを示す証拠はない、という¹⁰⁷⁾。

本稿なりに Trevisan の見解を敷衍すれば、海運関係者たちが明確な団体(*ordo*)を形成する以前から、事実上の彼らの長または代表者が存在したはずである。そのような者を、たとえ、公的呼称ではなくとも、*capinanei marinariorum*、*consules marinariorum* または *consules maris* と称することは充分ありえたはずである。その存在を示す証拠の1つが1184年の文書である。

市の政治的・経済的發展に伴い、各種の階層を形成する者たちが、構成員を特定し、各自の関係を規律する規範を有する団体を形成するようになり、海運関係者たちは、その先駆者として、*ordo maris* を形成した。*ordo maris* の存在を示す証拠は、1200年代前半になってから現れる。

すると、*capinanei marinariorum*、*consules marinariorum* または *consules maris* の呼称は、*ordo maris* 形成後も、用いられていたにしても、*ordo maris* 形成後の長または代表者を表わす公的な呼称は、*consules ordinis maris* ということになるのであろう。

つまり、Trevisan によると、*consules maris* と *curia maris* の起源は1100年代の終わり、*ordo maris* は1200年代の最初の20年間になってから、という¹⁰⁸⁾。

107) 前掲注106)、Trevisan, op. cit., p. 331, n. 15.

108) Trevisan, op. cit., p. 332.

IV-3-4 第18条：De rebus illorum qui in alienis partibus moriuntur¹⁰⁹⁾。

本条は、外地で死亡した者の財物の処理について定めた規定である。本条を海法の範疇に入れるイタリア人研究者は、少数に属する¹¹⁰⁾。そのうちの一人 Murino は、同条について、つぎのように説明している。

「外地で死亡した人の財物は、証人の立会いのもと (in presenza di testimoni)、船舶書記に委ねられ、ピサに移送することができ、そして、そうしなければならず、委託者および運送人は責任を負わない、と規定している¹¹¹⁾」と。

本条は、20行程度の比較的短い規定であるが、Murino は、冒頭の数行を分析したものと推測される。「船舶書記 (scriba navis)」の存在が、本条を海法の範疇に入れる要因になったのであろう。ここでは、Murino の判断の是非について立ち入らず、「船舶書記」に注目したい。

まず、本条の冒頭部分を引用してみる。Yale 本第18条との対比の便宜上、[a]から[d]までの4つに分けておく (G体・下線は筆者による。以下、同じ)。

“Res eorum qui in alienis partibus moriuntur, date tamen vel accepte presente consule vel vicecomite, [a] si ibi fuerit, scriptura publica interveniente, si notarii copia haberi potest; alioquin privata, testibus tamen ad hoc specialiter vocatis, preesse debet apud scribam navis, [b] sine periculo reducentis vel mittentis, reduci vel mitti sine fraude possint [c] et debeant: (以下、10数行続く) [d]¹¹²⁾”

つぎに、Yale 本第18条の「本文」を引用してみよう。便宜上、[p]と[q]に分ける。

“Res eorum qui in alienis partibus moriuntur, date tamen vel accepte cum testibus, [p] sine periculo ducentis vel mittentis, duci vel mitti sine fraude possint. [q]¹¹³⁾”

本条と Yale 本第18条を対比してみよう。

本条[a]文の“presente consule vel vicecomite”が Yale 本第18条[p]文では“cum testibus”に入れ替わっている。この入替りは、手続上、高い地位の人物 (consul または vicecomes) の立会いを要するように変更された、と解されるので、2つの規定にかなり大きな差異をもたらすものかもしれない¹¹⁴⁾。しかし、本項で注目している「船舶

109) Bonaini, pp. 873-874 ; Vignoli, pp. 192-193.

110) Murino, op. cit., pp. 161-162; Zeno, op. cit., p. 143.

111) Murino, op. cit., loco cit.

112) Bonaini, pp. 873-874.

113) Vignoli, p. 192.

114) “testis”には、「証拠」のほか「証人；立会人」の意味もあるが、Yale 本第18条

書記」とかかわりがないので、考察しない。

本条[b]文に対応する部分が Yale 本第18条には（欄外記載にも）ない。

本条[c]文の“reducentis”と“reduci”が Yale 本第18条[q]文では“ducentis”と“duci”になっている。この接頭辞の有無は、本質的差異をもたらさないであろう。

つぎに、[d]文であるが、Yale 本第18条にある数個の「欄外記載」とほぼ正確に一致している¹¹⁵⁾。

Yale 本第18条は、欄外記載を含めると（[a]文の入替りを除外すれば）、本条[a]文、[c]文および[d]文とほぼ正確に対応しているが、[b]文に対応する部分が存在しない。おそらく Murino が本条を海法の範疇に入れる要因となったであろう「船舶書記」に関する文言が、Yale 本第18条には存在しないのである。

船舶書記に関する（日付が判っている）最古の法律は、1229年6月1日公布のヴェネツィアのいわゆる Tiepolo 法第17条、といわれている¹¹⁶⁾。

本条[b]文は Yale 本の推測編纂時1185年1月31日から Pisa 本1232年1月1日のあいだに制定されたもの、と考えるのであれば、Tiepolo 法第17条以前に制定されていたことは、充分にありえよう。

しかし、本条が船舶書記に関する最古の法律である、と証明することはできない。目下のところ、われわれは、ヴェネツィアで船舶書記に関する最古の法律といわれる Tiepolo 法が制定されたころ、ピサにおいても、船舶書記は、法律の規律対象になるほど重要な社会的地位を占めていた、と行って満足しておくほかない¹¹⁷⁾。

IV-3-5 第19条：Qualiter pecunia minorum ad prode dare vel per mare mittere tutor vel curator possit¹¹⁸⁾.

本条は、後見人の権限（被後見人の財産の管理・処分権）に制限を加えた規定、と解される。本条については、まず、見出しに注目するために、Yale 本第19条のそれを以

ゝの“testis”が「証人；立会人」の意味であったとしても、“consul”または“vicecomes”の立会いを要求していない。

115) Vignoli, pp. 192-193, [XVIII] nn. a-b5a.

116) Guido Bonolis, *Il diritto marittimo medievale dell'Adriatico*, Pisa, 1921, p. 202. 同条の概要は、拙稿「中世アドリア海法史素描」・399～400頁注70)を参照。

117) 本条には、歴史的に重要な“consul”、“vicecomes”および“notaro”もみられるが、海法と直接的なかかわりがないので、ここではふれないでおく。

118) Bonaini, pp. 874-875 ; Vignoli, p. 193.

下に掲げる。

“Qualiter pecunia pupilli^① ad prode vel per mare mittere tutor^② debeat^③.”

ここには、3つの抹消・加筆がなされている。①“pupilli”が抹消され、上部に“minoris”と修正。②“tutor”の上部に“vel curator”と追加。③“debeat”が抹消され、上部に“possit”と修正¹¹⁹⁾。

抹消・加筆後のYale本第19条の見出しは、dareがなく、“minor”の属格が複数から単数になっていることを除けば、本条の見出しに一致する。文言上も、後見人の義務(debeat)から権限(possit)を表わすよう、統一化された。

つぎに、本文についてみると、本条の本文は(復刻本で)11行少し、そして、Yale本第19条の本文は、(復刻本で)4行少しの短い規定である。本文だけを比較すると、本条は、Yale本第19条の4倍程度の長さがある。

しかし、とりわけ、Yale本第19条の末尾に付加された欄外記載を合わせると、両者は、ほぼ正確に一致する¹²⁰⁾。それは、前条の第18条でみた関係そのものようである。

本条の冒頭部分を引用してみよう。以下に掲げる冒頭部分は、1語を除き、行間記載により修正されたYale本第19条本文と(ほぼ)正確に対応する。

“Item pupillorum vel addultorum pecunia a tutoribus vel curatoribus fenerari possit, pignoribus vel alia interveniente securitate. Sed per mare usque ad tertiam mittere possint, ita ut fiat cum auctoritate et consilio iudicis nove curie, scriptura publica interveniente,¹²¹⁾” (G体・下線は筆者による)。

第1文は、被後見人または成人の財産(pecunia)を後見人または管理人に委ねうる旨を定めた原則規定であろう。ここには、とくに制約らしき文言はみられない。

第2文は、海上取引に投資する場合の特則になっており、後見人・管理人の権限に3つの制約を課している。

①投資限度：財産の3分の1まで(usque ad tertiam)。②裁判官の事前許可。③書面の作成。

もし、3つの制約が陸上取引の投資の場合、後見人・管理人に課せられていなかったのであれば、本条は、海上取引の危険性が際立っていたことを示すもの、といえる。

なお、先に、上掲の本条の冒頭部分は、「1語を除き」Yale本第19条本文と(ほぼ)

119) Vignoli, p. 193, [XVIII] nn. a-c.

120) Vignoli, p. 193, [XVIII] nn. d-g1.

121) Bonaini, p. 874.

正確に対応する、とのべた。①の制約にみられる「3分の1まで (usque ad tertiam)」が、Yale 本では、「半分まで (usque ad medietatem)」とされているのである¹²²⁾。

すると、①の制約は、Yale 本第19条より本条において、より強くなった、といいうる。換言すれば、海上取引の危険性に対する認識が広く行き渡った結果、といいうる。

本条は、海上取引の場合、後見人・管理人の権限に例外的制限を設ける規定であるにしても、海法の範疇に組み込むことに、それほど大きな妨げはないもの、と思われる。

IV-3-6 第21条：De societate inter patrem et filium et inter fratres facta¹²³⁾。

Const. Usus は、コメンダを主たる規律対象とする規定として、本条から第23条までの3カ条を有しているが、制定時期が判明している法律のなかで、コメンダの規定を有するもっとも古い法律、と考えられている¹²⁴⁾。Const. Usus のコメンダに関する規定は、コメンダが隆盛期を迎えつつあったころのその有姿を映し出している、という意味において、貴重な史料である。

本条は、親子間または兄弟間で形成される共同事業の“societas”、いわゆるコメンダについて、かなり詳細な規定を設けている（ピサにおいて、societas は、海と陸の双方のコメンダを示す呼称である）。

血縁者間でなされるコメンダ、とりわけ、親子間のコメンダは、非血縁者間のコメンダが示すコメンダ本来の様式・特質をそのまま反映するとはかぎらない。非血縁者間のコメンダとすべて同じ法規制のもとに置くのは、かえって、血縁者間・親子間に不都合が生じることもありえよう。たとえば、書面作成義務を親子間コメンダの企業者・父親に求める必要性は乏しいかもしれない。逆に、親権に服する子供が出資者の場合、親の恣意に基づく契約内容にならないよう配慮が求められる¹²⁵⁾。そうした経験に基づく配

122) Vignoli, p. 193.

123) Bonaini, pp. 876-883; Vignoli, pp. 195-205.

124) その後、ヴェネツィア (1204年)、ジェノヴァ (1229年)、アマルフィ (1274年) などで、コメンダ契約の規定を有する法律・慣習法が制定・編纂された。古文書では976年のヴェネツィアの文書が著名である。拙稿 (資料)「コメンダ契約について」『アマルフィ海法研究試論』・269-270頁、272頁注(2)-(3)参照。なお、本資料には、拙稿「中世アドリア海法史素描」・398頁注65)でことわったように、訂正を要する箇所がいくつかある。コメンダ契約に関する文献は、前掲資料に引用のものを参考にされたい。Especially, Pryor, *The Origins ... cit. and Mediterranean commerce ... cit.*

125) IV-3-5でみた第19条による後見人 (親) に対する被後見人 (子) の財産のメ

慮から、親子間のコメンダに関する特則が設けられたもの、と思われる。

本条に散見されるわずかの文言からではあるが¹²⁶⁾、海上取引を行うためにも、コメンダを形成しうることが認められている。コメンダの事業目的が陸上取引に制限されず、海上取引を排除しない、というのであれば、本条を海法の範疇に入れる意味は、それほど大きくはないのかもしれない。

* コメンダ コメンダ契約は、事業目的が陸上取引か海上取引を問わず、出資者 (commendator) のみが出資する一方的コメンダ契約 (以下、一方コ契約と称する) と企業者 (tractator) も出資する双方的コメンダ契約 (以下、双方コ契約と称する) に大別される。この契約について、わが国では、前者が先に生成・発展し、後に企業者 (航海者) も資本出資するようになり、これはコレガンツィア (colleganza) と称された、との認識が定説的地位を占めている。このような見解を一方コ契約先行説と仮称しておく。かつて、筆者は、備忘録で示したが、コメンダ研究の本場イタリアでは (も)、一方コ契約先行説は、ほとんど超克されている¹²⁷⁾。

コメンダの発展・普及が地中海全域において同時的・均一的であったとは考えがたく、一方コ契約が先行的に普及した地方・都市も、存在したかもしれない。しかし、早期の (公証人の) 文書には、むしろ、双方コ契約が多くみられ、一方コ契約は遅れてみられるようになった。古文書の示すところは、双方コ契約が一方コ契約より早期に登場したか、あるいは、両者がほぼ同時期に存在していたようである。

Const. Usus のコメンダに関する規定は、2つの類型について規定している。これらの規定からは、いずれの類型のコ契約が先に生まれたのかは断定できないが、同時的に存在していたことは明らかである。少なくとも、一方コ契約先行説を裏付ける文言は見当たらない。

なお、「コレガンツィア」は、双方コ契約に付与された名称というより、ヴェネツィアの用語で、双方コ契約と一方コ契約の両者に共通のものであった。「コレガンツィア」が最初に現れるのは、976年の公証人作成の文書である。ヴェネツィア

↘ 運用制限など。

126) “sive per mare sive per terram societatem fecerit” 第1段落第1文 (Bonaini, p. 876)、“per mare terramque a maiori socio sine sui detrimento” 第5段落 (Bonaini, p. 879)。

127) 拙稿「コメンダ契約について」・269-272頁。

では、1204年に双方コ契約を禁止する趣旨に解されている法律が施行されたが、その後、1255年のいわゆる Zeno 法において、「コレガンツィア」という用語がみられる。

各都市において、呼称は、まちまち (commenda, comanda, accomendatio, collegantia, societas [maris], entica, ecc.) であったが、“commenda” がもつとも通りが良かったようである。また、事情を複雑にしているのは、同じ契約を表わすにしても、各都市の法律用語と、公証人たちが用いる用語がしばしば異なったことであろう。

IV-3-7 第22条：De societate inter extraneos facta¹²⁸⁾。

本条は、他人（非血縁者）間で形成される“societas”、いわゆる「コメンダ」について定めた規定である。他人間で形成されるコメンダは、変質しがちな血縁者間のコメンダより、コメンダの特質をより明確に示すもの、と思われる。

本条は、コメンダに関連する多くの事項を取り扱う長大な規定であり、陸のコメンダを規律対象から排除するものではない、と思われる（ただし、陸のコメンダに関しては、次条が別に規定を設けている。本項の(j)を参照）。

しかし、本条は、「海のコメンダ (societas maris)」に関する規定がほとんどであり、Const. Usus を検討対象とする海法史家の多くは、本条を海法の規定と位置づけている。Pardessus が Paris 本に存在するであろう本条に対応する規定を紹介していないのは、むしろ、不思議でさえある。

Const. Usus は、一方コ契約を *compagnia*、双方コ契約を *societas* と称しているが、両者に等しく適用される法律の規定を論じる場合には、“societas”を用いている¹²⁹⁾。しかし、実際には（公証人の文書において）、他の都市と同様、呼称の使い分けが厳密に行われていたようには思われない。

(a) 書面の作成 ピサ市内で行われる *societas maris*（海のコメンダ）においては、通常 (*generaliter*)、出資者とその出資額を記載した文書の作成がなされる。

財産を運用すべき者 (*socius qui havere tractare debet*：仲間、同盟者) は、その前に、自分の財産の額、他人の財産の額、および、その“societas”において、だれのために有しているのかを書面に記載し、または、記載させ、その書面を出資者たちのために、

128) Bonaini, pp. 883-897; Vignoli, pp. 205-222.

129) Pryor, op. cit., p. 10.

公的な書面として、その *societas* において最大の持分を有する者、または、同額の持分を有する者のうちの一人の管理下において置くものとする¹³⁰⁾。

出資総額が高額になるコメンダ契約においては、証拠保全のためにも、書面の作成が事実上・必然的に要求されるであろう。それは、ピサにかざられたことではないであろうし、また、他の契約においても、高額になる場合、書面が要求されるであろう。

規定の文言からすると、書面の作成は、強行法的に要求されてはいないようである。また、この書面作成は、出資財産が100リブラ未満 (*si minor sit hentica librarum c*) または父が企業者(子が出資者)のコメンダでは要求されない¹³¹⁾。

(b) **契約当事者** コメンダの起源・法的性質に関して、契約当事者の呼称が論拠として持ち出されることがある。詳細は、別稿に譲るが、大雑把にいうと、コメンダを共同事業としての「組合」に類似するもの、と捉えるか、「消費貸借」に類する債権者・債務者の関係、と理解するかである¹³²⁾。

コメンダ契約当事者の呼称(ラテン語)として、商人・企業者は *tractator* (運用者)、出資者は *commendator* (委託者) または *stans* (留まる者) が一般的である。

Const. Usus も、企業者を *tractator*、出資者を *stans*、と称している。この点では、一般的な呼称と一致している。

さらに、Const. Usus は、企業者と出資者の双方を表わす用語として *socius* (仲間、同盟者) を用いている。*socius* は、出資者 (*socius stans*) だけではなく、財産運用者 (*socius qui havere tractare debet*) あるいは航海者 (*socius qui in tassedio fuerit*) としての企業者 (*socius tractator*) を表わすためにも用いられている。

その一方で、Const. Usus は、第21～23条において(見落しかもしれないが)、出資

130) 第2段落第1文 (Bonaini, p. 883) “Generaliter constituimus in omnibus maris societatibus in civitate faciendis, ut socius qui havere tractare debet, ante quam eat, quantum de suo havere, et quantum de alieno, et a quibus in ipsa societate habuerit in scriptis redigat vel redigere faciat, quam scripturam apud eum ex suis sociis, qui maiorem partem habuerit in ea societate, vel uni eorum, qui equalem partem habuerit, scriptura publica interveniente, relinquat: ...”

131) 第2段落第2文 (Bonaini, pp. 883-884)。書面の作成が当事者の任意に委ねられている、と解するにしても、合意に反する書面作成・交付の欠缺が契約の成否・消長に影響を及ぼすか否か、若干興味を覚えるが、これ以上、立ち入らないでおく。また、出資額が100リブラ未満の場合、書面を要しない旨の文言は、Yale 本第22条には見当たらない。

132) 拙稿「コメンダ契約について」・278頁以下、とりわけ、281-287頁参照。

者の一般的な呼称である *commendator* を用いていない。

コメンダの起源・法的性質に関して、契約当事者の呼称を論拠にすると、*Const. Usus* の用語方法は、コメンダの起源・法的性質に関して、「組合」に類似するもの、と捉える立場に結びつきやすいであろう。

Const. Usus とは異なり、1274年編纂のアマルフィ市慣習法は、企業者を“*debitor* (債務者)」、投資者を“*creditor* (債権者)」、と称している¹³³⁾。類似の用法は、ヴェネツィアにもみられる、という¹³⁴⁾。

契約当事者の呼称に自説の論拠を求める立場によれば、アマルフィ市慣習法にいうコメンダは、「消費貸借」に類する債権者・債務者の関係、と結論づけうるのであろう。

敷衍すれば、アマルフィ市慣習法にいうコメンダと *Const. Usus* のそれとは、性質が異なる、ということまで行き着くのかもしれない。

(c) 双方コ契約 本条第4段落は、*Const. Usus* の編纂当時、双方コ契約が存在していたことを明示している。その第1文を引用してみよう。

“*In societate facienda inter stantem, et in aliquod tassedium euntem, si stans duas partes, tractator vero tertiam, sive de suo, sive de alieno miserit; lucrum, si non aliud convenit, equaliter sit commune; damnum pro rata.*¹³⁵⁾”

stantes (出資者) と何らかの航海に行く人 (企業者) とのあいだでなされる *societas* において、*stantes* が (資本の) 3分の2を、*tractator* が3分の1を拠出する場合、それが彼自身のものであれ、他人のものであれ、利益は、「異なる合意をしていなければ (*si non aliud convenit*)」、共同・均等であり、損失は、(出資の) 割合に応じる。

コメンダの利益分配方法について確認しておく、企業者は、利益の4分の1を労務に対する報酬分として受け取り、投資者は、利益の4分の3を取得する。

したがって、双方コ契約の企業者は、報酬分の4分の1と、資本の3分の1の出資者として、出資者の取分：利益の4分の3のうちの3分の1、すなわち、4分の1を受け取る (合計、利益の4分の2 = 2分の1)。

資本の3分の2を拠出した出資者は、出資者の取分：利益の4分の3のうちの3分の

133) アマルフィ市慣習法の写本は、いくつか現存し、それぞれのコメンダに関する規定は、条文番号が異なっているが、コメンダ契約当事者の呼称は、共通している。拙稿「コメンダ契約について」・297-305頁参照。

134) Pryor, *op. cit.*, p. 14.

135) Bonaini, p. 884.

2、すなわち、4分の2 = 2分の1を取得する。企業者と出資者は、利益を折半することになる。

なお、第1文中にある「異なる合意をしていなければ」は、同文の規定が任意規定であることを示している（黙示の合意を含むかについては、立ち入らない）。この文言は、当時、ピサにおいて、コ契約の損益の分配・分担比率は、当事者の合意により、変更が可能であったことを示している。

ピサにおいて、また、他の都市において、どの程度の割合で、当事者の合意により損益の分配・分担比率の変更がなされたのかは、古文書の詳細な比較検証からしか判明しないので、とうてい、本稿の知りうるところではない¹³⁶⁾。

(d) 一方コ契約 Const. Usus は、本項のはじめにのべたとおり、一方コ契約を表わすことばとして“compagnia”を用いている。本条第8段落第1文が一方コ契約における利益分配（企業家の取分）について明示している。

もし、だれか（出資者）が、一方コ契約目的で運搬するために、何かをだれか（企業家）に委ねる場合、異なる合意をしていなければ、運搬した者（企業家）は、利益の4分の1のみを取得するものとする¹³⁷⁾。

一方コ契約における利益分配の割合（出資者：企業家 = 3 : 1）に関する規定も、「異なる合意をしていなければ」が示すように、双方コ契約と同様、任意規定である。

しかし、この当時、すでに、ピサにおいて、コメンダ契約を特色づける、2つの契約類型の存在と利益分配比率について、明文規定が設けられていたことに注目すべきである。

さらにいえば、本条は、双方コ契約を先に、一方コ契約を後から規定している。これは、双方コ契約が先行的に発生・普及していたことを示すものかもしれない（少なくとも

136) 都市と時代によっては、コ契約の損益の分配・分担比率は、厳格に守られていたのかもしれない。たとえば、アマルフィ市慣習法のコ契約に関する規定には、当事者の合意による変更を認める文言は、存在していない。また、多数ないし定説的見解によると、ヴェネツィアの1204年法は双方コ契約を禁止するとともに、一方コ契約の利益分配比率を強行法的に定める規定と解されている。Pryor, *Mediterranean commerce ... cit.*, pp. 186-187 によると、tractator の取分を大きくする変更は、13世紀後半から14世紀、地中海東部ではふつうにみられたが、西部でそして12世紀や13世紀初頭にはほとんどみられなかった、という。

137) 第8段落第1文 (Bonaini, p. 885) “Si quis ad portandum in compagniam aliquid alicui dederit, quartam lucri partem, si non aliud convenit, solummodo habeat qui portaverit: ...”

も、一方コ契約先行説を根拠づける規定形式になっていない¹³⁸⁾。

なお、法律論から外れるが、出資者は、利益分配の計算上、一方コ契約と双方コ契約のいずれに出資しても、同じ額の利益分配を受けられるはずである。出資者の出資額：12、当該コ契約の利益率：90%とした場合の出資者の利得を計算してみる。

一方コ契約の場合、出資者の利得： $12 \times 0.9 \times 3 \div 4 = 8.1$

双方コ契約の場合、企業者も6を出資するので、出資総額は18になる。この場合の出資者の利得： $(12 + 6) \times 0.9 \times 1 \div 2 = 8.1$

(e) **業務遂行** 企業者は、(出資者によって)合意が履行されれば、航海をはばむ正当・明白な阻害事由により留まるのでなければ、指定された航海を実行しなければならない¹³⁹⁾。

企業者には、出資者に合意した出資を強制する手段はないかもしれない。しかし、企業者は、出資者が出資を履行しないかぎり、航海着手(業務遂行)を強制されない。企業者の業務遂行義務は、出資者の出資義務の履行があって、はじめて具体化する。

(f) **出資財産の目的外使用の禁止** 企業者は、出資者との合意にしたがって、出資財産を運用・利用しなければならない。これは、いうまでもなく、企業者の基本的な義務である¹⁴⁰⁾。

もし、企業者が出資財産をコメンダの物であることを知りながら、コメンダ契約の利益のためではなく(non societatis utilitate)、譲渡または弁済すれば、出資者は、企業者または受け取った者を(tractatorem, vel ipsum qui acceperit)訴えることができる。

138) 一方コ契約が先に、あるいは、双方コ契約と同時に発生・普及していたのであれば、法律関係が単純な一方コ契約を先に、複雑な双方コ契約を後から規定したほうが、立法者・編纂者の作業の便宜にかなう、法の適用を受ける者にとっても、理解しやすいはずである。

139) 第4段落第4文(Bonaini, p. 884) "... tractator, si conventio ei completa fuerit, nisi iusto et manifesto impedimento remanserit, quod ire non possit, ordinatum tassedium adimplere cogatur."

140) 企業者が信頼に値する有能な商人であれば、出資者は、企業者に対して、出資財産の処分につき、制限を加えるより、広い裁量権ないし自由処分権を与えたほうが、自己の利益にかなうこともありうる。そのような場合、出資者は、"Quod facis de tuo, potestatem do tibi ut facias de meo (汝の財で行うことを、私の財で行うように、権限を汝にあたえる)" という常用文言を用いて、企業者に広い裁量権・自由処分権を付与することができる。この場合、企業者は、出資財産を贈与やカードゲームに充当できないのは当然であるが、あらゆる(正当な)取引に出資財産を供することが許される(第32段落: Bonaini, pp. 896-897)。

しかし、受領者が、企業者の違反行為につき不知のとき (cum ignoraverit)、企業者から取得した財産および利益のみ返還義務を負う¹⁴¹⁾。

企業者がコメンダのために受託した財産を目的外に使用し出資者に損害を与えれば、損害賠償責任を負うのは、当然である (おそらく、出資者の全損害について)。

企業者からコメンダの財産を受領した者は、本来、出資者とは無関係であるが、企業者の違反行為を知っていたとき、出資者に対して責を負う (おそらく、出資者の全損害について)。しかし、企業者の違反行為を知らなかったとき、企業者から取得した財産および利益の返還義務を負うが、それ以上の責任を負わない。

また、企業者は、契約の趣旨に基づき、忠実・誠実に出資財産・コメンダ財産を管理・運営しなければならないので、故意による目的外使用に至らずとも、不適切な財産の使用も許されない。

企業者は、合意のない出費をした場合、または、過失により、損害を発生させた場合、船舶が無事帰着したときは、元本および利息を、船舶が無事帰着しなかったときは、元本のみを返済しなければならない¹⁴²⁾。

(8) 船舶の変更 特定の船舶 (以下、合意船) によってコメンダを実行する、それも、往路だけではなく、復路も、合意船を利用する旨の合意があった場合、企業者は、その合意にしたがい、合意船を利用してコメンダでえた財産 (以下、コメンダ財産) を持ち帰らなければならない。

これが、当然の原則である。契約事項の変更は、原則として、契約当事者の一方が任意になしうるところではない。

しかし、コメンダ財産を持ち帰るために、合意船ではなく、別の船舶 (以下、実際船) が利用されることがありうる (合意船の堪航能力の喪失、公権力による出航禁止などやむをえない事情によるほか、企業者の合意違反、たとえば、合意船による航海・事業の継続など)。

この場合、4つの可能性がある。①双方の船舶とも無事帰着。②合意船は無事帰着、実際船は滅失・毀損。③合意船は滅失・毀損、実際船は無事帰着。④双方の船舶とも滅失・毀損。

本条第12段落の解決方法は、おおよそ以下のものである。

①と③の場合、コメンダ財産が無事帰着したのであるから、本条の規定または合意に

141) 第11段落第1～2文 (Bonaini, p. 887)。

142) 第27段落第1、3文 (Bonaini, pp. 892-893)。

したが、利益分配がなされる¹⁴³⁾。

問題は、②と④の場合、コメンダ財産の滅失・毀損による企業者の損害賠償責任である。

②の場合、合意船に船積みできたにもかかわらず、実際船にコメンダ財産の船積みがなされ、後に滅失・毀損が生じたのであれば、企業者は、損害賠償責任を負う。しかし、合意船に無事に (*sine fraude*) 船積みすることが不可能であり、実際船への船積みが無事になされたことが立証できれば、企業者は、免責される¹⁴⁴⁾。

④の場合、合意船に船積みが可能であったか否かを問わず、企業者は、免責される。

(h) コメンダ財産置去り禁止 企業者は、目的地で取得した財産を母港に安全に持ち帰らなければならない。故意・重大な過失なしに (*sine fraude et lata culpa*)、コメンダ財産を取引した地に置去りにした場合、それを取戻しに帰る義務を負う (*ad recolligendum quod reliquerat redire teneatur*)。取戻しに帰るのを欲しない場合、正当な阻害事由により留まるのでなければ (*nisi per iustum impedimentum remanserit*)、企業者自身、賠償する義務を負う¹⁴⁵⁾。

海外との交易は、大きな利益を生み出す。合意した航海の終了時点で、より大きな利益をもたらす機会があれば、その機会を逃がしたくないのが商人である。企業者は、コメンダ財産置去りの責任を負いたくなければ、出資者との事前の合意により、他人による返送や現地在住の代理人への寄託を許容してもらえばよい。そのような合意は、広く普及していたようである¹⁴⁶⁾。

(i) 精算 合意した航海から帰ると、企業者は、精算を行い、利益があれば、合意または本条の定めにしたがい、元本と出資者の取分を出資者に引き渡さなければな

143) 外形上は、③と同じく、合意船は滅失・毀損、実際船は無事帰着した場合であっても、企業者が、出資者Aとの合意にしたがい、復路も合意船を利用し、その途中で合意船が滅失したのであれば、たとえ、他の出資者B(実際船の復路利用を許容していた)のコメンダ財産の実際船が無事帰着しても、企業者は、出資者Aに対し責を負わない。

144) 類似のケースとして、企業者が、すべてのコメンダ財産喪失の危険を回避するため(企業者の私利私欲のためではなく)、コメンダ財産を分けて、その一部につき復路に実際船を利用したが、実際船が復路の途上、滅失した場合、企業者は、滅失した財産の所有者に対して、責を負わない。

145) 第15段落第1～2文(Bonaini, p. 889)。

146) Pryor, op. cit., pp. 169-175 に返送方法を記録した公証人の文書が数多く報告されている。

らない。

出資者の取分と企業者の取分は、同時に確定され分配されるはずである。企業者が自分の取分を先に回収した後、出資者にその取分を引き渡すような精算方法は、あったとしても、例外的なものでしかなかったはずである¹⁴⁷⁾。

本条第21段落は、企業者の帰還後、関係者の問合せがあった日から15日以内に (infra XV dies, ex quo eum inquisierit) 精算がなされるべき旨を定めている¹⁴⁸⁾。Const. Usus の編纂作業は、1150年代後半の数年間になされたが、この精算期限の慣習は、それ以前から (おそらく、かなり前から) ピサに存在していたもの、と推測される。

現代的感覚からすれば、迅速・適時の精算は、合理的経営、とりわけ、出資者の利益保護のために必要な作業である。しかし、Const. Usus が編纂された当時、迅速・適時の精算の実務は、広く普及していなかった、との指摘がなされている¹⁴⁹⁾。この点においても、ピサは、先駆的・開明的な感覚を備えていたのである。

(i) 陸のコメンダ 海法規定の検討を継続する前に、第23条の「陸のコメンダ (compagnia de terra)」の利益分配について省察しておきたい。第23条は、海法とは直接関連しないが、海陸のコメンダの比較は、海のコメンダの理解を深める。

最初に、陸のコメンダでは、企業者の報酬が利益の3分の1であることを確認しておくべきである。これが海のコメンダと決定的に異なる点である。

陸のコメンダにおいても、双方コ契約と一方コ契約の2つの下位類型が存在しており、第23条は、それぞれの損益の分担・分配について (やはり、双方コ契約を先に) 規定している。

出資者 (活動する義務のない者 : ille qui tractare non debet) が4分の3を (tres partes)、企業者 (実際に活動する者 : ille vero qui tractat) が4分の1を (quartam partem) 出資する場合 (双方コ契約)、収支報告時に、利益を折半し (per medium dividant)、損害は、(出資の) 割合にしたがい (per libram)、分担する¹⁵⁰⁾。

すなわち、双方コ契約の場合、企業者は、労務の報酬分として利益の3分の1と、資

147) Pryor, *The Origins ... cit.*, p. 36, n. 115.

148) Bonaini, p. 891.

149) Pryor, *Mediterranean commerce ... cit.*, pp. 179-180 によると、12世紀のヴェネツィアにおいても、精算期限の合意がなされた例は稀であり、各地で増加しはじめたのは、13世紀初頭ころからのようである。

150) 第1段落第1文 (Bonaini, pp. 897-898)。

本の4分の1の出資者として利益の3分の2のうちの4分の1（すなわち、利益の6分の1）を合計して（ $1/3+1/6=1/2$ ）、利益の半分を受け取ることになる。

企業者が何も出資しない場合（Si vero ille qui tractat nichil miserit：一方コ契約）、企業者が利益の3分の1を（tertiam proficui partem）取得し、企業者の過失なしに（sine culpa ipsius）生じた損害は、財産（出資者）が負担する（haveris sit）¹⁵¹。

海陸のコメンダの労務と出資に対する評価を比べると、そのちがいは明白である。海では、労務の評価が小さく（利益の4分の1）、出資の評価が大きい（利益の4分の3）。陸では、相対的に、労務の評価が大きく（利益の3分の1）、出資の評価が小さい（利益の3分の2）。

そのちがいは、取引に伴う危険の大小によるもの、と思われる。海と陸では、海の方が危険は大きい。危険が大きい取引への投資には、大きな利益が伴う。いわゆる、ハイリスク・ハイリターンである。

危険が小さい陸のコメンダにおいて、企業者の労務の評価が高くなっている（ようにみえる）が、出資者にとってのローリスク・ローリターンの裏返しでしかない¹⁵²。

なお、(d)で確認したように、出資者は、利益分配の計算上、一方コ契約と双方コ契約のいずれに出資しても、同じ額の利益分配を受けられるはずである。これは、企業者の報酬を利益の3分の1とする陸のコメンダにも妥当する。

(d)で用いた出資者の出資額：12、当該コ契約の利益率：90%とした場合の出資者の利得を計算してみる。

一方コ契約の場合、出資者の利得： $12 \times 0.9 \times 2 \div 3 = 7.2$

双方コ契約の場合、企業者も4を出資するので、出資総額は16になる。この場合の出資者の利得： $(12 + 4) \times 0.9 \times 1 \div 2 = 7.2$

*** 双方的コメンダ契約の衰退・禁止** 旧来の（わが国の）通説的見解（一方コ契約先行説）に反するが、むしろ、早期には（場所によるかもしれないが）、双方コ契約の記録が多く残っており、やがて、その数が減少していった（ヴェネツィアは、

151) 第1段落第2文（Bonaini, p. 898）。一方コ契約において企業者の無過失による損害を出資者の負担とする文言は、Yale 本にはない。当然の理であり、明文化は「不要」と考えられていたのであろう。

152) アマルフィ市慣習法のコ契約に関する規定も、Const. Usus 第23条と同様、陸のコメンダの企業者の労務の対価を利益の3分の1としている（海の場合は、利益の4分の1）。拙稿「コメンダ契約について」・301-304頁参照。

1204年に禁止した)理由を考えてみたい。

出資者にとって、企業者報酬を利益の4分の1とするコメンダ(以下、4分の1型という)と企業者報酬を利益の3分の1とするコメンダ(以下、3分の1型という)では、4分の1型のほうが大きな利益分配を受けられる。

しかし、一方コ契約と双方コ契約では、理論(利益分配の計算)上、いずれに出資しても、同じ額の利益分配を受けられるはずであり、双方コ契約のほうが出資者にとって不利益になる、という訳ではない。

双方コ契約衰退(禁止)の原因は、理論的なものではなく、とりわけ、出資者にとって、より現実的な不条理・不都合にありそうである。

企業者が1つの事業(航海)について一人の出資者とコ契約を締結するだけであれば、出資者がいずれの型の契約を選択しても、問題は生じないはずである。

しかし、1つの事業について、複数の出資者がいて、さらに、2つの型のコ契約が混在している場合、出資者が一人または契約の型が1つの場合に比べ、利益の計算は、複雑化・長期化し、計算ミス・紛争の発生頻度が高まるであろう。さらに、2つの型、一方コ契約と双方コ契約、特約が混在する場合、收拾が困難(不能)になる。

(i)でみたように、Const. Ususは、迅速な精算を明文化していたが、往時、他の都市では、迅速・適時の精算に対する意識はむしろ低かったようである。

航海事業に関するあらゆる事実を正確に記録する制度が整っていれば、事業の精算(利益の計算)の長期化・紛争の頻発を防げるかもしれない。しかし、船舶書記をはじめ法制度化したのは、1229年6月1日公布のヴェネツィアのいわゆるTiepolo法第17条といわれており、ピサにおいては、先に(IV-3-4)みたように、Pisa本第18条に規定されているが、Yale本第18条にはみられない。

より現実的な問題として、航海事業に関するあらゆる事実を正確に記録する制度が整っていたとしても、2つの型のコ契約が混在する場合、3分の1型の出資者が抱くはずの不公平感は、企業者およびコ契約制度に対する信頼を崩壊させかねない。

双方コ契約は、理論的に劣っていたからではなく(出資者の投資額・機会を減殺する可能性はあるが)、現実的に紛争が発生しやすかったために(民事紛争でも多発すれば、都市経済の停滞をまねく)、禁止されなかった都市においても、やがて衰退していったもの、と思われる。

IV-3-8 第24条：De his que dantur ad proficuum maris¹⁵³⁾。

本条は、海事利息つきで、何らかの航海において運用するため、または、船舶の建造もしくは修繕のため (ad proficuum de mari in aliquo tassedio ad tractandum in hentica, vel ad navem faciendam, vel operandam)¹⁵⁴⁾、財産 (金銭その他の財物) の給付がなされた場合の利払い方法について、(元本1リブラあたりの) 利息額の指定 (約定) の有無によって、分けて、規定を設けている。

本条 (および次条) が規律する “prestancia maris (海上貸借：現代イタリア法の用語でいう *prestito marittimo*)” と、新勅法106 (De usuris nauticis) やローマ教皇 Gregorio 9 世の暴 (徴) 利禁止令 (Naviganti vel eunti ad nundinas) などの対象となった契約との異同について¹⁵⁵⁾、本稿は、立ち入ることができない。

また、海事企業・取引の資金に充当する目的でなされる消費貸借について、陸上の消費貸借にはない高額の利息や弁済の条件が合意されるようになった時期・起源は、何時・何処なのか、特定するのは困難ないし不可能であろうし、本稿の目的でもない。本稿のなしうることは、本条および次条の概要の紹介のみである。

(a) 約定利息 1リブラあたりの利息額の指定があるとき (ad certum numerum proficui nominatum per libram) からみてみよう。このとき、さらに、借主が取得できた利益の多少によって、3つのケースに分けて、規定がなされている。

①指定の利息額を超える利益があれば、借主は、利息額全額を支払わなければならない。②利益が指定利息額に満たなかったが、指定利息額の半額を超えていれば、その利益を利息の支払いに充当しなければならない。③利益がないか指定利息額の半額に満た

153) Bonaini, pp. 900-905; Vignoli, pp. 225-230; Pardessus, p. 571 (Paris 本第11条一部)。

154) 本条は、適用条件として、貸与金銭・財物の使用について2つの (細分すれば3つの) 制限を設けているが、その制限は、かなり緩やかか、ほとんどないに等しい。前者の「何らかの航海において運用するため」について、投資目的の海上取引の種類などに制限が設けられていない。また、後者の「船舶の建造もしくは修繕のため」について、「修繕」を「運航」と解する立場もある (Murino, op. cit., p. 164)。その立場によれば、本条の適用制限は、さらに緩やかに解されるのであろう。

155) Cf. Zeno, op. cit., pp. 309-317; 小町谷操三「船舶所有者の責任の史的変遷」『商法研究第3巻』・有斐閣・1931年・28-33頁。中村真澄・箱井崇史『海商法』・成文堂・2010年・361-363頁が「冒険貸借」が教会法・利息制限法の適用を免れた理由について手際よく説明している。

なければ、指定利息額の半額を支払わなければならない。ただし、その支払額は、元本1リブラあたり2.5ソリドゥスを超えてはならない¹⁵⁶⁾。

③の但書きは、当時の消費貸借の利息率を推測する有力な手掛かりとなる。すなわち、1リブラは20ソリドゥスに等しいので、元本1リブラあたり2.5ソリドゥスは、12.5%になる。すると、当時、25%の利息が一般的であったことがうかがえる¹⁵⁷⁾。

海上貸借の利息が陸上の貸借に比べ高額（ときには暴利といわれるほど）であったにせよ、借主は、つねに、約定の利息の支払いを強制されていたわけではない。とりわけ、③の二重の責任制限が、当時すでに、存在していたことを銘記しておきたい。

(b) 慣習利息 つぎに、利息額の指定がないときの利息の支払いについて概観してみよう。このとき、定率の利息が適用されることはなく、指定された航海の目的地(nominando terram in qua ire debeat) ごとに、ピサ市の慣習にしたがい(secundum morem nostre civitatis)、利息額が定められることになる。

このときも、利息額が指定されていたときと同様、利益の多少によって、①利息額全額の支払い、②あつただけの利益を利息の支払いに充当、③利息額の半額の支払い(ただし、元本1リブラあたり2.5ソリドゥスを超えない範囲)がなされる¹⁵⁸⁾。

本条は、利息額の約定がない場合、約定の交易地ごとに利息額が慣習上定まる旨を明らかにしているが、具体的な交易地ごとの利息額については、次条が詳細な規定を設けている。

IV-3-9 第25条 : De constitutione facta de prode maris non nominato¹⁵⁹⁾.

本条は、利息額を指定せずに、交易地を指定して、海上利息つきで金銭・その他の財産の貸借が行われた場合における、交易地ごとの慣習上の(1リブラあたりの)利息額を具体的に列挙しており、前条を補完する規定(特則)といいうる。

本条は、37の欄(Yale 本第25条では36の欄)を設け、各欄に、交易地の都市・地方名と利息額を表示しており、契約当事者が指定・合意した交易地が、本条が列挙している都市・地方のうちに含まれれば、慣習上の利息額が適用される。以下に、Pisa 本とYale 本が列挙している交易地ごとの利息額(率)を一覧表にして対比してみるが、両

156) 第1段落第1文(Bonaini, pp. 900-901)。

157) Tangheroni, op. cit., p. 168.

158) 第1段落第2~4文(Bonaini, p. 901)。

159) Bonaini, pp. 905-906; Vignoli, pp. 230-231.

中世ピサ海法史覚書き

者にほとんど差異がみられない（便宜上、古い時期の Yale 本を左欄に掲示する¹⁶⁰⁾）。

Yale 本 (pp. 230-231) 36欄

Pisa 本 (Bonaini, pp. 905-906) 37欄

交易地	利息	交易地	利息
A Vada	D.8	A Vada	D.8
A Popolonio	D.12	A Popolonio	D.12
A Faliesia et a Monte Argentario et infra	D.18	A Faliesia et Monte Argentarie et infra	D.18
A Civita Vetera et infra	S.2	A Civita Vetera et infra	S.2
A Roma et infra	S.2	A Roma et infra	S.2
A Napoli et infra	S.3	A Napuli et infra	S.3
A Malfi et Salerno	S.3	A Malfi et Salerno	S.3
A Panicastro et infra	S.4	A Panicastro et infra	S.4
A Messina et infra	S.5	A Messana et infra	S.5
A Palarmo et a Mazari et infra	S.5	A Palarmo et Mazari et infra	S.5
A Saragosa et Lampieda et Lectata et Gergenti et Sciacca	S.5	A Saragosa et Lampieda et Lentina et Gergenti et Sciacca	S.5
A Malta et infra	S.5		
A Romania, Suria et Egypto	S.7	A Romania, Suria et Egypto	S.7
A Tripuri, Barbarie et Soaxi et Capsi	S.6	A Tripuri, Soaxi et Capsi	S.6
Ab Affrica	S.5	Ab Africa	S.5
A Tunisi, Bugea et infra et Septi	S.5	A Tunissi, Bugea et infra, et toto Garbo	S.5
		A Malica et Almaria	S.6
		A Septi	S.7
A Denia et Valentia et Barcellona et infra	S.5	A Denia et Valentia et Barcellona et infra	S.5

160) 法律論から離れるが、同一都市であっても、メッシーナが Messina と Messana、ナポリが Napoli と Napuli など、呼称方が異なっていたり、アマルフィがまだ Malfi、シラクサー (Siracusa) が Saragosa と称されていたことなど、歴史的な興味を覚える。

A Maiorica et toto suo regno	S.5	A Maiorica et toto suo regno	S.5
A Nerbona	S.4	A Nerbona	S.4
A Monte Pessulano et Sancto Gilio	S.4	A Monte Pesulano et Sancto Egydio	S.4
A Massilia	S.3	A Marsilia	S.3
A Grassula	S.3	A Grassula	S.3
A Sancto Raphaelae	S.2	A Sancto Raffaele	S.2
A Seon	S.2	A Saona	S.2
A Ianua	D.18	A Ianua	D.18
A Portu Veneris, Luni et infra	D.12	A Portu Veneris, Luni et infra	D.12
Ab Ilba	D.15	Ab Ylba	D.15
A Corsica, a Gaulo usque ad Agrile	S.3	A Corsica et Gaulo usque ad Agrile	S.3
A Balangnia et toto de Pomonte	S.4	A Balania et toto de Pomonte	S.3
A Galluri et ab Orise	S.4	A Galluri et ab Orize	S.4
A Civita et tota Bucinaria	S.3	A Civita et tota Bucinaria	S.3
Ab Ampuri	S.4	Ab Ampuri	S.4
A Portu de Turri	S.4	A Portu de Turri	S.4
A Bosa	S.4	A Bosa	S.4
Ab Arborea	S.5	Ab Arborea	S.5
A Calari	S.5	A Callari	S.5

* 利息欄のDはデナリウス (denarius)、Sはソリドゥス (solidus) を表わす。

** 通貨の単位：1リブラ=20ソリドゥス=240デナリウス

(a) 交 易 地 上掲の一覧表を一瞥して明らかなように、各欄には、1個または複数(最大で5つ)の都市・地方が表示されており、総数は60に及び(Yale本では若干増える)、さらに、たとえば、「マジョルカおよびその全域」というような適用範囲の拡大や、「ルーマニア、シリア、エジプト」「アフリカ」のような広範囲の表示もみられる。

この一覧表から、当時のピサの交易範囲(と危険認識)のおおよそを知ることが可能であろう。その意味で、本条は、法的に有用な史料というよりも、むしろ、商業史的価値のある規定、というべきかもしれない。

地中海全域に交易圏を広げていたピサであるが、列挙された都市・地方のなかに、アドリア海の都市が見当たらない（西地中海の都市・地域は多い）。ピサは、アドリア海の都市と交易をしていなかったわけではなく、1169年、アドリア海の有力海洋都市・ドゥブロヴニク（伊語 Ragusa）と、そして、1188年、ザダル（伊語 Zara）と友好条約を結んでいたほどである。

しかし、ヴェネツィアの影響・支配力が強かったアドリア海の諸都市とは、それほど頻繁に交易をするほど、関係が密ではなかったのかもしれない¹⁶¹⁾。

(b) 利率 各欄に都市・地方名とそこを交易地とする場合の（貸与金銭・財産 1 リブラあたりの）利息額が具体的に（ソリドゥスまたはデナリウスで）表示されている。

ここにすべてを再現する余裕はないが、全体を理解できる程度で確認しておきたい。たとえば、「ジェノヴァ：D18」は、交易地・ジェノヴァの利息額・1 リブラあたり 18 デナリウス、「アマルフィ：S3」は、交易地・アマルフィの利息額・1 リブラあたり 3 ソリドゥスを意味する。

まず、ピサからティレニア海岸沿いに南下すると、ヴァーダ：D8、ピオンビーノ（Faliesia）：D18、エルバ：D15、ローマ¹⁶²⁾：S2、ナポリ：S3、アマルフィ・サレルノ：S3、カラブリア沿岸（Panicastro）：S4。

コルシカ：S3、サルデーニャ島では、ピサから近い北部のオルビア：S4、ガルーリ：S4、ポルトトッレス：S4などと、ピサから遠い西・南部アルボレア：S5、カリアリ：S5では利息額が異なる。

シチリアにも多くの交易地、パレルモ、マザーラ、メッシーナ、シラクサーサ、シャッカなどがあったが、全域均一（S5）であった。

南欧地中海沿岸部では、ジェノヴァ：D18、マルセーユ：S3、バルセロナ：S5、ヴァレンシア：S5、マジョルカ：S5、マラガ：S6。

チェニスと周辺諸都市の利息額は、シチリアの諸都市と同じ（S5）であるが、バル

161) ヴェネツィアがアドリア海の諸都市に大きな影響・支配を及ぼしたことに関しては、拙稿「中世アドリア海法史素描」を参照のこと。

162) たとえば、ローマの欄は“A Roma et infra”と記載されているが、ピサからみて、「ローマからこちら」の意味であろう。つぎのナポリの欄も同様に、“A Napoli et infra”となっている。すると、たとえば、ピサからみてローマより遠くナポリより手前に位置するガエータ（Gaeta）が交易地であれば、利息は、ナポリと同額の 3 ソリドゥスになる。

バリアと称された北アフリカ地域：S6、トリポリ：S6あたりは、高額になる。

さらに遠方（東方）にも、ピサの取引圏は、広がっていた。エジプト：S7、シリア：S7、ルーマニア：S7である。

1 リブラあたりの利息額で利率を確認しておく（リブラ：ソリドゥス：デナリウス = 1 : 20 : 240）、もっとも安いヴァーダのD8は、 $8 \div 240 \times 100 \approx 3.333\%$ 、密に交易があった（と思われる）マジョルカやパレルモなどのS5は、 $5 \div 20 \times 100 = 25\%$ 、もっとも高いエジプト・シリアなどのS7は、 $7 \div 20 \times 100 = 35\%$ になる。

Gregorio 9 世の「暴利禁止令」が金融システムに変化をもたらし、海上保険の生成・発展を促した、といわれているが、Gregorio 9 世が規制を試みた契約と本条（および前条）が規律する契約が異なるものであったにしても、利息が「30%を超えることもあった」と聞けば、後者についても、「暴利」の印象を抱いても不思議はないかもしれない。

しかし、後者の契約は、上掲の表で明らかのように、一律に「30%を超える」ような高額な利息が課せられていたわけではなく、利息が「30%を超える」貸借は、ピサから数百キロ離れた地域の航海に関するものである。

上掲表の利息額（率）は、航海距離（と、おそらく難易度）を考慮して詳細に定められており、商人・債務者には受け入れ可能なそれなりの合理性があったのかもしれない¹⁶³⁾。

IV-3-10 第27条：De compera* mobiliū rerū facta ut in alia terra solutio earū vel pretii fiat¹⁶⁴⁾.

本条は、「特定船舶による着船売買」について規定している、と思われるが、海法の規定の範疇に入れない研究者も見受けられる¹⁶⁵⁾。

163) 「暴利禁止令」は、以前から何度か発令されていたが、とりわけ、1236年(?)のGregorio 9世のそれが、商取引界に与えた影響が大きかった、といわれている。Bonaini は、本条に関して、1248年改正を参照したようであるが(Bonaini, p. 906, n. 1)、その後の1281年改正までについて、注記していない。1281年改正時に本条の利率の改正がなされなかったのであれば、約1世紀間(Yale 本は1185年1月31日当時の規定内容を示す、といわれている)、利率は、ごく一部の地域を除いて、変わらなかったことになる。その利率の変更は、当該地域の治安状況の変化によるものであろう。

164) Pisa 本 pp. 909-911; Vignoli, pp. 235-237; Pardessus, pp. 571-572 (Paris 本第12条)。

165) Zeno, op. cit., p. 141 は、本条を海法の規定として列挙しているが、p. 143 では

規定内容にふれる前に、「見出し」に注目したい。そこに、外形上、小さな差異が認められる。本条の*を付した語“compera”が、Paris 本第12条および Yale 本第27条では、“compara”に置き換わっている¹⁶⁶⁾。

これだけであれば、よくある「つづり」の不一致として見過ごされがちであるが、Pardessus によると、この2つの用語は、まったく別の意味のようである。すなわち、“compara”は仏語の“achat (購入)”に、そして、“comparator”は“acheteur (買主)”にあたり、一方、“compera”は“association (同盟)”を意味し、決して、混同してはならない、という¹⁶⁷⁾。

規定の内容からすると、「同盟」ではなく、「購入」を意味するようであるから、見出しの語は、“compara”の意味に理解しておきたい。すると、「見出し」は、(船積地とは)「異なる場所で決済または価格決定すべくなされた動産の購入について」となりそうて、規定内容に合致する、と思われる。

売買の目的物の滅失・毀損の危険は、陸上よりも、海上において、より深刻なもの(危険発生の頻度、損害額の大きさなど)であり続けている。そして、海上売買における目的物滅失・毀損の危険を回避・軽減するために、種々の売買形態が考案され、改良が重ねられてきた。

特定船舶による着船売買も、そのうちの1つであるが、本条は、当時すでに、当該売買の基本的骨格ができあがっていたことを示している。

動産について、航海における特定船舶の無事到着を条件に、ある人に対して売却をする者は、船舶が安全に航海をしたとき、売却を実行する義務を負う；(売主は)売却を実行しなければ、それにより買主がこうむった損害を、たとえ、自分が無事に帰らなくとも、買主に賠償する義務を負う¹⁶⁸⁾。

↘外している。いわゆる「海上売買」を海商法の範疇に入れない立法が多いようであるが、「自家運送」が一般的であった時代であれば、むしろ、「海上売買」を「海(商)法」で扱うことに違和感はないかもしれない。

166) Pardessus, p. 571. Yale 本第27条の見出しは“De compara mobiliū rerū facta in aliena terra.”で終わっている (Vignoli, p. 235)。

167) Pardessus, p. 571, n. 8, p. 575, n. 1.

168) 第1段落第1文 (Bonaini, p. 909) “De aliquo mobili venditionem si quis alicui fecerit in aliquo tassedio salvo in aliqua nominata navi, si navis salva ierit, venditionem complere teneatur; quam si non compleverit, dampnum quod inde habet ille qui comperaverit, etiam si salvus non redierit, venditor ei restaurare teneatur.”

売買の目的物が目的地に無事到着すれば、売主は、買主以外の者に売り渡すことができない。これは、特定船舶による着船売買（売買の目的物を運送する特定船舶の目的地への無事到着を停止条件とする売買）の特質の1つに合致するもの、といううる。

売買（契約）で特定された船舶において、航行中に危険が発生した場合、売買を実行しうるだけの量の財物を船舶で発送していれば（*si havere in navim miserit, tantum unde venditionem complere possit*）、売主は、救助した分にしがたい、彼の財産から、割合にしたがって、買主に給付する義務を負う¹⁶⁹⁾。

航海中の危険による売買の目的物の滅失・毀損について、合意した量の財物を発送していれば、売主は、再給付の責を負わない。これも、特定船舶による着船売買の特質の1つに合致するであろう。

しかし、（売主は）何も発送していなければ（*si nichil miserit*）、特定船舶において危険が発生したとしても、買主に合意したすべての財産を給付する（*totum quod convenit emptori tribuat*）義務を負う¹⁷⁰⁾。

この場合、売主は、まだ契約上の目的物の送付義務を履行していないのであるから、たとえ、契約上特定した船舶に危険が生じても、目的物の給付義務を免除されない。

なお、Pardessus は、本条と1253-1255年マルセーユ（市）法第2編第16条の関連を強く意識している（後者の“... de venditionibus vini quod portatur ad fortunam Dei et usum maris”の“*usus maris*”は、Const. Ususに残っている海事慣習に関連している、と解している）が、着船売買について、射倖的な取引形態であり、中世には盛んであったものの、Pardessus が *Collection* を公刊したころには、ごくまれになった、としている¹⁷¹⁾。

IV-3-11 第28条¹⁷²⁾ : De naulo navium¹⁷³⁾

本条は、Azuni が、次条から第31条とともに、Con. d. Mar. ピサ起源説の論拠の1つ

169) 第1段落第2文 (Bonaini, loco cit.)。

170) 第1段落第4文 (Bonaini, loco cit.)。

171) Pardessus, p. 264, n. 2, p.571, n. 9. 同じ着船売買でも、不特定船舶による着船売買は、売主にとって、特定船舶による着船売買よりも投機的になるのは事実であろうが、特定船舶による着船売買は、むしろ、海上危険の回避・軽減策としての性格が強いように思われる。

172) Yale 本の写本（原本）ではあやまって XXVII と記載されており、本条以降、条文番号が1つずつ繰り上がっているが (Vignoli, p. 237, n. a)、本稿では、Pisa ↗

とした規定として知られている¹⁷⁴⁾。本条が海法規定であることにつき、異論の余地はない。

本条は、簡潔な見出し（傭船料について）にもかかわらず、「傭船料」以外の事項についても規律したかなり長い規定になっており、Const. Usus の編纂後、いく度かの追加・修正がなされたことが推測される¹⁷⁵⁾。Pisa 本と Yale 本とで記述形式が異なる規定が多くみられるが、本条も、その典型例の1つである。

なお、Azuni の主張の当否については、本条を詳細に分析・検証しても、おそらく判断不能であろう。そう思料する理由は、本条に関連する史料として、ピサの海事裁判所で使用するために編纂された（と考えられている）俗イタリア語の“Del nauolo della nave”がピサ国立古文書館に所蔵されており¹⁷⁶⁾、Azuni 説の当否の判断を試みるのであれば、その史料の分析・検証が最低限、必要・不可欠¹⁷⁷⁾、と思われるからである。本稿がなしうることは、本条の概要の呈示だけである。

(a) **傭船料支払義務** 本条は、冒頭において、「見出し」に相応しく、傭船料喪失の危険に関する原則を定めている。すなわち、いわゆる「海の危険」による傭船料喪失の危険を船主に負わせている。時代と海域により、「海の危険」の種類は異なつたであろうが、ここに当時のピサの「海の危険」をみることができる。

傭船料を支払い傭船した者は、船舶が積荷とともに無事帰着すれば (si ... navis cum carico salva redierit)、合意した傭船料を支払う義務を負う。空船の場合も (Si vero caricum non habuerit)、(傭船者は、) 同様に、傭船料を支払う義務を負う。ただし、下記の3つの阻害事由の1つがあるときは、このかぎりではない (nisi, unum ex tribus

↘本の条文番号に合わせる。

173) Bonaini, pp. 911-921; Vignoli, pp. 237-247; Pardessus, pp. 573-580 (Paris 本第13条)。

174) Azuni, *Sistema ...cit.*, pp. 217-219; *The maritime law ...cit.*, pp. 363-365 は、(ピサ歴) 1323年の“Breve (curiae ordinis) maris”第84条にしたがい、伊語訳して同Breveに撰取すべき規定として、本条から第31条までの4カ条をあげている。

175) Tangheroni, *op. cit.*, p. 172.

176) Vignoli, p. XXXI, n. 42 によると、“Comune, Divisione A, Statuti 10”として分類されている写本。この写本の復刻は、まだなされていないようである。

177) “Del nauolo della nave”の分析・検証が Azuni 説の当否の判断に必要な・不可欠としても、(分析・検証すべき多くの) 必要史料の1つ、という意味でしかない。これ1つを検証すれば Con. d. Mar. の起源・編纂時期が特定できるような史料は存在しない、と思われる。

impedimentis inferius scriptis habuerit)。すなわち、船積地の官憲の船積禁止、敵に対する正当な脅威または略奪による航海不能である¹⁷⁸⁾。

一部安着の場合、(安着した)積荷が、食費および船員の報酬を控除して (salvis expensis victualium et pretio conductalium)、備船料の支払いに足りれば、(備船者は、)備船料全額の支払義務を負う (totum naulum pagare possit, totum tribuat)。積荷が少なければ、備船料、食費および船員に支払うべき報酬を控除して、割合にしたがって、(備船料を)支払う (computato naulo et expensis victualium, et conducto quod dare debet conductalibus, per libram dividat¹⁷⁹⁾)。

(b) **海員の報酬請求権** 備船料支払請求権に影響を及ぼす3つの阻害事由は、海員 (marinarii) の報酬 (merces) 請求権にも影響を及ぼす¹⁸⁰⁾。

第2段落は、まず、上記の3つの免責事由のうちの1つが生じ、船舶が、積荷の全部または一部を失い、目的港に到着の場合 (quando ad locum destinatum navis pervenit) の海員の報酬請求権について規定している。

たとえ、積荷が全部失われまたはわずかしかなかったときでも (de carico nichil vel minus habitum vel reductum fuerit)、海員は、報酬の半額を (mercedis medietatem) 請求することができ、そして、とにかく、積荷の3分の1が (saltem pars tertia carici) 無事到着したときには、報酬全額を (totam mercedem) 請求する権利を有する¹⁸¹⁾。

上記の免責事由により、船舶が航海の一部のみを達成しえたにすぎない場合、海員は、

178) 第1段落第1～2文 (Bonaini, p. 911)。

179) 第1段落第3～4文 (Bonaini, loco cit.) “computato naulo et expensis victualium...” は、「備船料、食費および船員の報酬を計算して、それぞれ、割合にしたがって、支払う」の意味かもしれないが、海員の報酬について、第2段落で規定が設けられていることもあり、Tangheroni の解釈、すなわち、“salvis expensis victualium...” と “computato naulo et expensis victualium...” は同じ控除方法 (sempre con le stesse deduzioni) との考えにしたがいたい (op. cit., loco cit.)。

180) 第1段落に「船員 (conductales)」とその「報酬 (pretium)」について規定されていたが、第2段落では「海員 (marinarii)」とその「報酬 (merces)」が規定されている。しかし、第16段落では、“De conductalibus et marinariis et omnibus qui pretio constituto ...” との表現がなされている。2つの用語で表わされる船上労働者とその労働の対価に差異があるのか、本稿に、判別は不可能である。とりあえず、船上労働者に対する訳語を変えておく。

181) 第2段落第1～2文 (Bonaini, p. 911)。

遂行すべきであった航海の割合の応じて (*pro rata viarii quod facere debebant*¹⁸²⁾、報酬を請求する権利を有するにとどまり、さらに、上記の免責事由により、船舶が始発港から出港できなかった場合、海員は、報酬を請求することができない¹⁸³⁾。

海上企業主体としての船舶所有者や傭船者と異なり、企業補助者の海員は、海上危険による損失の分担（報酬の全部または一部の喪失）について、異なる対応がなされるべきであろう。周知のとおり、かつて、地中海において、海員が労働の対価をえる方法は、自己が従事した航海の成果（利益）の分配に与る型（参加型）と、成果の有無・大小にかかわらず固定給を受ける型（賃金型）に、大きく二分されていた¹⁸⁴⁾。

積荷全損時の報酬半額の喪失、航海の割合に応じた報酬請求権および出帆前の（法定）免責事由発生による出帆不能のケースの報酬全額の喪失から判断すると、ピサの場合、海員も航海の危険の一部を負担していた、ともいえる。

そこから、船主、荷主、海員のあいだで、運命共同体のようなものが形成されていたことを読み取ることができるのであれば、第2段落は、重要な意味を有するが、Yale本第28条では、第2段落全体に対応する部分が欄外記載されている¹⁸⁵⁾。

その欄外記載は、既存の法制度を確認したものか、それとも、新制度を加筆したものか、もし、後者であれば、海員の位置づけに関して、大きな制度変更があったことになるのであろう。

(c) **前払い傭船料** 当時、傭船料は、1つの航海ごとにその額が合意されていたよう

182) ここでは、「距離主義」が採用されている、と思われる。Tangheroni, op. cit., p. 173 は、“in rapporto alla parte di viaggio compiuta prima dell’evento negativo (不慮の事故の発生前に遂行した航海の部分に関して)”と解している。すなわち、免責事由発生の前後の航海の難易度、当事者の得た利益などを斟酌しない、全行程の距離と免責事由発生場所までの航海距離の割合を意味するもの、と解するのであろう。一方、Murino, op. cit., p. 165 は、“in proporzione alla durata del viaggio stesso (航海自体の継続期間に応じて)”と解している。Murino のいう“durata”が地理的距離ではなく、時間的な長さのみを意味するのであれば、「距離主義」とかならずしも矛盾しないが（航海日数から航海距離を概算できれば）、それを直接表わさないであろう。

183) 第2段落第3～4文 (Bonaini, pp. 911-912)。

184) 参加型は、経営規模簿が小さかった時代に多く見られ、賃金型は、時代が下り経営規模が大きくなってから主流になったといわれている。たとえば、アマルフィ海法には、参加海員と賃金海員が一艘の船舶に混乗していたことをうかがわせる規定が存在しているが、ヴェネツィアは、賃金型が主流だったようである。

185) Vignoli, p. 238, n. c.

であるが（もちろん、例外もあったであろう）、その支払時期も、傭船契約上の重要な要素である。

指定の場所に向け、傭船料を支払い船舶を傭船した者（*quis navem ad naulum acceperit*）が、その場所を越えて航海せず、そして、船舶が、海員の過失なしに（*sine culpa marinariorum*）喪失した場合、全部または一部前払いされた傭船料は、返還されない（*totum naulum vel eius pars pagatum vel pagata fuerit, repeti non possit*¹⁸⁶）。

おそらく、第1段落の原則は、ここにも適用されるもの、と思われる。第1段落の3つの（法定）免責事由に加え、債務者の履行補助者の過失による船舶喪失の場合も、傭船者は、傭船料の支払いを免れる。いわゆる使用者責任がこの時期のピサにおいて成立していた¹⁸⁷。

そのこともさることながら、本稿が目じりたいのは、この時期のピサにおいて、「傭船料の前払い」がなされており、それに関する（慣習法上の）規定が制定されていたことである。

前払いと着払いのいずれが、傭船料の支払方法として主流であったのか、契約当事者にとっては、きわめて重要な意味を有するはずである。しかし、規定を手がかりにそれを知ることは、不可能のようである¹⁸⁸。

(d) 船積期間の徒過 船舶の運航・利用上、出帆の日時は、傭船契約の当事者双方にとってきわめて重要な意味を有する。

傭船者（船積みを合意した者：*ille qui caricum convenerit*）は、指定場所における約定期間内の船積み合意した場合、その期間内に船積みをしなくても、先に ((a) で) のべた阻害事由のうちのいずれかが生じないかぎり（*non interveniente aliquo ex*

186) 第3段落第1文（Bonaini, p. 912）。また、第4段落第1文（Bonaini, p. 913）は、約定の目的地到達後、さらに航海の継続がなされ、そして、船舶が損傷した場合における傭船料の支払いと船舶の補修費の負担について規定している。

187) 細かく観察すれば、ここにいう「海員」の範囲が問われるであろう。本条にしばしば出てくる上級船員と思われる“*conductales*”や、特定の作業を行う者（操舵手、漕ぎ手など）も乗船していたであろう。また、当時から議論されていたか不明であるが、「過失」の程度なども問題になりうる。

188) Tangheroni, op. cit., loco cit. 第3段落第2文（Bonaini, p. 912）の傭船料が全部または一部未払いの場合、船舶が積荷とともに無事帰着すれば、精算をし、不足分があれば、その支払いがなされる旨の規定、「手付け」の規定や規定の配置順などから一応の推測は可能かもしれないが、残念ながら、本稿にその力量は備わっていない。

predictis impedimentis)、備船料を支払う義務を負う。備船料を支払わず、そして、違約金の合意があれば、(備船料の) 2倍まで支払う義務を負う。2倍を超える合意がなされていても、2倍までしか支払義務を負わない¹⁸⁹⁾。

船舶の提供を約した者は、手付け (arra) を受け取ったか否かにかかわらず、約定したが、船舶を提供する義務を負う。手付けを受け取って、そして、合意したように船舶を提供しなかった場合、備船者 (船舶を受け取るべき人: qui navem accipere debet) の選択にしたがい、船舶または手付けの2倍を提供する義務を負う (navem vel arram in duplum dare teneatur¹⁹⁰⁾)。

(e) 共有船舶・共同備船の運航 共有船舶または共同備船した船舶 (Navis, que a pluribus comperata¹⁹¹⁾ vel ad naulum accepta) の利用をめぐって、共有者・備船者全員の合意により、ある航海 (A航海) に行くことが決定され (communi concordia in aliquo tassedio ab eis firmata fuerit)、その後 (et postea)、他の航海 (B航海) に行く (in aliud tassedium ire) か否か、共有者・共同備船者のあいだで、意見が分かれることがある。

共有船舶・共同備船の利用に関する反対者の利益保護のあり方をいかに定めるかは、きわめて興味深い。本稿が参照している3つの写本は、一致していない (あるいは、正反対)。

まず、本条をみてみよう。“... si ... minor pars impedimento non interveniente in aliud tassedium ire voluerit, et maior pars ire noluerit, ire non teneatur...”¹⁹²⁾ (G体・下線は筆者による。以下、同じ)。

「少数者」が (阻害事由がないので) B航海に行くことを望み、「多数者」が欲しくない場合、行く義務がない、との立場のようである。

これに対して、Paris 本では、minor parsと maior pars が入れ替わっている¹⁹³⁾。「多

189) 第5段落第1～2文 (Bonaini, p. 913)。

190) 第6段落第1～2文 (Bonaini, p. 914)。

191) Paris 本第13条は、対応する用語に“comparata”をあてている。IV-3-10でみた Pardessus の理解によれば、ここは、“comparata”が正しいのであろうが、Pisa 本は、2つの用語の意味のちがいを意識していないようである。Yale 本第28条では、“co(m)p(er)ata”となっている (Vignoli, p. 241)。

192) 第8段落第1文前半部 (Bonaini, p. 915)。

193) Pardessus, p. 575. 規定内容に影響がないと思われる用語の“つづり”の差異を無視する。

数者」がB航海を望み、「少数者」が欲しくないというように、正反対になっている。

Yale 本は、“... si ... maior pars in aliud tassedium ire noluerit, ire non teneatur...”¹⁹⁴⁾と簡略である (minor pars に関する言及がない)。「多数者」がB航海に行くことを欲しない場合、行く義務がない。本条と同じである。

船舶利用のあり方として、Pisa 本・Yale 本と Paris 本のいずれが合理的であろう。前2者は、多数者がB航海を欲しない場合、B航海しない、と定め、後者は、少数者がB航海を欲しない場合、B航海しない、と規定する。おそらく、前2者に合理性を認める。すると、共有船舶・共同傭船の利用に関する少数・反対者の利益保護は、以下のようになされることになる。

複数の人により購入または傭船された船舶が、合意によりA航海に用いられることが決まった後、少数者がB航海に行くことを望み、多数者がそれに反対の場合、船舶は、B航海してはならない。しかし、多数者は、少数者がこうむった損害を賠償しなければならない。

さらに、航海をめぐる意見の不一致は、船舶共有制度の維持を困難・不可能にする。当該船舶に価値が残っていれば、少数者が、当該船舶を正当な価格で買い取るものとする。少数者が買い取りを欲しなければ、多数者が、当該船舶を正当な価格で買い取らなければならない¹⁹⁵⁾。

われわれは、本条が共有船舶の利用に関する少数者に認めた積極的な利益保護の選択権に刮目させられる。すなわち、少数者は、多数者に対して、持分売渡請求権を有する。これを行使したくなければ、多数者に対して、自己の持分の買い取りを請求しうるし、2つの権利を行使せず、船舶共有・共同傭船に居残ることもできる¹⁹⁶⁾。

なお、この段落でいう「多数者」「少数・反対者」は、「頭数」によるもの、と思われる。それは、少数者（損害をこうむった者）が“sive unus, sive plures sint（一人であろうとも、複数であろうとも）”という文言がみられるからである。

(f) 共有船舶の競売・持分の買い取り 共有船舶の競売（または持分買取）請求権は、

194) Vignoli, loco cit.

195) 第8段落第1文後半部～2文 (Bonaini, loco cit.)。

196) 本条の少数者の利益保護の法制は、多数者にとっては、かなりの負担になるもの、と思われる。多数者は、少数者に対する損害の賠償だけではなく、少数者の2つの選択権の負担に堪えなければならない（持分の売渡請求を受けた場合、正当な価格を取得できるが、船舶共有から排除され、少数者の持分の買取請求を受けた場合、船舶共有の持分は増えるが、正当な価格の支払いを要する）。

請求者にとり投下資本の回収を容易にする手段、と述べている。本条は、共有者間の人的信頼関係に基づく船舶共有制度の維持にあまり関心を有することなく、むしろ、共有者の投下資本回収のほうに関心があつたようである。

複数の者が、ピサまたは他の場所において船舶を共有し、当該船舶を確定した航海に供しておらず、共有者のある者が共有船舶の競売を望む場合 (... si ... aliquis eorum navem incantare voluerit)、他の者は、それに応じる義務を負う。ただし、船舶がある地であつて航海に行くことが決まっておらず、4分の1の持分を有する者 (quarta pars) が、ピサに向け食料品を運搬することを欲するときは、このかぎりではない。また、半数を有する者 (medietas) が商品とともにピサに戻ることを欲するときも同様とする¹⁹⁷⁾。

規定の文言からすると、共有船舶の競売請求は、単独の共有者の発意により可能であり、請求者の持分に制限が設けられていないが、事実上、多数者による発意を想定しているもの、と思われる¹⁹⁸⁾。

少数者が競売請求を行つても、多数者は、有利な買取価格を提示して、競売を避けることはできたであろう。

競売の阻止が認められるのは、共有船舶が外地にある場合であるが、ピサに食料品または商品と戻りたい者 (4分の1または半数の持分者) は、ピサに戻りたくない者 (4分の3を超えるまたは過半数の持分者) の権利を害することができないので、その持分を正当な価格で買い取らなければならない¹⁹⁹⁾。

共有船舶の利用に関する意見の不一致は、共有者全員が一同に会する場合にのみ生じるものではない。多数者 (maior pars) が、ピサまたは他の場所で、他者 (少数者) の合意なしに (sine consensu aliorum²⁰⁰⁾)、共有船舶を航行に供することを決め、そして、

197) 第13段落第1～3文 (Bonaini, pp. 916-917)。ここにいう“quarta pars”および“medietas”について、「頭数」を意味する可能性を否定できないが、Murino, op. cit., p. 167 は、“un quarto della proprietà (所有権の4分の1)”と解している。同意したい。

198) 競売請求者は、“aliquis eorum (船舶共有者のうちのある者)”としか表わされておらず、制約的文言が付加されていない。しかし、本文でふれたように、事実上、持分多数者による競売が想定される。

199) 第13段落第4文 (Bonaini, p. 917)。

200) 前注199)でふれた場合と異なり、ここでの競売請求者 (持分買取請求者) は、多数者 (maior pars) により自己の意思を問われなかった少数者である。航行決定の場に参加して反対意見を表明した少数者には、不在者と同様の権利が認められる。

不在であった少数者 (*alia pars que presens non fuerit*) が多数者の決めた航行に行くことを望まず、船舶の競売を欲する場合、多数者は、船舶の競売を強制されないが、正当な価格でそれを買取り取らなければならない²⁰¹⁾。

本条の船舶共有における競売・持分売買の関する規定の表層を概観しただけであるが、当時、ピサにおいて、共有船舶の競売・持分売買が、かなりの頻度で、なされていたであろうことを読み取ることができる²⁰²⁾。

それは、先述のとおり、共有者間の人的つながりの希薄さを意味する。わが国の商法上の船舶共有関係も、船舶利用に関する持分多数決原則にみられるように、人的信頼関係は薄い、と評されているが、持分少数者に持分買取請求が認められる場合は限定されている。

(8) 報酬の割増請求 当時のピサは (も)、合意した報酬に上乘せ (いわゆる、酒手) を要求する船員 (*conductales*)・海員 (*marinariii*) に悩まされていたようであるが、本条は、そのような不埒な船員・海員に対して、毅然とした対応をしている。

報酬の合意をしたうえで航海に行くことを約束した船員・海員その他の者は、正当な阻害事由により留まるのでなければ (*nisi iusto impedimento*²⁰³⁾ *remanserit*)、引き受けた航海を完遂しなければならない。上乘せ分の支払いがなされても、その分の返還が船員・海員に義務づけられ、また、合意が未履行の場合、上乘せに合意した者 (船主) は、その支払義務を負わない²⁰⁴⁾。

船員・海員の正当な報酬請求権については、(b)でその概略をみたが、そこからかなり離れた段落で、正当化されない報酬の割増請求について、規定が設けられている。当時のピサでは、報酬の上乗せをすべて無効とする対応が必要とされるほど、上乘せの要求が頻繁になされていたのかもしれない。

(h) 冬季の出航禁止 地中海においても、冬季は、他の季節に比べ、風雨が強く海が荒れ、航海の危険が増す。

船舶または可航船 (*lignum navigabile*) が 11 月 1 日の後 (*post kalendas*

ゝのか、興味深いのがこれ以上は立ち入らないでおく。

201) 第15段落第1文 (Bonaini, p. 918)。多数者が共有船舶の売却 (競売) を望まず、少数者が航行を望まないとき、だれか航行に参加したい適当な人が現れることがありうる。その人の参加を認めれば、競売は避けられる。

202) Tangheroni, op. cit., loco cit.

203) ここにいう「正当な阻害事由」も、(a)でみた3つの事由を指すもの、と思われる。

204) 第16段落 (Bonaini, loco cit.)。

novembris²⁰⁵⁾の冬季に、港にある場合、同盟者または船舶共有者 (socii vel partionarii) は、その船舶に財産または商品を有する商人またはその多数の意思に反して、3月1日の前に出航してはならない²⁰⁶⁾。

冬季航海の原則禁止は、ピサだけではなく (Yale 本第28条は明示していないが)、イタリアで広く守られていたようであるので²⁰⁷⁾、先を急ぐ。

(i) 積付制限 運送品の積付けは、船舶の安全航行に大きな影響を及ぼす。積載重量に余裕があっても、運送品は、その性質・重量などに応じて、適切に積み付けなければならない。

第18段落は、航海の安全を期するために (Navigantium salutem feliciter intendentes)、二重の甲板を有する船舶の積付けについて、制限を設けた規定である。

サルデーニャで船積みをしな (in Sardinia non caricentur) 船舶の所有者は、たとえ、商人が望んでも、2つの甲板のあいだの船倉において (in earum honeratione inter duas copertas)、全貨物の4分の1を超えずに (non plus quarta parte totius carici) 運送するものとする²⁰⁸⁾。

この規定に関しては、いくつかの疑問が湧いてくる。まず、これに対応する部分が、Yale 本第28条だけではなく Paris 本第13条にも存在しない。

Tangheroni は、この部分について、(ピサ歴) 1161~1233年のあいだに付加されたものであろう、と推測している²⁰⁹⁾。Tangheroni の推測を補足すると、この部分は、Const. Usus の編纂後、Pisa 本の編纂前に制定されたもの、と解するのであろう。この推測で、この部分が Yale 本第28条にないことの説明が可能であったとしても、Pisa 本より後世の Paris 本第13条にないことの説明が困難である。

さらに、規定の内容として、サルデーニャで船積みをする船舶が適用対象から除外されている。もし、航海の安全のため、貨物の数量および積付場所に制限を設ける必要が

205) Paris 本第13条では“post festum Sancti Andreæ (聖アンドレアの祭日の後)”になっている (Pardessus, p. 578)。

206) 第17段落第1文 (Bonaini, p. 919)。Yale 本第28条は、本条第17段落に対応する部分を有しない。

207) Pardessus, p. 578, n. 1: Le même, *Collection ... cit.*, tom. 1, Paris, 1828, p. 73.

208) 第18段落 (Bonaini, loco cit.)。

209) Tangheroni, op. cit., 174. Yale 本がピサ歴1186年1月31日公布時の Const. Usus の姿を記録するもの、と考えるのであれば、むしろ、ピサ歴1186年1月31日から1233年のあいだに付加されたもの、と推測すべきであろう。

あるのであれば、サルデーニャ航路の船舶を除外する理由の説明がつかない²¹⁰⁾。

(i) アルノ河岸での陸揚げ 本条は、末尾近くで（第21段落）、穀物運搬船（*navis de blada*²¹¹⁾）のアルノ河岸での陸揚期間に関する規定を設けている。

陸揚期間は、運送（備船）契約当事者間の合意があれば、それにしたがう（*secundum quod convenerint, inter se observetur*）。興味深いのは、陸揚期間につき当事者間に合意がないときの規定である。

Yale 本第28条（本文）は、当該船舶が「アルノ河岸に到着してから1月以内（*infra unum mensem ex quo ad ripam Arni venerit ...*）」と定め、本条は、「15日以内（*infra XV dies ex quo ...*）」、そして、Paris 本第13条は、「8日またはより少ない日以内（*infra dies octo, vel pauciores ... ex quo ...*）」と規定している²¹²⁾。時代が下るにつれ、陸揚期間が短くなっている。

そして、Vignoli によると、Yale 本の上記部分の“*unum mensem*”が抹消され、欄外に“*quindecim dies*”と注記されているようである²¹³⁾。

また、本条は、ピサ歴1259年、執政者 Riccardus de Villa の時、改正がなされ、「15日以内」とする文言が Paris 本第13条と同様の文言に置き換えられた、という²¹⁴⁾。

すると、陸揚期間を「1月以内」とする期間が、Const. Usus の編纂時から Yale 本第28条の欄外記載時（Yale 本が1185年1月31日の規定内容を記録しているにしても、欄外記載の正確な時期は不明）前まで続き、その後、「15日以内」とする期間が、1259年（Riccardus de Villaの改正時）まで続き、さらに、その後、「8日またはより少ない日以内」となったことになりそうである。

荷役期間の大幅な短縮は、港湾施設・設備の充実なくして、実現不可能であろう。われわれは、3つの写本の陸揚期間に関する規定から、当時、ピサの港湾施設・設備が目覚ましく充実したことを推測しうる。

210) Tangheroni, op. cit., loco cit. も、サルデーニャ航路の船舶を除外する理由の説明に窮しているが、積荷の性質に求められるのでは、と推測している。

211) 手元のラテン語辞典に“*blada*”は載っていないが、Tangheroni, op. cit., loco cit. が本段落を穀物の陸揚の態様に関する（*modalità relative allo scarico di grano*）規定と考えているので（*lo stesso senso*; Murino, op. cit., loco cit.）、それにしたがっておく。

212) Vignoli, p. 247; Bonaini, p. 920; Pardessus, p. 579.

213) Vignoli, p. 247, n. uu.

214) Bonaini, p. 920, n. 2.

IV-3-12 第29条：De iactu navium²¹⁵⁾。

本条は、共同海損の典型例、いわゆる「投荷」を主たる規律対象とするほか、帆柱の切断、属具の投棄についても規定している。本条が海法に固有の規定であることに疑いの余地はなく、また、Azuni が Con. d. Mar. ピサ起源説の論拠の1つにしたものとして知られている。

(a) 荷主（または海員）の多数の同意 投荷は、同じ船舶に積載されている財産の所有者・利害関係人の利害に影響を及ぼすので、慎重を期さなければならない。

緊急に何らかの不可抗力の事故により (superveniente aliquo iudicio²¹⁶⁾)、荷主の多数 (maior pars henticium numero) が、荷主が不在のときは、在船の海員の多数 (maior pars marinariorum numero) が、投荷することに合意をした場合、投荷および投荷の際の商品の不実告知による損害 (dampnum de iactu et de peioratione mercium propter iactum factum) は、船舶に残ったすべての財産をもって (de toto havere quod in navi remanserit)、割合にしたがい、陸揚げした地の価格、投荷された物の価格および不実告知された商品の価格に基づいて填補される²¹⁷⁾。

これは、投荷の原則（導入）規定である。投荷の要否は、原則として、荷主の判断にかかっている。このことから分かるように、当時、荷主が自己の商品とともに航海するのが一般的であったのかもしれない。

しかし、荷主不在のとき（荷主が商品と同行しないこともあったことが分かる）、投荷は、船長の判断ではなく、海員の多数の判断によりなされる。いずれのときも、船長は、緊急時に、投荷の必要性を説得することはあったであろうが、独自の判断で投荷を決定できない。

なお、損害を分担する財産 (havere) は、積荷・商品²¹⁸⁾であり、船舶・属具は含ま

215) Bonaini, pp. 921-923; Vignoli, pp. 247-249; Pardessus, pp. 580-582 (Paris 本第14条)。

216) Pardessus, p. 579, n. 1, p. 580, n. 3 によると、ここにいう "iudicium" は、辞書に用例はないが、明らかに "accident de force majeure" を意味する、という。したがっておきたい。

217) 第1段落第1文 (Bonaini, pp. 921-922)。投荷損害を分担するのは、原則として (例外は次注を参照)、船舶に残った財産 (荷主) である。投荷が合意によってなされ、そして、投荷された財産が回収された場合、その財産は、元の所有者のものそのままである (第3段落: Bonaini, p. 922)。投荷された財産は、他人によって後に回収されれば、救助費用を負担することになるので、投荷損害の分担を免れる。

218) 第1段落第2文によると、当初予定の陸揚港に至る前に分別・陸揚げされた商

れないようである²¹⁹⁾。

(b) **同意のない投荷** 単独・少数者の発意による投荷は、原則として、許されない。もし、だれかが、荷主（または海員）の多数の同意なし（*sine concordia, ut supra dictum est*）、投荷を行う場合、（投荷による損害は）その行為者が負う²²⁰⁾。単独・少数者が、多数の同意なしに投荷をするには、すべての損害を負担する覚悟でしなければならない。

しかし、緊急事態においては、多数の同意をえている時間的余裕がなく、単独・少数の判断で投荷を実行せざるをえないことがありうる。そのときの投荷実行者の免責の可能性が認められている。はじめ、だれかが同意なしに投荷を行っても、その後、多数の同意に基づき（*postea cum concordia*）、あるいは一致して、（他の者たちが）投荷を行えば、はじめ同意なしに行ったことは、共通であり、あたかも、投荷は同意に基づきなされたようになる（*tamquam si cum concordia iactus factus esset*²²¹⁾）。

個人・少数の判断の正しさが多数により事後承認・追隨されれば、最初の投荷実行者は、損害を負担する必要はない。単独・少数の判断による投荷をすべて禁圧・抑制すれば、投荷に対して消極的になり、海の危険を超克する機会を逃し、全財産を失うことにもなりかねない²²²⁾。

(c) **正当性に対する疑問** 投荷は、危険が切迫した状況での判断に基づきなされる。とりわけ、その場にいなかった荷主にとって、投荷が正当になされたものと納得しうるとはかぎらない。むしろ、正当性に疑問を持っても不思議ではない。

その財産を投荷された荷主のうちのだれかが（*quivis eorum cuius havere iactatum fuerit*）、正当に投荷されなかった、と主張した場合、海員は、主張者の財産に関して、

、品も、その陸揚げ後に生じた投荷の損害を負担するもの、とされているが、Pardessus, op. cit., p. 581, n. 1. によると、このよう規定は、ピサ海法に固有のものなのである。

219) 「船舶に残ったすべての財産」に「船舶・属具」も含まれる、と解しうるか疑問であり、さらに、それらの評価方法が明示されていない。

220) 第1段落第3文（Bonaini, loco cit.）。

221) 第1段落第4文（Bonaini, loco cit.）。

222) 同意なしの投荷実行者を免責するには、事後的な同意よりも、一定の切迫・不意の危険のもとでの投荷について、同意を擬制するほうが、より確実である。そこで、第4段落第1文（Bonaini, pp. 922-923）は、たとえば、河口における搁座、海中の岩礁・浅瀬への座礁などのような急迫・不意の危険のもと、多数の同意なしに投荷がなされても、あたかも同意により投荷されたものとしている。

投荷がなされた時、故意にはなく恐怖によりなされたことの宣誓を求められる。宣誓をしえないかまたは欲しなければ (Quod si iurare sic non potuerint vel noluerint)、(海員は) 損害を賠償しなければならない²²³⁾。

(d) 帆柱の切断・船舶装備の投棄 投荷をする場合、安価な物から高価な物、重量の重い物から軽い物の順に投棄されるのであろうが、積荷の投棄だけで危険を回避しえない場合、いわば、最後の手段として、帆柱や手すり、錨や帆布なども投棄せざるをえなくなる。

本条第4段落第2文は、帆柱の切断および船具の投棄について規定している。商品および船舶を救助するため、船舶の帆柱が切断され、または、共通の危険の原因を除去するため、船舶の装備が投棄された場合、損害は、割合にしたがい、負担される (... per libram dampnum adequetur.)²²⁴⁾。

帆柱の切断や装備の投棄による損害の分担者について明示されていないが、(a)でみた積荷の投荷の場合と同様、「救助された商品の割合にしたがい (in proporzione delle merci salvate)」救助された荷主が負担するもの、と解されている²²⁵⁾。

なお、Azuni は、Con. d. Mar. ピサ起源説を展開するなかで、(ピサ歴) 1323年の Breve maris の規定に学説彙纂第14巻第2章第3法文と一致するものがある旨を指摘しているが²²⁶⁾、それは、本条第4段落第2文の思い違いであろう。なぜなら、Azuni 自身が認めているように、彼のいう1323年の Breve maris はイタリア語で記述されているからである。

本条第4段落第2文と学説彙纂第14巻第2章第3法文との類似性は、Paedessus も認める——彼のことはを借りれば、「その語句をほとんど文字どおり引き写した

223) 第1段落第7～8文 (Bonaini, p. 922)。規定の文言からすると、投荷の正当性に疑義を呈した荷主が一人でもいれば、海員は、宣誓を求められるのであろう。Pardessus, p. 581, n. 3 によると、海員に宣誓を求める規定は、オレロン海法第8条に類似しており、すべての海法に収められている (a été conservée par toutes les législations)、という。

224) 第4段落第2文 (Bonaini, p. 923) “Cum arbor navis incisa fuerit pro mercibus et nave liberanda, vel aliud instrumentum navis removendi communis periculi causa deiectum est, per libram dampnum adequetur.”

225) Murino, op. cit., p. 168.

226) Azuni, *Sistema ...cit.*, pp. 222-223; *The maritime law...cit.*, p. 368. 学説彙纂第14巻第2章第3法文 “Cum arbor aut aliud navis instrumentum, removendi communis periculi causa, deiectum est, contributio debetur.”

(presque littéralement copié les expressions)」——ところである²²⁷⁾。

(e) 投荷をしなかった船舶の損傷 船舶・積荷に危険が迫っても、つねに投荷が行われるわけではないが、そのために、船舶が毀損することがありうる。

投荷を行わなかった船舶が毀損し、船舶のなかに有していた財産を救出した者は、(船舶がこうむった損害を) 分担する義務をまったく負わない²²⁸⁾。

投荷がなされなかったときに船舶がこうむった(単独)損害は、船舶所有者が負担するほかない。

むしろ不思議なのは、この規定が本条および Paris 本第14条では最後に置かれているが、Yale 本では海上拾得物に関する第30条の冒頭に置かれていることである(多分、前二者の配置が適切であろう)。

IV-3-13 第30条: De rebus que inveniuntur in mari²²⁹⁾.

本条は、海(海上・海底・海岸・河岸)で船舶の積載物を拾得した者に認められる報奨などについて規定している。本条が海法の規定であることは、すべての研究者が認めるところである。

(a) 原則的報奨額 海上で(in mari)物を拾得した人に認められる報奨額(割合)は、原則として、拾得物の4分の1であり(quartam sibi retineat)、4分の3は所有者(または相続人)に返還しなければならない。

高価値品に関しては、別に報奨額が定められている。すなわち、金、宝石、真珠、バルサム(balsamum)、麝香(muscatum)、琥珀(ambra)、その他の同等価値の高価値品については、拾得者は、8分の1、銀については、6分の1を取得する²³⁰⁾。

(b) 報奨の減額 拾得物の報奨額は、一定ではなく、拾得物の種類、拾得場所・状況により異なる。

227) Pardessus, p. 581, n. 7.

228) 第6段落(Bonaini, loco cit.)。なお、Pardessus, p. 582, n. 2によると、この原則は学説彙纂第14巻第2章第4法文に一致する。

229) Bonaini, pp. 923-925; Vignoli, pp. 250-251; Pardessus, pp. 582-583 (Paris 本第15条)。

230) 第1段落第1~3文(Bonaini, p. 923)。なお、balsamum, muscatum と ambra は、手元の羅和辞典に載っていないが、それぞれ推測しておく。列挙の財物から、当時のピサにおける市場価値のおおよそを知ることができる、という意味で、第1段落は、商業的・経済的にも興味深い規定である。

まず、危険を免れるため投棄され海底に (*in fundo maris*) 沈んでいた物については、割合が低減される。粗鋼と鉛では4分の1、銅、錫と鋼鉄では6分の1、銀では20分の1、金、宝石と真珠では30分の1、その他の物では8分の1というように、それぞれ減額がなされる²³¹⁾。

さらに、この報奨の割合は、海岸で (*in litore maris*) 拾得された物については、より低減される。一般の物では12分の1、銀では30分の1、金、宝石と真珠では40分の1というように、それぞれ減額がなされる²³²⁾。

海岸での拾得作業は、海底でなすより容易であるから、報奨の割合が低くとも不合理ではないであろう。

また、船内にいた人が救助者の場合、さらに減額がなされる。船舶が毀損し、その船舶上の人^g (*homines eiusdem navis*)、その船舶にあった他人の物を救助した場合、20分の1を取得し、残りを所有者に返還しなければならない²³³⁾。

救助者が乗船者の場合、高価品に関する報酬の減額は、規定の文言上、なされていない。

(c) 略奪物の取戻し 敵国人に略奪された物が、ピサ市民または周辺地域の人によって (*res ab inimicis captas virtute hominum civitatis nostre vel districtus*)、取り戻されることがありうる。

敵国人または略奪者が略奪物を彼らの地域に陸揚げする前に、彼らから略奪物を取り戻した者は、その3分の1を報酬として (*tertiam partem pro premio*) 取得することができ、残りは、その所有者またはその相続人に返す義務を負う²³⁴⁾。

通常の拾得物と異なり、敵国人や海賊などの略奪者から物品を取り戻すには、大きな危険が伴うはずであるから、報酬が大きくなるのも当然であろう。また、高価品に関する報酬の減額は、規定の文言上、なされていない。

(d) 損害補償 船積貨物の流失事故は、海上だけではなく、アルノ川でも (かなりの頻度で) 生じることがあったようである。

物品が川に流され、それを危険から救助しようとする者はだれでも (*quicumque eam de periculo liveraverit*)、その物品について公正・公平と考えられることをなすう

231) 第1段落第4～8文 (Bonaini, pp. 923-924)。

232) 第1段落第9～10文 (Bonaini, loco cit.)。

233) 第2段落第2文 (Bonaini, loco cit.)。

234) 第2段落第1文 (Bonaini, loco cit.)。

る。川または海が荒れ (*vi fluminis vel maris tempestate*)、船舶から流失した物品が他人の土地に損傷を与えた場合、物品の所有者は、土地所有者の異議なく (*sine contradictione domini terre*)、自由に自己の物品を選び出すことができるが、裁判官の仲裁にしたがい (*iudicis arbitrio*) 土地所有者の損害を補償しなければならない²³⁵⁾。

本条は、流失物の所有者に対して、漂着先の土地所有者の許諾なしに、漂着先への立入りを認め、その利益を保護する一方、救助作業により損害をこうむった土地所有者への補償を義務づけている。

流失物所有者と流失先の土地所有者の双方の利益保護を図った規定とというのが、補償額については、流失物の一部によるのではなく、「裁判官の仲裁」により決定される。

IV-3-14 第31条：De dampno navis dato ab altera navi²³⁶⁾。

本条の主たる規律対象は、船舶衝突による損害の負担である。船舶衝突は、場合によっては、関連した船舶に深刻な損害を発生させ、利害関係人の海上企業活動の存続を危うくする。その辺の事情は、今も昔も変わらない。本条を海法の範疇に入れることに異論はみられない。

(a) 原則 (過失責任) 船舶が、自己の過失により (*sua culpa*)、他の船舶に損害を与えた場合、損害を賠償する義務を負う；たとえば、船舶が、好天のもと (*in quieto tempore*)、入港するときに港に碇泊中の船舶に衝突し、損害を与えた場合、損害を賠償する義務を負う。衝突した船舶は、衝突により損害をこうむっても、衝突をした相手方船舶から損害を賠償されない (*ei non restauretur ab ea quam percussit*²³⁷⁾)。

本条は、冒頭において、一方的過失による船舶衝突の典型的な場合を例示しながら、船舶衝突における過失責任の原則を確認し、加害船舶の損害に関し自己負担を明示している。

(b) 荒 天 入港する船舶が、荒天により (*aliquo temporis impetu*)、碇泊中の船舶に衝突し、損害を与えた場合、(衝突を)回避できたのであれば、損害を賠償する義務を負う；回避できなかったのであれば、碇泊中の船舶に与えた損害は、過失がなかったため (*quia in culpa non fuit*)、賠償する義務を負わない。衝突した船舶は、衝突

235) 第2段落第3～4文 (Bonaini, pp. 924-925)。

236) Bonaini, pp. 925-927; Vignoli, pp. 251-253; Pardessus, pp. 583-584 (Paris 本第16条)。

237) 第1段落第1～2文 (Bonaini, p. 925)。

により損害をこうむっても、自身で負担する (sibi imputetur.²³⁸⁾)。

過失責任の原則は、荒天時にも適用される。荒天下であっても、衝突の回避が可能であれば、衝突した船舶は、過失あるものとして、損害賠償責任を負う。しかし、操船不能・衝突回避不能の荒天下で生じた衝突について、碇泊中の(衝突された)船舶は、もちろん、入港してきた(衝突した)船舶も、衝突により生じた損害の賠償責任を負わない。各自に生じた損害は、自己負担になる。

(c) 不適切な係留 入港してきた船舶が、係留し、その後、碇泊中の船舶に損害を与えた場合、別の所に係留可能であった (aliter se ormediare potuit) のであれば、損害を賠償する義務を負う²³⁹⁾。

船舶が、係留場所の選択ミスにより他船に損害を与えた場合、損害賠償義務を負うのは当然である。係留場所は、風向、潮流、他船との間隔などを考慮して選択しなければならない。

係留中の船舶間の衝突は、後から係留した船舶の係留場所の選択ミスによることが多いが、係留場所の選択は、後から係留する船舶のみに課せられた問題ではない。

先に入港した船舶が (navis, que prius in portu fuerit)、たとえば、港の狭い入口付近の後から港に入ってくる船舶の進路を妨害する場所に碇泊・係留するような場合である。不適切な場所に係留され進路を妨害されたため、衝突の回避が不能であった場合、先に係留していた船舶が、後からきた船舶がこうむった損害を賠償する義務を負う (dampnum quod venienti navi fecerit, emendare teneatur²⁴⁰⁾)。

係留中の船舶の衝突は、係留場所の選択ミスによってのみ生じるものではない。場所の選択にミスがなかったが、係留が不十分であったため、衝突が生じることがある。

後から入港した船舶が、広い港内に碇泊している船舶を発見し、相互に衝突しないように離れた場所に碇泊したが、その後、いずれかの船舶に錨や係留網の不具合が生じ、漂流をはじめ、他の船舶に衝突したような場合である²⁴¹⁾。

なお、船舶衝突の過失責任主義と加害船舶の損害に関する自己負担は、煩わしいので逐一指摘しないが、第1段落において、繰り返し(被害船舶に対する損害賠償責任が確

238) 第1段落第3～4文 (Bonaini, loco cit.)。

239) 第1段落第5文 (Bonaini, loco cit.)。この後(第6文)、加害船舶の損害に関する自己負担が確認されている。同様のことが、次注と次々注においても妥当する。

240) 第1段落第7文 (Bonaini, pp. 925-926)。

241) 第1段落第9文 (Bonaini, p. 926)。

認されるたびごとに)、確認されている。

(d) **双方無過失** 操船性能に欠ける帆船は、充分な乗組員を配乗していても、双方の船舶に過失がない (*sine culpa alicuius*) にもかかわらず、他船との接触・衝突を避けられないことがしばしば生じる。

船舶が接触・衝突すると、絡み合ってしまう、そのまましていると、双方の船舶が沈没・座礁の危険にさらされることがある。双方にとって危険な状況を打開するために、一方または双方に損害が生じることを覚悟で、絡み合った船舶を切り離す必要がある。場合によっては、一方の(大型)船舶が他方の(小型)船舶を乗り壊すようにしてでも、危険な状況を打開せざるをえないこともありえよう。

本条は、危険な状況の打開を試みた船舶に対して、その行為により相手方船舶がこうむった損害を賠償する義務を負わせている²⁴²⁾。

(e) **舢の毀損** 本条の第3段落は、前2段落との関係・脈絡(2段落とも船舶衝突に関する規定、と考えると)の理解に苦しむ規定である²⁴³⁾。

備船に供された船舶の舢(*barca*)が、海員の過失により(*culpa marinariorum*)滅失した場合、海員は、それを賠償する義務を負う。しかし、(舢が)彼らの過失なしに(*sine eorum culpa*)滅失した場合、(海員は、それを)賠償する義務を負わない²⁴⁴⁾。

Tangheroniによると、舢(*barca*)でピサからサルデーニャまで行くことができたようであるが、ここでは、港内における荷役用の小型舟(*piccola imbarcazione*)に言及したもの、と解している²⁴⁵⁾。もし、そうであれば、輻輳する港内で荷役をする小型舟は、他船との衝突も稀ではなかったであろう。それをもつばら扱う海員にも、過失主義に基づく損害賠償責任が課せられていた、と解しうる。

V むすびにかえて

【本稿の成果】 本稿は、IIにおいて、ピサの歴史を一瞥した後、IIIにおいて、逸話に

242) 第2段落 (Bonaini, loco cit.) "... si una alteri studiose fecerit aliquid propter quod pereat, dampnum quod inde habuerit emendare teneatur."

243) Pardessus, op. cit., p. 584, n. 3 は、第3段落 (Pardessus の復刻本では第6段落) までを学説彙纂第9巻第2章第29法文の *Ad legem Aquiliam* の原則の発展形であるが、第4段落 (Pardessus の復刻本では第7段落) 以降は、同一条文に置かれていても、関連はない(投荷に関する補足であろう)と解している。

244) 第3段落 (Bonaini, loco cit.)。

245) Tangheroni, op. cit., p. 177, n. 24.

残る11世紀の2つの海法にふれ、そして、IVにおいて、Const. Usus の10数カ条の海法規定のごく表層部を通覧した。

もちろん、この作業だけで、往時のピサ海法の全貌を知りうるわけではないし、Const. Usus のなかに、検討すべき規定がまだ残っているかもしれない（たとえば、第34条など）。また、Const. Usus 以外にも、いくつかの団体規約・業務規則などのなかに、海法規定が存在する、といわれているが、本稿は、それらについては、ふれていない。

しかし、Const. Usus の海法規定に特化した研究は、イタリアにおいても、ごく数がかぎられており、それほど詳しいわけではない。むしろ、本稿のほうが、少なくとも量的には、それらを凌いでいる。ただ、参考文献・史料の数がかぎられているので、本稿には少なからず過誤・誤謬の類が存在するはずである。読者諸賢には了とされたい。

それでもなお、本稿によって（もちろん、**【残された課題】**として、個別制度・条文の分析・検討の深化を要するが）、ほとんど知られていなかった、往時のピサ海法の一端のみでも明るみに出しえたのであれば、筆者にとって、まさしく望外の幸せである。

【残された課題】 ピサが繁栄の頂点にあったころ、すでに、衰退の原因が潜んでいたかもしれないが、衰退に向かわせた最大の要因が、メロリア海戦の敗北（1284年8月）であったことは、衆目の一致するところであろう。

しかし、ピサは、その敗北により一気に衰退したわけではなく、1406年、フィレンツェに併呑されるまで、いわば、海洋共和国としての後半期、自己存続・再構築の試みを継続し、各種の規約を編纂・公布した。その代表的成果として、1305年の海事裁判所規約 Breve Curiae Maris Pisanae Civitatis および商事裁判所規約 Breve Consulum Curiae Mercatorum Pisanae Civitatis をあげることができる（それらは、10数年後、それぞれ、イタリア語の Breve dell'Ordine del Mare della Città di Pisa [1322年] および Breve dei Consoli della Corte dell'Ordine de' Mercatanti [1321年] に改められた）。

本稿との関連でいえば、羅・伊語による2つの海事裁判所規約の編纂・公布は、海洋共和国ピサの後半期を飾るに相応しい記念碑的事業、といえる。

Schaube は、comune の再構築に取り組んだピサの人々に思いを馳せながら、あの名著 (*Das Konsulat des Meeres in Pisa*, Leipzig, 1888) をものしたのであろう。そして、Schaube の不朽の功績は、超克を試みる者の接近を、1世紀以上、拒み続けてきた。おそらく、その状況は、近い将来に変わることはない、と思われる。

今後われわれのなすべきことは、Schaube からえた知見をもとにしながらも、

Schaube が充分になしていない2つの海事裁判所規約（および Breve Portus Kallaretani）の逐条的な（あるいは、主要条文に関する深化した）分析・検討であろう。

もし、その作業に加え、2つの商事裁判所規約にまで分析・検討の範囲を拡大できれば（それには、かなりの時間を要するであろうが）、海事裁判所規約と商事裁判所規約の比較検証を可能にし、海法史のみならず、商法史研究に少なからず貢献しうるのはである。

（2023年7月12日脱稿）